

- 六、農道精神ノ涵養ニ努メ思想ノ健全ト勤勞ノ美風ヲ一層助長スルコト
- 七、我等ノ偉大ナル自力アルコトニ覺醒シ前各項ノ實行實現ニ關スル輿論ノ喚起高調ニ努ムルコト

右決議ス

昭和十年一月二十三日

三重縣下農會大會
三重縣農道會

(九) 米穀、産糶兩法案に對する縣下農民大會

農村の要望によつて漸く具體化する米穀自治管理法案並に産糶處理統制法案が議會に提出せらるゝや全國の米穀商及び少數大資本製絲業者は猛烈反對を表明して議會通過を阻止しあらゆる方法を以てその潰滅を謀らんとした、農業關係團體では全國農會大會、農村産業組合大會、全國養蠶組合大會等を開き政府案を絶對支持し之が通過を期するため各府縣から代表者を中央に送つて實行運動に参加したのであるが、反對運動は實に巧妙に行はれ議會に於ける實行は樂觀を許さざる形勢を示すに至つたので本縣に於ける十三團體を以て結成せる三重縣農道會は同會主催の下に縣下農民大會を開催して農民輿論を強調し兩法案の通過を期することゝなつた。

即ち昭和十年三月十一日午後一時より本大會を津市石水會館に開催したが午前十一時頃より出席するものあり、定刻前既に一千名の入場を見、開會後も續々出席者が増加し遂に會場内に入ることを得ず擴聲器によつて場内の模様を知らせることゝした。かくて當日の會衆一千三百名に達し、非常時農村に於ける兩法案支持の強キ熱意を窺ふことが出來た。大會は小林會長の挨拶に始まり、續いて上京運動に参加せる各團體代表者の経過報告あり左記宣言、決議を行つて散會した。

宣言

今次米穀自治管理法並に産糶處理統制法案ノ帝國議會ニ提出セラル、ヤ全國商工會議所、米穀商組合、糶仲繼業者及少數大資本製絲業者等ハ之ヲ目シ不當ニ商人ヲ壓迫シ其ノ潰滅ヲ謀ラムトスル意圖アルモノト誇張シテ世論ヲ刺戟シ政府及議會ニ對シ猛烈ナル反對運動ヲナシ兩法案ノ成立ヲ阻止セントス、今ヤ積年ノ疲弊困憊其ノ極ニ達シ將ニ生死ノ境ニ彷徨セル農村ニ對シ之ガ匡救ノ方途固ヨリ一ニシテ足ラズト雖就中主要生産物タル米糶ノ適正ナル對策ハ緊急事
中ノ緊急事タルヲ信ズ

故ヲ以テ我等ハ兩法案ノ通過ヲ翹望スルヤ切ナルモノアリ、然ルニ昨今議會ノ形勢ハ吾人ノ期待ニ反スルノミナラズ農村經濟機構ニ對シ制限ヲ加ヘントスルガ如キハ實ニ時代錯誤之ヨリ甚ダシキハナク農村ノ更生ニ一大支障ヲ來シ農村經濟ニ一段ノ窮迫ヲ加フルニ至ルベク國家ノ爲洵ニ深憂ニ堪ヘザルナリ、依テ吾人ハ右兩法案ノ速ニ兩院ヲ通過シ其ノ實現ヲ期スル爲特ニ本縣選出貴衆兩院議員ノ奮起ヲ要望スルト共ニ之ニ反對シ農村經濟機構ニ掣肘ヲ加ヘントスルガ如キ論議ヲナスモノニ向ツテハ徹底的ニ之ヲ排撃セントス

右宣言ス

決議

- 其一、米穀自治管理法案ハ原案ノ通り速ニ兩院ヲ通過センコトヲ期ス
- 其二、産糶處理統制法案ハ原案ノ通り速ニ兩院ヲ通過センコトヲ期ス
- 其三、産業組合事業ノ制限ニ對シ絶對反對ス

(緊急決議)

- 一、法案通過、目的貫徹ノ爲縣下各郡市團體長ヲ實行委員トシテ上京スルコト
- 二、上京委員ハ一同死力ヲ盡シ目的貫徹ニ努力スルコト

- 三、本日ノ大會出席者ハ各自ニ本縣選出代議士へ本日ノ決議ヲ葉書ヲ以テ陳情スルコト
- 四、本縣兩黨支部へ陳情スルコト
- 五、米、爾兩法案ニ對スル各代議士ノ賛否ヲ縣下ノ町村單位ノ團體ニ報告スルコト
- 六、萬一法案審議未了ノ場合ハ其ノ真相ヲ調査シ前同様單位團體へ報告スルコト
- 七、本縣選出貴衆兩院議員ニ本日ノ決議ヲ直チニ電報ニテ通告スルコト

三重縣農民大會

昭和十年三月十一日

三重縣農民大會選出上京委員

- | | | |
|------------------|-----------------|-----------------|
| 員辨郡代表 丹生川村 二宮實太郎 | 三重郡代表 三重村 加藤主計 | 三重郡代表 楠村 龜田松太郎 |
| 鈴鹿郡代表 庄内村 佐藤邦則 | 鈴鹿郡代表 國府村 平井利一 | 河藝郡代表 合川村 金丸保平 |
| 河藝郡代表 玉垣村 山川薰三 | 河藝郡代表 榮村 岩崎庄兵衛 | 安濃郡代表 櫛形村 田中傳二郎 |
| 一志郡代表 中原村 本居政章 | 飯田郡代表 射和村 竹川信太郎 | 多氣郡代表 下御絲村 西川定義 |
| 度會郡代表 下外城田村 松田茂雄 | 志摩郡代表 甲賀村 向井長次郎 | |

(一〇) 農林國策實現促進第九回縣下農會長大會

農山漁村國策實現促進並に農會強化進展を目的とする本縣下農會長大會は、小春日和の昭和十一年十二月十日津市塔世河畔の本縣社會事業會館に於て開催した。當日縣下各級農會長三百餘名參集、富田知事、關係縣官、長井、服部兩代議士、石原、馬岡縣會正副議長其他縣會議員、上原三重高等農林學校長、縣下農業學校長、各種農業關係團體代表者等多數の來賓あり、帝國農會より東浦幹事臨席、會場溢るゝの盛況を呈して大に氣勢を揚げ、輿論の喚起に努めて一路目的貫徹に邁進することを決議した。大會の概況は左の如くである。

順序

- 一、開會ノ辭
- 二、神宮、皇居遙拜
- 三、五箇條御誓文捧讀
- 四、縣農會長挨拶
- 五、知事告辭
- 六、來賓祝辭
- 七、座長選舉
- 八、議事

- (一) 農政事情報告
- (二) 來會者意見發表
- (三) 宣言決議
- (四) 實行方法協議
- (五) 其ノ他

協議事項

- 一、農山漁村國策實現促進ニ關スル件
- 一、農會強化進展ニ關スル件

宣言

現時我國内外ノ情勢ハ未ダ重大危機ヲ脱セズ國民學テ之ガ克服ニ一致邁進セントスルノ秋ニ當リ政府ハ庶政ヲ一新シ重要國策ヲ樹立シテ之ガ遂行ヲ期セントセリ我系統農會多年ノ要望漸ク實現ノ機運ニ到達セリト云フベキ也
此時ニ際シ絶對多數ノ國民ヲ抱擁セル我農會ハ建國ノ精神ニ立脚シ國本涵養ノ重責ニ鑑ミ深ク 聖旨ヲ奉體シテ内會員ノ覺醒ト各級農會ノ強化進展ヲ畫シ外全國民ノ輿論ヲ指揮シ思想ヲ善導シ政府ヲ支援シテ非常時國策ノ適正ナル運行ヲ扶ケ以テ國家ノ興隆ヲ期スベシ
敢テ宣ス

昭和十一年十二月十日

三重縣下農會長大會

決議

- 一、國民負擔ノ均衡ヲ主眼トセル稅制改革ノ實現ヲ期ス

- 二、徹底セル農林國策ノ實現ヲ期ス
- 三、郡市町村農會技術員俸給全額國庫負擔ノ實現ヲ期ス
- 四、農林、商工兩省ノ合併ニ反對ス
- 五、産業組合課稅ニ反對ス

昭和十一年十二月十日

三重縣下農會長大會

實行方法

- 一、本大會ノ決議ニヨリ總理及關係各省大臣ニ建議シ政黨總裁、貴衆兩院議長、本縣選出貴衆兩院議員、本縣知事、本縣會議員、本縣農山漁業關係各團體長宛之ガ實現ニ協力ヲ依頼スルコト
- 但其方法ハ本縣農會長ニ一任スルコト
- 二、各郡市町村農會ニ於テハ本大會決議ノ趣旨ヲ一般會員ニ周知セシメ農會意識ヲ發揚徹底セシムルト共ニ基礎農會ノ強化進展ヲ圖ル爲時期ヲ逸セズ機宜ノ方法ヲ講ズルコト
- 三、全國輿論ノ統制強化ヲ圖ルタメ全國農會大會ヲ開催スル様帝國農會ニ要望スルコト
- 四、今後ノ農政運動方法ニ關シ左記事項ノ實行ヲ期スルコト
 - 1 全國農會大會開催ノ際ハ各級農會ヲ通シ審ツテ多數出席ヲ得ル様手配ヲナシ置クコト
 - 2 對議會運動ハ系統農會ノ一絲亂レザル統制下ニ策應シ得ル様各級農會共ニ準備ヲナシ置クコト
 - 3 郡市町村農會ニ於ケル會合ノ決議ハ本大會ニ準ジ直ニ政府政黨其他關係方面ニ通達ノ方法ヲ講ズルコト
 - 4 各選舉區毎ニ選出代議士、縣會議員ト農會幹部トノ懇談ノ機會ヲ作り常時ヨリ農山漁村問題解決促進ニ關シ充分諒解ヲ求ムルコト
 - 5 郡市町村農會ノ諸會合ヲ利用シ常ニ農政時事問題ニ對スル認識ノ昂上ニ努ムルコト

(一) 縣下町村長農會大會

國民負擔の不均衡是正を根本目標とする税制改革及び地方財政調整交付金制度の徹底的實現を期する爲め本縣町村長會、三重縣農會共同主催の下に縣下町村長農會大會を春雨しめやかに降る昭和十二年三月三日午後一時より津市塔世河畔社會事業會館に於て開催したが、降雨を冒して參集した熱心なる關係者五百餘名に達し尙多數の來賓あり、會場實に溢るゝの盛況を呈した。

順序

- 一、開會ノ辭
- 二、神宮、皇居遙拜
- 三、主催者挨拶
- 四、來賓演說
- 五、座長選舉
- 六、議事

- (一) 政情報告
- (二) 宣言、決議、實行方法協議
- (三) 來會者意見發表

經過の概要

定刻大橋縣農會幹事開會を宣し、神宮、皇居遙拜の後、主催者本縣町村長會關田會長より中央地方連絡運動に就ての報告を兼ねたる挨拶あり、同じく主催者三重縣農會の大橋幹事より系統農會の活動狀況に就ての報告あり、次いで來賓の演說に移り長井代議士、石原縣會議長の激勵演說あり、座長選舉に入り關田町村長會長より小林縣農會長を座長に推薦したき旨一同に諮れば満場拍手を以て賛意を表し、乃ち小林縣農會長座長席に着いて一場の挨拶をなし、つづいて最近の政情を報告、次に宣言、決議の議事に入り、大橋幹事左記の如き宣言案決議案を朗讀すれば急激の如き拍手起り満場一致を以て原案通り決定、實行方法も同様原案通り決定した。仍つて座長は主催者に於て適當に取計ふ旨を述べ、續いて來會者の意見發表に移り川島三重郡四郷村農會長外五名の各郡代表の熱烈なる意見發表あり、一同緊張して靜聽、終つて小林座長の挨拶があつて後、同氏の發聲にて 天皇陛下、皇后陛下の萬歳を三唱し、大橋縣農

會幹事閉會の旨を告げて意氣軒昂の裡に大會を終つた、時に午後四時。

決議

- 一、國民負擔ノ均衡ヲ圖ル爲速ニ國稅及地方稅ヲ通ジ根本的是正ノ實現ヲ期ス
- 二、昭和十二年度ヨリ地方財政調整交付金制度ノ徹底的實現ヲ期ス

昭和十二年三月三日

三重縣下町村長大會

實行方法

本大會ノ宣言決議ノ趣旨徹底ヲ圖ル爲左ノ方法ヲ講ズルコト

- (一) 本大會ノ決議ハ直ニ電報並文書ヲ以テ各大臣、貴衆兩院議長、各政黨本部、本縣選出貴衆兩院議員へ陳情スルコト
- (二) 代表者ヲ上京セシメ要路ニ對シ面接運動ヲナスコト
- (三) 各市町村及其農會ハ部内ノ市町村民及農會員ニ對シ本大會宣言決議ノ趣旨徹底ヲ圖ル爲速ニ適當ノ方法ヲ講ズルコト

(一) 時局對策縣下農會大會

- 一、期日 昭和十五年四月十一日(農會記念日) 一、場所 津市石水會館

- 一、參集者 各郡市農會長、町村農會役員、農家組合幹部、農會員等約一千名

宣言

聖戰既ニ二年九ヶ月、皇紀二千六百年ヲ迎ヘテ皇運愈啓ケ一億ノ民心倍々堅シ、今ヤ東亞新秩序建設ノ曙光漸ク現ハレントシテ國際ノ暗雲更ニ低迷ス、聖業ノ前途尙遙カニシテ國歩ノ艱難亦想フベキ也

此ノ秋ニ當リ政府ハ國策ヲ樹立、運營ニ善處シ國民ハ之ヲ遂行ニ順應シテ舉國一致、着々トシテ其成果ヲ收ムト雖戰時體制下ニ於ケル農業ノ重要性日ニ増シ月ニ加ハリ系統農會ノ責任益々重シ、政府茲ニ鑑ミル所アリ、農會法ノ

一部ヲ改正シテ補強活動ノ策ヲ建ツ

我農會須ク之ニ對應シテ陣容ヲ整備シ實力ヲ培ヒ以テ使命達成ニ一路邁進センコトヲ期ス

皇紀二千六百年四月十一日

三重縣下農會大會

決議

- 一、農會使命完遂ノ爲各級農會ハ經費ノ充實、事業ノ刷新、擴充ヲ斷行スルコト
- 一、農道精神ノ昂揚ニ努メ縣下二十萬會員總動員ノ實ヲ舉グルコト
- 一、農家組合ヲ統制強化シ以テ隣保協助、共存同榮ヲ圖ルコト
- 一、戰時體制下ニ於ケル農業經營ヲ合理化シ實力ヲ涵養スルコト
- 一、資源ノ開發、生産ノ増加ニ努メ農業報國ノ實ヲ舉グルコト

右決議ス

皇紀二千六百年四月十一日

三重縣下農會大會

實行方法

- 一、各郡市町村農會ニ於テハ本大會ノ決議ノ趣旨ヲ農家組合ヲ通シ一般農家ニ徹底セシムルコト
- 二、系統農會ハ勞力、物資ノ現狀ニ鑑ミ法令ノ改廢其他適當ノ措置ヲ其筋ニ建議シ善處スルコト

尙當日は臨席の小田部農林事務官より「農會法の改正に就て」又渡邊帝國農會幹事長より「第七十五議會と農政問題」と題する有益なる講演ありて一同に多大の感銘を與へた、又當日の參會者に對し印刷物「農政回顧要録」「昭和十四年度本會選拔農家經營發表大會研究發表農業經營狀況一覽表」等を配布したる外農會記念日の印として紅白餅一袋宛を頒つた。

第六節 其の他の施設

一、賀表

大正四年十一月御大典に際し本會長より捧呈せる賀表左の通りである。

賀表

臣銳太郎誠歡誠并頓首頓首伏シテ惟ミルニ

天皇陛下天壤無窮ノ

寶祚ヲ踐ミ萬世一系ノ

皇位ニ即カセラレ

祖宗ノ前烈ヲ承ケ

先帝ノ遺謨ヲ紹キ紀綱ヲ振張シテ文武ヲ經緯シタマヒ

皇德先被シ仁澤布洽シ暘雨時ヲ得テ物類孳蕃ス今秋豊ニシテ穀成ルノ辰ヲトシ 即位 鴻典ヲ舉ケサセラレ

大嘗ノ 崇儀ヲ行ハセラル百官朝會シテ億兆嵩呼シ草木慶ヲ表シ鳥獸并舞ス臣等聖世ニ生レテ常ニ 皇澤ニ浴シ

窃ニ生民愛撫惠養シタマフノ聖旨ヲ奉體シ農耕ヲ勵マシ産業ヲ獎メ聊カ微涓ノ誠ヲ致シテ

天恩ノ萬一ニ報ヒ奉ラムコトヲ期ス爰ニ此大典ヲ行ハセラル、ニ當リ 大嘗新穀ノ請饗ヲ親ラシタマフノ盛事ヲ

仰キ奉慶ノ至衷殊ニ禁シ得サルモノアリ今後益勵精事ニ從ヒ以テ邦家ノ進運ニ裨補スル所アランコトヲ誓フ臣銳

太郎會ヲ代表シテ恭シク大禮ヲ奉賀シ皇祚ノ倍隆ナルヲ祝シ

聖壽ノ無疆ヲ祈リ奉ル臣等懇歡欣榮ノ至リニ勝ヘス臣銳太郎誠歡誠并頓首頓首謹ミテ言ス

大正四年十一月十日

三重縣農會長 從四位勳二等 臣 馬淵銳太郎謹上

二、農會の褒賞條例認定

從來帝國農會の外各級農會は褒賞條例による褒賞を認められなかつたが昭和九年から左の通り認定せられることゝなつた。

祕第三四七號

昭和九年八月二十一日

支廳長、各市町村長殿

知事 官房 主事

公益團體認定ノ件

左記團體ハ褒章條例ニ關スル内規第二條ノ規定ニ該當スル公益團體ト認定セラレ昭和二年七月九日以降ノ場合ニ適用セラル、コトニ相成候旨通牒有之候條此段及移牒候也

記

一、農會法ニ依ル各種農會

一、水産會法ニ依ル各種水産會

褒賞條例ニ關スル内規

第一條 褒賞條例第五條ノ規定ニ依リ金・銀・木杯若ハ金圓トナ付セ賜ヒ又ハ第六條ノ規定ニ依リ金・銀・木杯若ハ金圓ヲ賜フ時其等差

左ノ如シ

定例

第一等 木杯三組(品格ナ二等ニ分ツ)又ハ十圓以上二十圓迄ノ金圓
第二等 木杯一個(品格ナ二等ニ分ツ)又ハ二圓以上五圓迄ノ金圓

特例

第一等 金杯一個若ハ三組又ハ金圓
第二等 銀杯一個若ハ三組又ハ金圓
第二條 帝室、國及公共團體以外ニ於テ左ノ各號ニ該當スル公益團體ニ私財ヲ寄附シタル場合ニ於テハ褒賞條例ニ依リ之ヲ表彰スルコトアルヘシ
一、日本赤十字社、恩賜財團濟生會、愛國婦人會、水難救濟會、在郷軍人會、海事協會、帝國農會、諸學校其ノ他教育、慈善、學藝、技術ニ關スル公益法人又ハ之ニ準スヘキモノ、但シ宗教宣傳ノ爲ニスルモノハ之ヲ除ク
二、基礎鞏固ニシテ事業遂行ノ見込確實ナルモノ
第三條 公益ノ爲私財ヲ寄附シタル者ニ對スル行賞標準左ノ如シ
寄附金額百圓未滿 行賞ノ扱ヲ爲サス、同百圓以上一萬圓未滿 褒狀、同一萬圓以上 紺綬褒章(但團體ニ對シテハ褒狀)
一萬圓以上ノ寄附者死亡シテ之ヲ追賞スル時ハ褒狀ヲ賜フモノトス
前二項ノ場合ニ於テ團體以外ノ五萬圓以上十萬圓未滿ノ寄附者ニ對シテハ銀杯ヲ、十萬圓以上ノ寄附者ニ對シテハ金杯ヲ併セ賜フトアルヘシ
褒狀ハ百圓以上千圓未滿、千圓以上一萬圓未滿、一萬圓以上ノ寄附ノ區別ニ依リ其體裁ヲ異ニス

三、關西府縣農會役員協議會

關西府縣農會役員協議會を本縣に於て開かれたのは明治三十八年四月十八日、十九日の兩日で、津市榮町三重縣會議場に於て開催した。出席者及び協議事項左の如し。

他府縣農會よりの出席者

靜岡縣	技師	後藤藤次郎	德島縣	技師	川村雄次郎
愛知縣	書記師	山田兼三郎	香川縣	副會長	森 遷
岐阜縣	幹事	攝待初郎	愛媛縣	會長	岡田正親
滋賀縣	技師	白崎清兵衛	高知縣	幹事	公文伊三郎
福井縣	副會長	青山山田	石川縣	技師	駒田小次郎
富山縣	評議員	清水忠盛	山梨縣	幹事	深川平重
京都府	幹事	木村良	山口縣	幹事	阿野仁平
大阪府	技師	乾縫之助	廣島縣	幹事	田邊昇一
奈良縣	幹事	井田盛吉	島根縣	幹事	千石興太郎
和歌山縣	技師	向井卯三郎	鳥取縣	幹事	長谷川美喜
兵庫縣	技師兼幹事	前瀧千仞	岡山縣	書記	宮脇久慶

協議事項

一、農家ニ最モ適切ナル副業種類及其獎勵方法如何

理由 農家ノ副業多クアルベシト雖モ最適切ニシテ且ツ容易ニ經營シ得ベキ事業ヲ選ビ之レカ一般普及ノ道ヲ講ジ以テ國民福利ヲ

計ラザルベカラズ、是レ本案ヲ提出スル所以ナリ(三重縣農會提出)

一、耕地整理事業獎勵方法如何

理由 耕地整理事業ハ着々之レガ實施ノ氣運ニ向ヘリト雖モ未ダ以テ當局者ノ希望ヲ充タス能ハズ宜シク之レガ適當ナル獎勵方法

ヲ講ゼザルベカラズ、是レ本案提出ノ所以ナリ(三重縣農會提出)

一、各級農會電信略字及會名符號ヲ設定スルコト

理由 各級農會間電報ノ往復追々増加スルニ就テハ經費節約ノ爲メ豫メ略字並ニ會名ノ符號ヲ協定致シ置キテハ如何

(鳥取縣農會提出)

一、府縣農會事業ノ連絡方法如何

理由 府縣農會ノ事業及方針區々ニシテ一定セズ農口ノ旗幟頗ル鮮明ナラザルモノアリ茲ニ於テ隣府縣ノミニテモ互ニ連絡ヲ圖リ

出來得ル限リ整一ノ步調ヲ期セントス(愛知縣農會提出)

一、農村青年會ニ適當ナル事業如何(京都府農會提出)

一、各農區ニ高等農林學校設置方建議ノ件

一、害鳥ノ驅除豫防方法設定方建議ノ件(石川縣農會提出)

一、町村農會產業組合其他公共的農業團體鼓舞獎勵ノ目的ヲ以テ其成績優良ナルモノヲ表彰スベキ適當ナル方法如何

(岐阜縣農會提出)

一、町村吏員ノ中へ農業技術員ヲ置クノ件

一、市町村制中「町村吏員ノ項ニ町村長、助役、收入役其他ノ吏員ヲ置ク」トアルヲ改メ「町村ニハ町村長、助役、

收入役、農業技術員其他ノ吏員ヲ置ク」トスルコト(石川縣農會提出)

一、町村農會ニ於ケル技術員設置ノ狀況如何 島根縣農會提出)

一、府縣農會基本金蓄積ノ方法如何(德島縣農會提出)

一、肥料展覽會開設ノ方法如何(德島縣農會提出)

一、全國園藝大會開催ノ件(靜岡縣農會提出)

四、關西二府十七縣農會役職員協議會

關西二府十七縣農會役職員協議會の第二十九回を昭和六年五月十八日、十九日の兩日本縣に於て開催した。會場津

市三重縣會議事堂、出席者及び協議事項左の如し。

臨席者 農林省事務官 和田博雄 同 技師 渡邊保治

帝國農會長 矢作榮藏 參 事 東浦庄治

聯合府縣農會出席者

京都府 (技師) 辻本俊兒 (幹事) 松山兼三郎

大阪府 (技師) 坂根三治郎 (幹事) 杉田隼平

滋賀縣 (技師) 靜岡縣 (技師) 清水敏雄

兵庫縣 (會幹事) 山脇延吉 (副會長) 松原五百藏

奈良縣 (會幹事) 福井甚三 (會幹事) 西岡勝太郎

鳥取縣 (會幹事) 小勝重太郎 (會幹事) 西谷金藏

岐阜縣 (會幹事) 鳥取縣 (會幹事) 毛利喜代藏

廣島縣	幹事	麥生富郎	岡山縣	幹事	智鹽片見志次
山口縣	副會長	本間宰輔	愛媛縣	會長	多内田隆
島根縣	會長	恒松於菟二	高知縣	會長	片山雄太郎
和歌山縣	會長	藤岡宏一	三重縣	會長	牧野虎次郎
德島縣	幹事	鎌田楠一郎	會師長	市村變三	宇野美祐
香川縣	幹事	金子柳太朗	技師	大野芳	須子登夫

協議事項

- 一、農會用地ニ對シ免租セラル、機地租法改正方要望ノ件(廣島縣農會提出)
- 二、米價對策促進要望ノ件(同上)
- 三、米穀法改正ニ伴フ米生産費調査ニ關スル件(愛知縣農會提出)
- 四、米生産費調査方法ニ關シ當局ニ要望ノ件(愛媛縣農會提出)
- 五、目下政府ニ於テ審議中ノ行政、財政、稅制三大調査會ニ對シ農業者ノ利益擁護ノ立場ニアル農會トシテ其審議決定前ニ豫メ講究善處スベキ對策ニ關スル件(兵庫縣農會提出)
- 六、行政、財政、稅制ノ三大整理ニ關スル農業者ノ代表的意見ヲ調査シ政府及政黨ニ對シ獻策シ且ツ之ガ實現ヲ期スル方途ヲ講ズル様帝國農會ニ要望スルコト(滋賀縣農會提出)

- 七、硫安暴騰對策ニ關スル件(愛媛縣農會提出)
- 八、最近硫安肥料ノ急騰ニ鑑ミ全國系統農會ノ協力一致シテ執ルベキ對策ニ關スル件(兵庫縣農會提出)
- 九、蠶種管理方法ニ關スル件(鳥取縣農會提出)
- 十、農會督勵官設置ニ關スル件(同上)
- 十一、農村工業選擇及其ノ獎勵方策ニ關スル件(岡山縣農會提出)
- 十二、國庫補助交付ニ關スル件(島根縣農會提出)
- 十三、農會ノ行フ青年教育、社會教育又ハ政治教育ノ具體的方策ニ關スル件(同上)
- 十四、農業者ニ對スル政治教育ニ關スル件(奈良縣農會提出)
- 十五、農業博覽會開設ノ件(同上)
- 十六、關西農會大會開催ニ關スル件(香川縣農會提出)
- 十七、關西府縣農會聯盟組織ノ件(同上)
- 十八、鹵價暴落對策促進ニ關スル件(三重、愛知縣農會提出)
- 十九、農村負債整理ニ關スル件(三重縣農會提出)
- 二十、農會ニ對スル國庫補助金ニ關シ政府へ要望ノ件(德島縣農會提出)
- 二十一、硫安肥料價格暴騰ニ對シ監督權ノ發動ヲ政府ニ要望ノ件(同上)
- 二十二、農會職員制服協定ノ件(同上)

決議

(第一問題)

農會所有地ニ對シ免租セラル、椽地租法改正方ヲ其筋ヘ要望スルコト
(第五、第六問題)

政府ノ三大調査會ニ對シ帝國農會ハ左記要項ニ基キ其ノ實現ヲ期セラレタキコト
行 政

- 一、中央、地方ヲ論セス行政事務ノ簡捷並經費削減ヲ目的トスル大々の整理刷新ヲ期セラレタキコト
- 二、地方行政廳ノ產業施設事業ハ之ヲ全部道府縣產業團體ニ託シ地方行政廳ハ單ニ指導、監督、助成ニ止メ以テ地方行政廳ト道府縣產業團體トノ職分ヲ明瞭ニスルコト
- 三、連ニ各種產業團體ヲ一團トシ其ノ統制ヲ期スル様特ニ農林審議會ヘ要望スルコト

財 政

- 一、恩給法並修繕令ノ大改正ヲ期セラレタキコト
- 二、徹底的ニ軍備ノ縮小ヲ期セラレタキコト
- 三、教育機關ノ整理改善ヲ期セラレタキコト

稅 制

- 一、從來農家ノ課稅ハ他ニ比シ酷ニ失ス此際特ニ農家ノ課稅ヲ徹底的ニ輕減セラレタキコト
(第十問題)之ヲ否決ス
- 二、從來農家ノ課稅ハ他ニ比シ酷ニ失ス此際特ニ農家ノ課稅ヲ徹底的ニ輕減セラレタキコト
(第十問題)之ヲ否決ス

(第十二、第二十問題)

國庫補助金交付ニ關シ左記要項ヲ速カニ其筋ヘ要望スルコト

- 一、產業團體ノ補助ハ此際絕對ニ減額セザルコト
- 二、補助交付ノ場合微細ナル條件ヲ廢シ之ヲ一括シテ補助シ各地方ノ事情ニ應ジ受補助農會ノ企圖考案ニ委スルコト
附帶決議

(第二問題)

米價問題ハ多年系統農會ノ主張シ來レル所ニシテ政府ハ先年米穀調査會ヲ設ケ其ノ審議答申ニ係ル米價對策五項目ヲ採用シ屢々之

カ施行ヲ聲明シ漸ク第五十九議會ニ於テ米穀法ノ改正ヲ見タルモ米價基準決定ノ方法ノ如キ頗ル不完全ナルノミナラズ鮮米ノ月別移入統制ヲ始メ昨年來米價對策トシテ聲明セル幾多ノ事項ハ悉ク徹底ナクキ而モ一方朝鮮、台灣ニ對シテハ產米増殖ノ計畫益々進歩シ爲ニ米價ハ依然トシテ低迷シ此儘推移センカ今後頗ル憂慮スベキ關係ニアリ依テ此際殖民地ノ產米増殖計畫ノ改訂並ニ政府聲明事項ノ實現ニ對シ全國農會協力一致ヲ以テ他クマテ當局ノ猛省ヲ促スベク銳意邁進スルコト

(第三、第四問題)

政府ハ米穀法ノ改正ニ伴ヒ基準米價決定ノ一事項タル米生産費ニ就テ未ダ調査ノ具体的方法ハ公表セザルモ第五十九回帝國議會ニ於ケル米穀法改正審議ニ際シ參考トシテ提出シタルモノノ内容ハ生産費ニ對スル農業者ノ通念ニ反シ何等生産經濟ノ實況ニ副ハズ若シ本年度ヨリ實施スル政府ノ調査ニ於テ斯ル方法ヲ採用シ米穀法ノ發動アランカ農業者ニ及ボス影響頗ル甚大ナルモノアルニヨリ左ノ事項ヲ農林大臣ニ要望スルコト

- 一、土地資本利子ハ地方ノ公正ナル賣買價格ニ據リ之ガ算出チナス方法ヲ探ルコト
- 二、土地ニ對スル租稅公課ノ米作分擔率ハ各作物ノ粗收入ニヨラズ純收入ニ分割スル方法ヲ探ルコト
- 三、其 他

左ノ事項ハ之ヲ米生産原價ニ加フル方針ヲ探ルコト

- イ 戶數割家屋稅ニ就テハ其農業經營ノ實況ニヨリ適當ナル率ノ加算
- ロ 自給ニヨル建物、肥料等ニ就テモ公正ナル評價ニヨリ生産費ニ加算

(第七、第八、第二十一問題)

刻下硫安價格ノ急騰ハ農家經濟極度ニ窮弊ノ今日而モ肥料需要ノ最盛期ニ直面シ到底忍ブ能ハザル處ナリ抑々價格騰貴ノ主因ハ内外肥料會社ノ不純ナル協定ニ基クモノナルヲ以テ系統農會ハ此ノ際農家擁護ノ立場ヨリ協力一致左ノ方法ニヨリ其價格引下ノ目的貫徹ニ努ムルコト

- 一、本會ノ決議ニ依リ政府ニ對シ速ニ監督權ノ發動ヲ要望スルコト
- 二、本會ノ決議ニ依リ肥料會社ニ對シ書面ヲ以テ反省ヲ促スコト
- 三、帝國農會ハ前二項ノ目的達成ノ爲大ニ努力スルコト

四、各府縣農會ハ本問題ノ經過ニ就テ一般營業者ニ對シ周知徹底ニ努メ輿論ノ喚起高調ヲ圖ルト共ニ一面農業經營ノ見地ヨリ自給肥料使用ノ徹底並ニ金肥ノ使用節約ヲ獎勵スルコト

五、本會ノ決議要案ニ對シ政府ニ於テ發動ヲ見ズ尙肥料會社ニ於テ反省ノ意志ヲ認メ難キトキハ各府縣一齊ニ最後ノ手段ヲ講ズルコト

(第十一問題)

各府縣ニ於テ成績顯著ナル事例アラバ書面ヲ以テ提出縣ニ送付シ提出縣ニ於テ取纏メ印刷ノ上關係府縣ヘ配布スルコト

(第十六、第十七問題)

保留ノ上研究ヲ要ス

(第二十二問題)

提出縣ノ實物ヲ參考トシテ採否ハ各府縣ノ自由トス(以上第二委員會)

(第十八問題)

一、滯價生絲ヲ加工シテ速カニ一掃スルヤウ政府ニ要望スルコト

二、滿價維持低利資金貸付手續ヲ簡易ニシテ速カニ貸出方ヲ政府ヘ要望スルコト

三、低利資金償還期ニ於テ滿價ノ貸出當時ノ評價々格ニ比シ低落セル場合ハ其ノ差額ヲ政府ニ於テ補償セラル、ヤウ政府ニ要望スルコト

四、製絲業者ニ對シテモ前記第二項ニ準ジ低利資金ノ貸出方ヲ政府ヘ要望スルコト

(第十九問題)

一、速カニ町村ニ町村農會、產業組合、町村其ノ他有力者ヲ以テスル負債整理委員ヲ置キ整理計畫ノ樹立促進ニ努ムルコト

(第九問題)

一、蠶品種ノ統一ヲ圖ル爲メ原蠶種子國營トスルコト、此ノ場合民間蠶種製造家ノ蠶種ニシテ優良ナルモノハ國產蠶種トシテ採用ノ途ヲ開クコト

二、蠶種ノ配給ヲ國家ノ管理トスルコト

(第十三、第十四問題)

一、郡農會ヲ主體トシ相當長期間農村青年子女ヲ一箇所ニ收容シ實際的ノ農業教育、社會教育ヲ施シ修業後一定期間ノ指導聯絡ヲナスコト

二、農會ハ農業教育當局ト提携シ教育ノ實際化ヲ圖ルコト

三、農會ハ常ニ農政時事問題ノ經過農村問題ノ推移ニ關シ印刷物會報遊說等凡ユル手段ヲ講ジ農業者ニ對シ政治的自覺ヲ促スコト

(第十五問題)

全國ヲ區域トスル農業博覽會ヲ開催スルハ農村振興並ニ都人士ニ對シ農業並ニ農村ニ關スル正シキ理解ヲ與フルニ必要ナルヲ以テ之ヲ開催實現方農林省及帝國農會ニ建議スルコト(以上第三委員會)

五、全國農會技術員大會

第一回全國農會技術員大會

昭和七年來全國結成に準備を進めて居た道府縣系統農會技術員團體は昭和九年三月を以て各府縣共は其の設立を見るに至つたので、全國農業技術員協會は全國的統一結成へ更に拍車をかける爲め茲に第一回全國農業技術員大會を開き、各自の修養と技術の鍊磨に依つて堅忍不拔の精神を把握し農會主義運動に第一歩を進めることになつた。會場は東京上野築地精養軒、全國よりの參會者七百餘名、左の如き宣言を決議し午後三時散會した。

宣言

國家ノ非常時ニ際シ農村更生ノ第一線ニ立チ奮力ヲ效セル農會技術員ノ使命愈々重大ヲ加フ、吾等ハ敢然名利ニ超越シテ農會主義ヲ把握シ粉骨碎身一路農村振興ノ打開ニ邁進セントス
茲ニ於テ全國農會技術員大會ヲ開催シ左記條項ノ確守遂行ヲ期ス
一、建國ノ大本タル農本主義ノ發揮ニ努ムベシ
一、勤勉努力苦難ニ届セズ以テ農村指導者タルノ天職ニ殉ズベシ
一、人格ノ修養、技能ノ鍊磨ニ勤メ實踐躬行以テ農民ノ模範タルベシ

昭和九年五月四日

全國農會技術員大會

九五四

本縣よりの出席者氏名

三重縣農會	大橋 克	同	廣瀬幸太郎	同	田中敏郎
員辨郡神田村農會	中島 綱吉	三重郡八郷村農會	長谷川 一郎	鈴鹿郡庄内村農會	上田 薫
河藝郡河曲村農會	北條 森九郎	安濃郡神戶村農會	野口 勝藏	一志郡戸木村農會	北田 隆一
飯南郡大河内村農會	加藤 直三	多氣郡丹生村農會	岡田 一雄	度會郡大内山村農會	奥出市右工門
阿山郡壬生野村農會	藤田 正男	名賀郡比自岐村農會	腰山 治龍	志摩郡鶴方村農會	長嶋長之助
北牟婁郡尾鷲町農會	岡義 一郎	南牟婁郡相野谷村農會	山路 菊松		

第二回全國農會技術員大會

昭和十年五月二十五日より同二十七日迄三日間神戸市兵庫縣會議事堂に於て開催、時恰も開催地神戸市に於ては盡忠大楠公の六百年祭が執行され、技術員の使命として、七世報國の誠忠を以て國難に當れる楠公精神を偲ぶに相應しかつた。參會者千二百餘名。

本縣よりの出席者

三重縣農會	廣瀬 幸太郎	安濃郡安東村農會	池田武四郎	名賀郡安保町農會	柴田 正次
名賀郡神戶村農會	福濱 一貴	三重郡羽津村農會	後藤 幸吉	飯南郡農會	高橋 清一
飯南郡大河内村農會	加藤 直三	員辨郡農會	羽場 覺	北牟婁郡農會	下野 桂司
阿山郡農會	近藤 勇	河藝郡榎本村農會	小林 芳樹	鈴鹿郡深伊澤村農會	羽田 一雄
桑名郡農會	小阪 宗七	一志郡中原村農會	山下 山藏	多氣郡萩原村農會	直江 修平
志摩郡農會	前田 新三				

第三回全國農會技術員大會

全國農會技術員協會主催、第三回全國農業技術員大會は昭和十一年四月二十一、二兩日長野市産業會館に開催され、全國より參集するもの千七百餘名に達し、この日長野放送局は大會の壯舉を詳細全國に放送した。

本縣よりの出席者

縣農會	藤井 勘三郎	員辨郡 柴田 正次	三重郡 森 英夫	鈴鹿郡 坂口 文雄
河藝郡	井村 明次郎	安濃郡(津) 長嶺 小一	一志郡 小野 英一	飯南郡 竹上 泉
多氣郡	前田 龍之助	度會郡 小林 武八	阿山郡 近藤 勇	名賀郡 西生 信
志摩郡	前田 新三	北牟婁郡 松林 新次	南牟婁郡 佐野 磐根	

第四回全國農會技術員大會

昭和十二年五月七日より三日間名古屋市公會堂に於て開催せられ全國より參加せる農會技術員三千餘名、來賓として農林大臣代理戸田農務局長、帝國農會長酒井忠正伯、其他多數の臨席あり、午後一時閉會、國歌合唱、綱領朗讀、主催者の挨拶、農林大臣告辭(戸田農務局長代讀)帝國農會長祝辭等ありて會議に入り、協議問題に付各提案者より理由説明委員附託となり、引續き山崎延吉氏の農會技術員の使命に就ての題目の下に講演懇講、第二日は午前七時半より一同熱田神宮に參拜して會議を再開、委員長の報告に基き協議問題を決議し、各府縣代表の意見及體驗談發表あり、第三日は目下開催中の汎太平洋平和博覽會を視察散會した。本縣よりの出席者百七十八名。

第五回全國農會技術員大會

第五回全國農會技術員大會は昭和十三年五月十三、四日兩日東京市神宮外苑日本青年會館に於て開催され全國より三千餘名參集、第一日午前十時閉會、國歌合唱、技術員協會綱領朗讀、續いて東浦常務幹事(帝農)主催者側として挨拶を述べ、酒井帝國農會長の祝辭、其他友誼團體の祝辭、渡邊帝農幹事長座長席に着き、諸般の報告に先立ち、大橋(三重)

九五五

廣吉(福岡)兩理事より皇軍將兵並に技術員國庫補助増進勤功勞者に對する感謝決議の緊急動議を提出して之を可決、續いて宣言朗讀、協議事項に入り、協議問題に就ては特別委員會に附託、來會者の意見發表あり、終つて有馬農林大臣より告辭、天皇陛下の萬歳三唱、系統農會の萬歳三唱後閉會、第二日は午前八時新宿御苑前に集合御苑拜觀、續いて新議事堂(貴衆兩院)を參觀散會した。

本縣よりの出席者

- 縣農會 大橋克、廣瀬幸太郎 桑名郡 小坂宗七 員辨郡 羽場覺、服部正明 三重郡 原末一、矢田壯一郎、田中清保
- 鈴鹿郡 眞弓重一、伊藤正道 河藝郡 稻垣眞一 安濃郡 谷口俊久、安保精一 一志郡 香藤三郎、小池英一、山下山
- 藏 飯南郡 岡田榮太郎 多氣郡 村林達三 度會郡 田仲仲次、柴田正次 阿山郡 三浦正 名賀郡 増井久夫、
- 福森茂 志摩郡 福山清、廣岡勝郎 北牟婁郡 北田隆一、岡義一郎 南牟婁郡 前川清

第六回全國農會技術員大會

第六回全國農會技術員大會は六月三日より三日間に亘つて高知市城東中學校講堂に開かれた。會する者約二千、さしもの會場を立錐の餘地なきまでに埋め盡すの盛況を呈し、帝國農會長酒井伯爵をはじめ梶原農林省農政課長、野中高知縣知事、其他多數の來賓あり、第一日午前十時半岬理事開會を宣し、宮城遙拜、君が代齊唱、默禱に續き長島理事協會綱領を朗讀、東浦常任理事主催者としての挨拶をなし、ついで農林大臣告辭(梶原農政課長代讀)、酒井帝國農會長の祝辭、其他名士、各種産業團體代表者の祝辭、祝電の披露ありたる後伊野部高知縣農會長を座長に推し、内田常任理事より諸般の報告をなし、次で宣言を萬雷の拍手を以て可決し、次に陸海軍に對する感謝決議をなして後協議事項の協議に入り、夫々提出者の説明ありて直に二委員會を構成附託した。午後二時より一同山内神社に參拜して皇軍將士の武運長久、五穀豐饒を祈願し、郷土特産物を觀賞して午後四時散會した。

第二日は午前九時より來會者の意見及び體驗の發表あり、ついで元海南中學校教諭寺石正路氏より野中兼山先生に就ての講演、中澤高知縣農會幹事より縣下産業概況に就ての説明を聴き、伊野部高知縣農會長座長席に着きて再び意見體驗發表あり、次いで西垣第一、江木第二兩委員長より委員會の經過及び結果に付き報告あり、滿場一致これを可決して協議を終り午後一時散會した。

大會第三日は早朝より三班に分れて縣下の名所舊跡を視察して夕刻夫々散會したが、三重縣よりの出席者は同一行動をとり安藝郡伊屋木村の羊齒の群生、同郡安田町及び吉良川村の園藝、日本八景の一たる室戸岬を視察の上歸縣の途に就いた。

本縣出席者氏名

- 縣農會 廣瀬技師、藤井技師 員辨郡 中村徳一(神田) 三重郡 前田末市(朝上)、伊達源司(常磐)、原末一(富田) 鈴鹿郡 羽田一雄(深伊澤)、寺尾十次郎(石薬師)、杉田茂(加太) 河藝郡 桐生定吉(河曲) 安濃郡 草川重郎(津市農會) 一志郡 牡鹿和郎(郡農會)、飛田勝之助(久居)、中川三郎(阿阪)、松田増藏(米ノ庄) 飯南郡 清水泉(松尾) 多氣郡 長谷川齊之輔(東黒部) 度會郡 眞弓重一(郡農會)、福井眞平(内城田) 阿山郡 福山清(郡農會) 名賀郡 森野三郎(名張) 志摩郡 晝田太郎(加茂)

第七回全國農會技術員大會

輝く皇紀二千六百年に當り第七回全國農會技術員大會を五月十四日より三日間建國の聖地奈良縣に於て開催、全國より參集せる者約七千名、本縣にては農會技術員殆ど全部出席し、縣農會よりは大橋幹事以下職員大部分出席した。

第一日(五月二十四日)は橿原神宮外苑に開會、午前九時半江木理事(奈良)開會を告げ、宮城遙拜、默禱、國歌齊唱に次いで渡邊理事長(帝農)紀元二千六百年紀元節御下賜の詔書を捧讀し、大橋理事 三重一の綱領朗讀ありたる後、渡邊理

事長主催者としての挨拶をなし、引續き帝國農會長表彰狀授與に移り、山脇副會長より表彰者に表彰狀授與、次いで松木參與官の農林大臣告辭代讀、山脇副會長の帝國農會長祝辭代讀、その他來賓の祝辭、祝電の披露、奈良縣農會長の歡迎の辭あり、座長選舉の結果奈良縣農會長座長席に着き皇軍感謝決議の後本會議に入り、報告、宣言を可決し、協議事項「農會法改正に伴ひ農會活動促進ノ爲農會技術員ノ執ルベキ方策ニ關スル件」を委員會に附託したる後意見體験發表あり、午後第二日の日程を繰上げて緊急勸議「農會機賦納ノ件」を帝國農會一任として可決、委員會經過報告あつて決議案を滿場異議なく可決、ついで中岡奈良市學務課長の後醍醐天皇の御鴻業に關する講演を傾聴、終つて農會歌合唱、山脇副會長發聲 聖壽萬歲、松木參與官發聲全國技術員協會萬歲の三唱があつて、渡邊理事長閉會の挨拶を述べ午後三時盛會裡に終了した。第二日(五月二十五日)は午前九時より春日神社に參拜し、奈良公園を視察し、古建築、古美術を滿喫し鹿寄せを見學して午後四時散會。第三日(五月二十六日)は全員を三班に分ち奈良縣下の農業事情と史蹟とを視察したが本縣の出席者は第二班に屬し、畝傍、飛鳥地方の文化史蹟、添上、磯城兩郡地方の農業狀態、天理教本部其他大和の聖蹟を見學した。

帝國農會長は本大會に於て上記の如く優良技術員、優良農家、優良組合の表彰狀授與を行つたが、優良組合の選に入つたものは本縣にはなく、優良技術員として飯田哲三(三重)、前田新三(志摩)、草川重郎(津)、倉田敏三(安濃、明合)、古川猪之助(阿山、山田)、長谷川一郎(三重、八郷)、寺尾十次郎(鈴鹿、石藥師)の諸氏が表彰され、優良農家として梅村清郎氏(多氣、相可)が表彰を受けた。

六、農事統計調査

農會は明治三十五年十二月廿七日農商務省令第二六號を以て、毎年農事に關する調査を報告する事となり、町村農會調査を郡農會にて集計し更に各都市農會の報告を縣農會にて集計して本省に報告する事となつて居る。

調査報告すべき事項

- 一、一毛作及び二毛作田地の反別
- 二、牛馬耕をなす田畑反別
- 三、自作田畑及び小作田畑の各反別
- 四、耕作用牛馬頭數
- 五、總戸數及び事業並に兼業各農家戸數

- 六、自作自小作小作の各農家戸數
- 七、耕地所有の廣狹に依り區別したる農家戸數
- 八、耕作する耕地の廣狹に依り區別したる農家戸數
- 九、農業に關する教育を受けたる者の數

(一) 一毛作田地、二毛作以上田地の反別

年 度	一 毛 作 田 地		計	二 毛 作 以 上 田 地		計	合 計
	桑樹果樹其他ノ樹木ヲ植付ケタルモノ	其 他		普通裏作	綠肥裏作		
明治三六年	反歩 三六八、三三三	反歩 三三、〇七、〇〇一	反歩 三四一、八七三、三三三	反歩 三三七、六四九、三〇〇	反歩 六、四五四、七九	反歩 四〇九、〇三三、九九九	反歩 七五〇、九七六、三三三
全 四 一 年	三、三三三、六七	三二、七三三、八三	三三、〇六六、五〇九	三、四八八、二六	五、四四三、〇〇三	四、九三〇、三二九	七、四一八、九三二
大 正 二 年	一、一三〇、五〇一	三、九五三、三三九	三、〇二三、八四〇	三、六三三、五九六、二六	七、三〇八、九一五	四、三六六、六三三	七、五七〇、二六六
全 七 年	一、一七六、〇八	三、九〇、〇五、一〇四	三、〇七六、九二二	三、七二八、五三六	七、八〇六、五〇〇	四、四九、八七六	七、五七六、四〇六
全 一 一 年	三、三九七、四七	三、七〇、〇〇〇	三、三三、〇三九、四七	三、〇五三、三九七、〇〇	八、五九三、八二四	三、九七三、三三三	七、四八六、六一七
昭 和 三 年	三、八五、九三	三、八、二一八、〇〇三	三、八、九七、九一六	三、一、四四六、七三	九、七五〇、三〇〇	四、〇八、九三三、三三	七、三三九、〇三九
全 八 年	一、九三二、六七	三、八、六三、九一八	三、〇、〇五五、六〇五	三、三、三〇八、六二七	八、三六、一〇〇	四、三、五二四、六二七	七、三、七〇七、三三三
全 一 一 年	三、〇、七六六、六〇〇	三、七五、六八、二六	三、九五、九三六、七六	三、四六、八九九、四八	七、七〇二、三三七	四、六、五九、七二五	七、三、五八、四二一

年	度	總戶數	專業農家	兼業農家	農家合計
同	八年	三〇,九六〇		六,九二一	三七,八八二
同	一一年	三二,四一四		七,九八八	三九,四〇二
同	一二年	三三,五七六		七,九八八	四一,五六四
同	一三年	發表禁止		七,九八八	發表禁止
同	一四年	發表禁止		七,九八八	發表禁止

(五) 總戶數及專業兼業別農家戶數

年	度	總戶數	專業農家	兼業農家	農家合計
明治三六年		一七〇,五七六	八三,〇七九	四三,八八九	一二六,九六八
同	四一年	一八〇,四四七	八五,〇七〇	四三,七二七	一二八,七九七
大正二年		一九九,七二〇	九七,九四九	五九,七三二	一五七,六八〇
同	七年	三〇一,〇六一	一〇〇,七四〇	五九,〇七〇	一五九,八〇〇
同	一二年	三二七,七五七	一〇九,三三三	四〇,三三五	一七〇,七〇〇
昭和三年		三二七,〇六七	八〇,〇〇〇	四〇,八三三	一三〇,八三三

(六) 自作、自作小、自作小作各農家戶數

年	度	自作	自作小	自作小作	合計
明治三六年		四三,〇三三	三三,二九五	四四,四六七	一二〇,七四五
同	四一年	四三,〇三三	三三,二九五	四四,四六七	一二〇,七四五
大正二年		四三,〇三三	三三,二九五	四四,四六七	一二〇,七四五
同	七年	四三,〇三三	三三,二九五	四四,四六七	一二〇,七四五
昭和三年		四三,〇三三	三三,二九五	四四,四六七	一二〇,七四五
同	八年	四三,〇三三	三三,二九五	四四,四六七	一二〇,七四五
同	一一年	四三,〇三三	三三,二九五	四四,四六七	一二〇,七四五

(七) 耕地所有の廣狹に依り區別したる農家戶數

年	度	五反未満	五反以上	一町以上	三町以上	五町以上	十町以上	五十町以上	合計
明治三六年		五八,二五八	二六,〇六八	一八,五〇〇	二,七四六	九四一	二九三	一四	一〇六,〇八〇
同	四一年	五七,〇九八	二六,〇九七	一九,三三九	二,七三〇	九三七	三三四	一六	一〇六,〇一〇
大正二年		六〇,五五八	二六,六四八	二〇,三三三	二,六二五	九三六	三三三	一六	一一一,四九一
同	七年	六三,七四七	二六,二五六	二〇,七〇〇	二,五〇〇	八九六	三三三	二二	一一三,四四三
同	一二年	六四,二八八	二七,七九〇	二二,三三八	二,四四九	八八八	三三六	二〇	一一六,九六一
昭和三年		六五,六四五	二八,〇〇八	二二,八六六	二,六九九	六九六	三三六	一八	一一三,五八八
同	八年	六二,九四五	二八,〇〇八	二二,八六六	二,六九九	六九六	三三六	一八	一一三,五八八
同	一一年	六三,七六九	二八,〇〇八	二二,八六六	二,六九九	六九六	三三六	一八	一一三,五八八
同	一二年	六三,七六九	二八,〇〇八	二二,八六六	二,六九九	六九六	三三六	一八	一一三,五八八
同	一三年	六二,五九四	二八,〇〇八	二二,八六六	二,六九九	六九六	三三六	一八	一一三,五八八
同	一四年	六〇,七二六	二八,〇〇八	二二,八六六	二,六九九	六九六	三三六	一八	一一三,五八八

(八) 耕作する耕地の廣狹に依り區別したる農家戸數

九六四

年 度	五反未満	五反以上	一町以上	二町以上	三町以上	五町以上	合 計
明治三六年	5,308	4,799	3,264	2,978	543	101	30,948
同 四一年	4,647	3,804	2,565	3,095	427	6	29,680
大正二年	4,771	4,311	2,633	2,805	340	3	29,801
同 七年	4,625	4,329	2,739	2,485	272	3	29,538
同 一二年	4,553	4,467	2,747	2,714	276	2	30,833
昭和三三年	4,553	4,070	2,874	2,795	297	6	31,333
同 八年	4,331	3,646	3,049	3,044	355	6	29,888
同 一一年	4,224	3,835	3,041	2,953	357	7	30,133
同 一二年	4,239	4,191	3,977	3,721	429	5	31,353
同 一三年	4,192	4,081	3,977	3,721	429	5	31,353
同 一四年	4,379	4,599	3,655	3,490	379	5	30,150

(九) 農業教育を受けたるものゝ現在數

年 度	農事講習會又ハ之ニ準ズベキモノヲ卒業シタル者				農事講習會又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ講習ヲ受ケタル者	合 計
	小學 程度	中學 程度	高等學校程度	大學 程度		
明治三六年	1,517	243	30	7	1,586	17,383
同 四一年	1,517	243	30	7	1,586	17,383

年 度	小學 程度	中學 程度	高等學校程度	大學 程度	農事講習會又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ講習ヲ受ケタル者	合 計
大正二年	2,947	533	54	14	3,658	30,156
同 七年	8,926	698	33	26	3,658	44,243
同 一二年	18,615	1,139	44	35	40,569	60,392
昭和三三年	3,418	2,300	106	31	33,510	77,366
同 八年	4,523	4,354	256	46	40,955	93,134
同 一一年	7,879	6,239	295	68	41,944	127,035
同 一二年	8,455	7,101	335	107	41,507	135,488
同 一三年	9,646	6,711	338	68	41,726	145,669
同 一四年	8,137	6,362	341	68	36,596	134,718

第六章 財政編

三重縣農會經費

一、三重縣農會經費收入決算累年一覽表

科目	會費		補助金		雜收入	繰越金	寄附金	其他	合計
	國庫	縣費	帝國農會	帝國農會					
明治三	六九,一〇〇								六九,一〇〇
三二	五〇八,四〇〇			五〇〇,〇〇〇					一,〇〇八,四〇〇
三三	四九七,七九九				二二,一七五				四九七,七九九
三四	二,二六〇,〇〇〇				三〇,九六〇				二,二九〇,九六〇
三五	二,五二五,〇〇〇			四,四一〇,九六三					六,九三五,九六三
三六	二,五二五,〇〇〇			四,七三三,五九三					七,二五八,五九三
三七	二,五二五,〇〇〇			六,七九九,五八九					九,〇五〇,五八九
三八	四,四二五,〇〇〇			一,四三六,九九九					五,八六二,九九九
三九	五,〇四五,〇〇〇			二,三六,二九〇					五,二九一,二九〇
大正元	五,七五〇,〇〇〇			二,七〇〇,〇〇〇					八,四五〇,〇〇〇
二	五,七五〇,〇〇〇			二,七〇〇,〇〇〇					八,四五〇,〇〇〇
三	五,七五〇,〇〇〇			二,七〇〇,〇〇〇					八,四五〇,〇〇〇
四	五,七五〇,〇〇〇			二,七〇〇,〇〇〇					八,四五〇,〇〇〇
五	五,七五〇,〇〇〇			二,七〇〇,〇〇〇					八,四五〇,〇〇〇
六	五,七五〇,〇〇〇			二,七〇〇,〇〇〇					八,四五〇,〇〇〇
七	五,七五〇,〇〇〇			二,七〇〇,〇〇〇					八,四五〇,〇〇〇
八	五,七五〇,〇〇〇			二,七〇〇,〇〇〇					八,四五〇,〇〇〇
九	五,七五〇,〇〇〇			二,七〇〇,〇〇〇					八,四五〇,〇〇〇
一〇	五,七五〇,〇〇〇			二,七〇〇,〇〇〇					八,四五〇,〇〇〇
一一	五,七五〇,〇〇〇			二,七〇〇,〇〇〇					八,四五〇,〇〇〇
一二	五,七五〇,〇〇〇			二,七〇〇,〇〇〇					八,四五〇,〇〇〇
一三	五,七五〇,〇〇〇			二,七〇〇,〇〇〇					八,四五〇,〇〇〇
一四	五,七五〇,〇〇〇			二,七〇〇,〇〇〇					八,四五〇,〇〇〇
一五	五,七五〇,〇〇〇			二,七〇〇,〇〇〇					八,四五〇,〇〇〇
一六	五,七五〇,〇〇〇			二,七〇〇,〇〇〇					八,四五〇,〇〇〇
一七	五,七五〇,〇〇〇			二,七〇〇,〇〇〇					八,四五〇,〇〇〇
一八	五,七五〇,〇〇〇			二,七〇〇,〇〇〇					八,四五〇,〇〇〇
一九	五,七五〇,〇〇〇			二,七〇〇,〇〇〇					八,四五〇,〇〇〇
二〇	五,七五〇,〇〇〇			二,七〇〇,〇〇〇					八,四五〇,〇〇〇
二一	五,七五〇,〇〇〇			二,七〇〇,〇〇〇					八,四五〇,〇〇〇
二二	五,七五〇,〇〇〇			二,七〇〇,〇〇〇					八,四五〇,〇〇〇
二三	五,七五〇,〇〇〇			二,七〇〇,〇〇〇					八,四五〇,〇〇〇
二四	五,七五〇,〇〇〇			二,七〇〇,〇〇〇					八,四五〇,〇〇〇
二五	五,七五〇,〇〇〇			二,七〇〇,〇〇〇					八,四五〇,〇〇〇
二六	五,七五〇,〇〇〇			二,七〇〇,〇〇〇					八,四五〇,〇〇〇
二七	五,七五〇,〇〇〇			二,七〇〇,〇〇〇					八,四五〇,〇〇〇
二八	五,七五〇,〇〇〇			二,七〇〇,〇〇〇					八,四五〇,〇〇〇
二九	五,七五〇,〇〇〇			二,七〇〇,〇〇〇					八,四五〇,〇〇〇
三〇	五,七五〇,〇〇〇			二,七〇〇,〇〇〇					八,四五〇,〇〇〇
三一	五,七五〇,〇〇〇			二,七〇〇,〇〇〇					八,四五〇,〇〇〇
三二	五,七五〇,〇〇〇			二,七〇〇,〇〇〇					八,四五〇,〇〇〇
三三	五,七五〇,〇〇〇			二,七〇〇,〇〇〇					八,四五〇,〇〇〇
三四	五,七五〇,〇〇〇			二,七〇〇,〇〇〇					八,四五〇,〇〇〇
三五	五,七五〇,〇〇〇			二,七〇〇,〇〇〇					八,四五〇,〇〇〇
三六	五,七五〇,〇〇〇			二,七〇〇,〇〇〇					八,四五〇,〇〇〇
三七	五,七五〇,〇〇〇			二,七〇〇,〇〇〇					八,四五〇,〇〇〇
三八	五,七五〇,〇〇〇			二,七〇〇,〇〇〇					八,四五〇,〇〇〇
三九	五,七五〇,〇〇〇			二,七〇〇,〇〇〇					八,四五〇,〇〇〇

一、都市農會負擔金	四〇,三三〇〇	一、平 等 割	八,一〇〇〇	四〇,三三〇〇	〇
		二、耕地反別割	一〇,一四八三	一〇,一四八三	一五九二
		三、貨賃價格割	一〇,一七〇三	一〇,一三三〇	三三九元
		四、農家戶數割	三,二二九九	三,二一五〇	五三三
二、補助金	一四九,八〇〇〇		一六,六九七〇	一六,六九七〇	△一六,八九二七
一、國庫補助金	八,四七八〇	一、國庫補助金	八,四七八〇	九八,六九九〇	△一六,八九二〇
		一、縣費補助金	五,四八五〇	五,一八四〇	三〇一〇〇
		一、帝國農會補助金	一六,八四二〇	一七,一四四〇	△三〇二七〇
三、雜收入	二,三五二九	一、販賣斡旋手数料	七四六	五〇〇〇	二四八六
一、手 數 料	七四六	一、預金利子	二〇三	一〇〇〇〇	二〇三
二、財產收入	二〇三				
三、會報收入	七〇一九				
一、會報收入	四六五三				
二、會報廣告收入	二七五〇				
三、會報廣告收入	四〇〇〇				
四、不用品賣却代	四〇〇〇	一、不用品賣却代	四〇〇〇	一〇〇〇	三九〇〇
五、雜 入	四四五〇	一、雜 入	四四五〇	五〇〇〇	三六五〇
一、繰越金	一五,九九八七	一、前年度繰越金	一五,九九八七	八,六九九〇	七,三七九七
二、繰越金	一五,九九八七				
三、寄附金	七,二四八三	一、都市農會指定寄附金	六,九一四三	七,三〇〇〇	△三六二七
四、寄附金	七,二四八三	二、一般寄附金	三〇〇〇	三〇〇〇	〇
合計	三三,七〇〇	合計	三三,七〇〇	三三,七〇〇	△九,四六五

一、都市農會負擔金	四〇,三三〇〇	一、平 等 割	八,一〇〇〇	四〇,三三〇〇	〇
		二、耕地反別割	一〇,一四八三	一〇,一四八三	一五九二
		三、貨賃價格割	一〇,一七〇三	一〇,一三三〇	三三九元
		四、農家戶數割	三,二二九九	三,二一五〇	五三三
二、補助金	一四九,八〇〇〇		一六,六九七〇	一六,六九七〇	△一六,八九二七
一、國庫補助金	八,四七八〇	一、國庫補助金	八,四七八〇	九八,六九九〇	△一六,八九二〇
		一、縣費補助金	五,四八五〇	五,一八四〇	三〇一〇〇
		一、帝國農會補助金	一六,八四二〇	一七,一四四〇	△三〇二七〇
三、雜收入	二,三五二九	一、販賣斡旋手数料	七四六	五〇〇〇	二四八六
一、手 數 料	七四六	一、預金利子	二〇三	一〇〇〇〇	二〇三
二、財產收入	二〇三				
三、會報收入	七〇一九				
一、會報收入	四六五三				
二、會報廣告收入	二七五〇				
三、會報廣告收入	四〇〇〇				
四、不用品賣却代	四〇〇〇	一、不用品賣却代	四〇〇〇	一〇〇〇	三九〇〇
五、雜 入	四四五〇	一、雜 入	四四五〇	五〇〇〇	三六五〇
一、繰越金	一五,九九八七	一、前年度繰越金	一五,九九八七	八,六九九〇	七,三七九七
二、繰越金	一五,九九八七				
三、寄附金	七,二四八三	一、都市農會指定寄附金	六,九一四三	七,三〇〇〇	△三六二七
四、寄附金	七,二四八三	二、一般寄附金	三〇〇〇	三〇〇〇	〇
合計	三三,七〇〇	合計	三三,七〇〇	三三,七〇〇	△九,四六五

昭和十四年度三重縣農會經費支出決算

△印減

款	項	決算		種目	決算		備考
		額	率		額	率	
一、事務費	一、報酬	7,333.50		二、役員報酬	3,000.00		
		3,000.00		二、幹事俸給	1,500.00		
	二、事務員俸給	2,633.50		三、書記俸給	1,133.00		
	三、需要費	68.00		一、備品費	1,159.00		
				二、印刷費	499.00		
				三、消耗品費	587.00		
				四、通信運搬費	75.00		
	四、旅費	68.50		一、旅費	68.50		

款	項	決算		種目	決算		備考
		額	率		額	率	
二、會議費	一、總會費	1,873.33		一、雜給	2,113.33		
		1,507.33		二、火災保險料	500.00		
	二、評議員會費	3,000.01		三、電話料	1,111.11		
				四、電燈料	753.77		
				五、雜費	634.88		
三、事業費	一、總會費	1,873.33		一、雜給	1,149.00		
		1,507.33		二、特別職員旅費	999.90		
	二、雜費	573.33		三、電燈料	1,000.00		
				四、特別職員旅費	1,075.00		
				五、雜費	290.00		
				六、評議員會費	3,000.01		

一、技術員費	四、一〇五〇三	一、俸給	二、一五〇一〇	五、七四〇〇〇	△二、六四九七	雜費ハ七八圓三錢流用拂
二、地方駐在技術員費	六、九三六九	二、旅費	四、五〇三	三、五〇〇〇〇	△一、四〇七九九	第十五項第一日ハ三七圓六錢流用拂
三、技術員養成費	八、四一〇	三、雜費	六、八四三	三、五〇〇〇	△五七八四三	俸給ヨリ五七六圓三錢流用受
四、農産物配給改善幹旋費	四、九二九三	四、囑託員費	五、七四七	六、三〇〇〇	△	五五九三
五、農産物統制費	八、〇五〇六	一、都市農會駐在技術員費	一、三、四二三四	七、四、九四〇〇	△三、〇三三	
		二、町村農會駐在技術員費	四、九、〇九六	一、四、七五〇〇	△一、三六五九	
		一、技術員養成費	八、四一〇	二、二、五〇〇〇	△一、四三九九〇	第十三項第一日ハ八三圓七九錢流用拂
		一、配給改善費	四、九二九三	三、五、六〇〇〇	△八六七〇七	第十三項第一日ハ一、四三三圓流用拂
		二、農産物統制費	一、九、〇八九	九、一、九〇〇〇	△一、〇八四九四	第七項第三日ハ四三九圓二錢流用拂
		三、小麥販賣統制費	八、八三三	一、一、〇〇〇〇	△九〇〇二	
		四、軍需農産物供出施設費	四、七、七五三	四、五、〇〇〇〇	△三、七三三	小販販賣統制費ハ八圓二三錢軍需農産物供出施設費ハ二七圓五三錢流用拂
		五、酒精原料供出統制費	一、三、六八三	一、五、九〇〇〇	△三、三三三	農産物統制費ヨリ八四圓三錢流用受

六、農政研究費	六、八二三	五、統制品出荷獎勵費	五、四六四	六、〇〇〇〇	△七三六	第九項第五日ハ二五圓〇錢第十日第二日ハ六圓〇錢流用拂
七、農村振興費	二、六、〇五三	六、農産物價格調整費	四、〇七二	六、〇〇〇〇	△一、五九二	
		七、雜費	七、七〇	一、〇〇〇〇	△三、三三〇	
		一、指導費	五、九五元	四、〇〇〇〇	△	
		二、調査研究費	二、七六六	四、〇〇〇〇	△四、三三三	雜費ハ三三圓〇七錢流用拂
		三、雜費	四、〇七	一、〇〇〇	△三、五〇七	調査研究費ヨリ三三圓〇七錢流用受
		一、農村經濟更生指導費	一、四、八七六	二、一、四六〇〇	△一、六四三	
		二、農業共同作業獎勵費	三、四、七三三	一、四、〇〇〇〇	△一、八七六	青壯年農業訓練費ヨリ一八圓六錢流用受
		三、新興農家經營指導費	二、八、九一一	一、三、二〇〇〇	△九、九二二	青壯年農業訓練費ヨリ二〇圓第四項第一日ヨリ四元圓一錢流用受
		四、自給肥料獎勵費	一、六、七四三	一、八、〇〇〇〇	△一、六八八	
		五、甘藷增收栽培會費	一、〇、七七八	一、〇〇〇〇〇	△二、三六九	青壯年農業訓練費ヨリ三圓四錢流用受
		六、青壯年農業訓練費	五、四三三	一、一、〇〇〇〇	△五、四七七	農村經濟更生指導費ハ八圓六錢新興農家經營指導費ハ三〇圓甘藷增收栽培會費ハ三圓六錢流用拂
		七、小麥増産促進獎勵費	一、三、三〇三	一、三、五〇〇〇	△一、七〇八	

八、獎勵費	四六,五九四六	一、都市農會事業獎勵費	一五,八一四六	町村農會技術員設置獎勵費ヨリ八、二圓六錢流用受
		二、町村農會技術員設置獎勵費	三,三三〇〇	都市農會事業獎勵費ハ六、八二圓六錢流用拂
		三、特別獎勵費	四,四〇〇〇	
		四、都市町村農會臨時技術員設置獎勵費	七,五四〇〇	
		五、應派指導員費	二,〇八〇〇	
九、農業經營經濟調査費	三,三八七	一、俸給	三,一〇八〇〇	一〇七
		二、旅費	二,一四〇〇〇	一,四〇〇
		三、擔當者手當	五,八八七	三二五
		四、雜給	一,八〇〇	〇
		五、雜費	四,九〇〇	三六〇
一〇、重要農産物生産費調査費	六,八七		六,〇〇〇	六九五
		一、擔當者手當	三,五〇〇	一,五〇〇
		二、調査費	三,四九〇	三二五
二、臨時農村対策費	三三,三九三		三六,四三〇	三,一三三
		一、專任職員設置費	二,九四六七	五三三
		二、指導費	三,三〇〇	二五〇〇
		三、諸費	三,四二二	五七九
		四、都市農會駐在職員費	八,三〇一六	二六
		五、都市農會指導費	一,七二〇〇	一,七〇〇
		六、市町村農會活動費補助	八,七四〇〇	九,八〇〇〇
		七、生産計畫實行促進費	〇	二,〇〇〇
		八、空収回收施設費	九,四二九	一,〇二〇
三、農業機械移動配給施設費	二,七五五		三,〇一〇	一,四四七
		一、幹旋指導費	一,四五五	一,四〇〇
		二、幹加指導補助費	一,二〇〇	五〇七
		三、設備改裝整備補助費	一,一〇〇〇	〇
		四、機械買入補助費	四,五〇〇	三〇〇
		五、機械借入補助費	九,五〇〇	一,〇〇〇
		五、機械借入補助費	三,〇〇〇	〇
三、農業保險組合聯合會設立準備費	二,八七九		五,九〇〇	二,三四七
		一、農業保險組合聯合會設立準備費	二,八七九	二,三四七

八、獎勵費	四六,五九四六	一、都市農會事業獎勵費	一五,八一四六	町村農會技術員設置獎勵費ヨリ八、二圓六錢流用受
		二、町村農會技術員設置獎勵費	三,三三〇〇	都市農會事業獎勵費ハ六、八二圓六錢流用拂
		三、特別獎勵費	四,四〇〇〇	
		四、都市町村農會臨時技術員設置獎勵費	七,五四〇〇	
		五、應派指導員費	二,〇八〇〇	
九、農業經營經濟調査費	三,三八七	一、俸給	三,一〇八〇〇	一〇七
		二、旅費	二,一四〇〇〇	一,四〇〇
		三、擔當者手當	五,八八七	三二五
		四、雜給	一,八〇〇	〇
		五、雜費	四,九〇〇	三六〇
一〇、重要農産物生産費調査費	六,八七		六,〇〇〇	六九五
		一、擔當者手當	三,五〇〇	一,五〇〇
		二、調査費	三,四九〇	三二五
二、臨時農村対策費	三三,三九三		三六,四三〇	三,一三三
		一、專任職員設置費	二,九四六七	五三三
		二、指導費	三,三〇〇	二五〇〇
		三、諸費	三,四二二	五七九
		四、都市農會駐在職員費	八,三〇一六	二六
		五、都市農會指導費	一,七二〇〇	一,七〇〇
		六、市町村農會活動費補助	八,七四〇〇	九,八〇〇〇
		七、生産計畫實行促進費	〇	二,〇〇〇
		八、空収回收施設費	九,四二九	一,〇二〇
三、農業機械移動配給施設費	二,七五五		三,〇一〇	一,四四七
		一、幹旋指導費	一,四五五	一,四〇〇
		二、幹加指導補助費	一,二〇〇	五〇七
		三、設備改裝整備補助費	一,一〇〇〇	〇
		四、機械買入補助費	四,五〇〇	三〇〇
		五、機械借入補助費	九,五〇〇	一,〇〇〇
		五、機械借入補助費	三,〇〇〇	〇
三、農業保險組合聯合會設立準備費	二,八七九		五,九〇〇	二,三四七
		一、農業保險組合聯合會設立準備費	二,八七九	二,三四七

一、郡市農會駐在技術員費	一五、四〇〇	一五、四〇〇	〇	〇	五市十五郡農會駐在技術員二〇名一名月六一圓計一四、六〇〇圓 旅費八〇〇圓
二、町村農會駐在技術員費	六〇、三〇〇	六〇、三〇〇	〇	〇	町村農會駐在地方技術員二九〇名一人平均年二〇七、六〇錢
三、技術員養成費	一、六〇〇	二、二五〇△	六〇〇	六〇〇	技術員養成費
四、農產物配給改善幹旋費	三三、五〇〇	五、五六〇	六、五九〇	〇	技術員年俸一、〇〇〇圓一名 駐在員月俸七五圓二名一、八〇〇圓 助手月俸三〇圓一名三六〇圓 雜費技師旅費五〇〇圓 駐在員旅費三名九〇〇圓 雜費二〇〇圓 通信費其他六〇〇圓
五、統制農產物	二、一〇〇	八、五九〇△	六、四九〇	〇	統制指導費二〇〇圓 統制強化費三五〇圓 市況通報費一五〇圓 移出入調査費一〇〇圓 協議會費一五〇圓 郡農會指導員補助六〇〇圓 雜費五〇圓
六、臨時農村對策施設費	一五、九五〇	〇	〇	〇	取引懇談會費二〇〇圓 協議會費三〇〇圓
七、農政研究費	一、〇一〇	〇	〇	〇	協議會費一〇〇圓 通信費五〇圓 印刷費九〇圓 他團體連絡費一〇〇圓
八、農振興費	一一、〇〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	〇	指導費二五〇圓 農會技術員講習會費六五〇圓 協議會費二〇〇圓 講習講話會費三〇圓 印刷通信費一〇〇圓 實績共進會費六〇圓 郡市農會獎勵費七〇圓

一、郡市農會駐在技術員費	一五、四〇〇	一五、四〇〇	〇	〇	五市十五郡農會駐在技術員二〇名一名月六一圓計一四、六〇〇圓 旅費八〇〇圓
二、町村農會駐在技術員費	六〇、三〇〇	六〇、三〇〇	〇	〇	町村農會駐在地方技術員二九〇名一人平均年二〇七、六〇錢
三、技術員養成費	一、六〇〇	二、二五〇△	六〇〇	六〇〇	技術員養成費
四、農產物配給改善幹旋費	三三、五〇〇	五、五六〇	六、五九〇	〇	技術員年俸一、〇〇〇圓一名 駐在員月俸七五圓二名一、八〇〇圓 助手月俸三〇圓一名三六〇圓 雜費技師旅費五〇〇圓 駐在員旅費三名九〇〇圓 雜費二〇〇圓 通信費其他六〇〇圓
五、統制農產物	二、一〇〇	八、五九〇△	六、四九〇	〇	統制指導費二〇〇圓 統制強化費三五〇圓 市況通報費一五〇圓 移出入調査費一〇〇圓 協議會費一五〇圓 郡農會指導員補助六〇〇圓 雜費五〇圓
六、臨時農村對策施設費	一五、九五〇	〇	〇	〇	取引懇談會費二〇〇圓 協議會費三〇〇圓
七、農政研究費	一、〇一〇	〇	〇	〇	協議會費一〇〇圓 通信費五〇圓 印刷費九〇圓 他團體連絡費一〇〇圓
八、農振興費	一一、〇〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	〇	指導費二五〇圓 農會技術員講習會費六五〇圓 協議會費二〇〇圓 講習講話會費三〇圓 印刷通信費一〇〇圓 實績共進會費六〇圓 郡市農會獎勵費七〇圓

九	九〇,四〇〇	三	一〇	一〇,〇〇〇	一〇,三六六	貯蓄債券 二
一〇	六六,八〇〇	三	一〇	一一	一一,三三二	六
一一	六八,四四七	三	一〇			六
一二	七,一〇〇	三	一〇			六
一三	七,六四七	三	一〇			六
一四	八,一四八	三	一〇			六
一五	八,七三〇	三	一〇			六
昭和 二	八,五四六	三	一〇			國庫債券
三	八,六三九	三	一〇			六
四	八,七〇〇	三	一〇			六
五	八,九五一	三	一〇			六
六	九,三三四	三	一〇			六
七	九,八七三	三	一〇			六
八	一〇,三四九	三	一〇			六
九	一〇,四七〇	三	一〇			六
一〇	一〇,六八〇	三	一〇			六
一一	一〇,九二六	三	一〇			六

三重縣農會昭和十四年度末現在財產目錄

一一	一一,三八七	三	二〇	一一,一七〇	一一,一七〇	全上 坪數全
一二	五,九三〇	三	二〇	一一,二九六	一一,二九六	價格三〇,〇七八圓 土地一,三二三圓
一三	三,二五〇	三	二〇	一一,七六〇	一一,七六〇	土地 同上
一四	三,二五〇	三	二〇	一一,七六〇	一一,七六〇	土地 同上

基本財產

有價證券	第三回帝國五分利公債	額面	二〇〇圓	金	二二,一五〇錢
同	第一回四分利公債	同	五〇圓	金	五,一八二錢
同	支那事變國庫債券	同	一一,二〇〇圓	金	一二,〇一七,〇〇錢
同	日本勸業銀行津支店	特別當座預金	同上	金	二二,二九錢
同	百五銀行	同上	同上	金	三四八,〇〇錢
現金				金	三,二四錢

基本財產計金壹萬貳千六百五拾參圓八拾五錢也

其他財產

土地	雜地	一畝十九步	金	一,三三三,〇〇錢
建物	事務所(二階建)		金	二八,五〇〇,〇〇錢
	小使室湯沸場		金	六二八,〇〇錢
	當直室及便所		金	五〇〇,〇〇錢

物	一〇坪〇〇〇	金	二五〇,〇〇〇
便所及廊下	四坪〇五〇	金	一五〇,〇〇〇
廊下	二坪〇〇〇	金	五〇,〇〇〇
小計	一二五坪七〇五	金	三〇〇,〇七八,〇〇〇
備用品			
器具	二,五八三點	金	一〇,一三二,六三錢
書籍	三九七點	金	六五一,五二錢
小計	二,九八〇點	金	一〇,七八四,一五錢

其他財產計金四萬貳千壹百八拾五圓拾五錢也
 合計 金五萬四千八百參拾九圓也

借入金	—
未拂入金	—
合計	—
差引	金五萬四千八百參拾九圓也

一、特別會計三重縣農會自作農創定土地購入資金收入決算

年度	科目	借入金又繰越金	補給金	價還	金還	雜收入	合計
大正	借入金	100,000.00	400.00	7,376.00	7,000.00	56.00	16,736.00
	繰越金	20,833.33	0.00	11,376.00	1,133.33	1,809.99	8,106.73
	合計	120,833.33	400.00	18,752.00	8,133.33	1,865.99	19,947.32

昭和	科目	借入金又繰越金	補給金	價還	金還	雜收入	合計
昭和	一五	13,376.00	—	19,333.10	—	40.75	19,423.35
	二	17,776.00	—	19,333.10	—	7.01	19,350.11
	三	17,776.00	—	19,333.10	—	6.43	19,356.53
	四	15,000.00	—	19,333.10	—	3,300.00	19,338.00
	五	16,666.66	—	19,333.10	—	10.00	19,359.76
	六	17,666.66	—	19,000.00	—	—	19,359.76
	七	—	—	2,688.00	—	—	2,688.00
	八	—	—	—	—	1,365.75	1,365.75
	九	—	—	—	—	1,365.75	1,365.75
	一〇	—	—	18,000.00	—	—	18,000.00
	一一	—	—	2,688.00	—	—	2,688.00
	一二	—	—	2,688.00	—	—	2,688.00
	合計			120,833.33	18,752.00	8,133.33	19,947.32

二、特別會計三重縣農會自作農創定土地購入資金支出決算

年度	科目	貸付金	年賦償還	金償還	借還	雜支出	合計
大正	一二	80,000.00	7,776.17	80,000.00	7,000.00	—	167,776.17
	一三	80,000.00	7,776.17	—	8,000.00	—	175,552.34
合計		160,000.00	15,552.34	80,000.00	15,000.00	—	370,552.34

昭大 和正	一四	一九、三三〇、六〇	三、一五〇	一九、二四三、六〇	一九、二四三、六〇
昭大 和正	一五	一九、三三〇、六〇	三、一五〇	一九、二四三、六〇	一九、二四三、六〇
昭大 和正	二	一九、三三〇、六〇	三、一五〇	一九、二四三、六〇	一九、二四三、六〇
昭大 和正	三	一九、三三〇、六〇	三、一五〇	一九、二四三、六〇	一九、二四三、六〇
昭大 和正	四	一九、三三〇、六〇	三、一五〇	一九、二四三、六〇	一九、二四三、六〇
昭大 和正	五	一九、三三〇、六〇	三、一五〇	一九、二四三、六〇	一九、二四三、六〇
昭大 和正	六	一九、三三〇、六〇	三、一五〇	一九、二四三、六〇	一九、二四三、六〇
昭大 和正	七	一九、三三〇、六〇	三、一五〇	一九、二四三、六〇	一九、二四三、六〇
昭大 和正	八	一九、三三〇、六〇	三、一五〇	一九、二四三、六〇	一九、二四三、六〇
昭大 和正	九	一九、三三〇、六〇	三、一五〇	一九、二四三、六〇	一九、二四三、六〇
昭大 和正	一〇	一九、三三〇、六〇	三、一五〇	一九、二四三、六〇	一九、二四三、六〇
昭大 和正	一一	一九、三三〇、六〇	三、一五〇	一九、二四三、六〇	一九、二四三、六〇
昭大 和正	一二	一九、三三〇、六〇	三、一五〇	一九、二四三、六〇	一九、二四三、六〇

外 編

一、本縣農林施設の概要

一、概 観

聖戰第四年、昭和十五年の本縣産業界は物資動員計畫が愈々強化されたため製造制限、使用制限、販賣制限、配給統制に關する諸法令が相次で公布實施され、且つ勞力不足等の惡條件に見舞はれたが、中央の施設に相呼應する物心兩方面の昂揚強化擴充を圖り以て銃後の護りを益々強固にし長期戦に對處すると共に、これによつて百二十萬縣民の潑刺たる活氣をさらに／＼旺盛にし、生産力を培ひ縣民生活の安定と軍需品の供出を圖らんとする時局對策施設と非常時局を乘切るため、銃後縣民の不退轉の決意によつて縣産業部門はあらゆる惡條件と闘ひ、しかもよく其れ等の困難を克服し戦時下生産擴充を目指して一路邁進をつゞけてゐる。

第一 農 業

本會の調査によれば十四年末現在の本縣農業戸數は十二萬一千二百五十三戸で、前年同期に比して一千百三戸の増加である。即ち小作農が六百六十二戸、自作農が四百八十四戸増加したるに反し、從來漸増の傾向にあつた自作農が四十三戸を減じたため、其の内譯は自作農五萬三千八百六十七戸、自作農四萬五千六百十六戸、小作農二萬

一千七百七十戸である。

而して十四年中の農産物總價額は一億一千七百三十八萬圓で、數年來激増してゐる。之れは米麥の近年稀な豊作と
 副、其他農産物價の昂騰によるものであるが、一面銚後農村の生産力維持増進のため科學の全面的應用によつて
 殆ど完璧に近い農村對策が樹立され其の成果を得たこと、並に銚後農村が時局認識に燃え深刻化した悪條件に加ふ
 るに數十年來稀有の早害にも拘らずよく克服して、一路生産の確保に涙ぐましい努力が續けられた事を牢記せねば
 ならない。

十四年度に入つてから、肥料問題を始め農機具其他生産資材の統制は愈々強化され、其の反面に重要農産物たる
 米、麥、副、甘藷等の増産計畫が樹立實行される等、幾多の困難に達着したが、これらの苦難をもよく克服して何
 れも豫期以上の増産を確保すると共に副の高値と一部早害地を除く縣下全般的な米麥の豊作は農村を潤した。而し
 て十五年度に入つてから俄然食糧問題が深刻になつたが、農家はよく縣の對策を理解し縣内需給はもとより消費地
 に對する米麥の出荷、政府米の供出に萬難を排して協力したことは特筆すべきことで、其他食糧問題を繞る數々の
 問題が起つたが何れも無難に解決されてゐる。

一、米 作

(イ) 十四年米作 昭和十四年の本縣米作反別は七萬百十七町歩、實收高百五十六萬八千七百石に及び、反當收量
 より見るときは昭和八年に次ぐ大豊作で平均一反歩當り二石二斗三升七合に達し其の總價額六千七百六十八萬三
 千餘圓に上つてゐる。

(ロ) 十四年米販賣高 昭和十四年度に於ける本縣米販賣高は七十四萬一千二百九十五石で、前年の七十萬二千三百
 五十八石に對比して四萬石近くの増加を示してゐる。

(ハ) 米増産計畫 政府の増産目標と呼應して六萬三千四百六十三石の増産をはかり、十五年度の生産數量を百五

十四萬三千石以上とすることになり、各都市の生産目標を夫々決定、各機關を動員して其の目的達成に全力を傾
 注してゐる。然るに昭和十五年八月十五日現在の水稻作況は移植期前後旱天持續し、ために用水不足を來たし一
 部に於ては植付の遅延したもの、又生育の阻害せられたもの等もあつたが、其の後大體適期に降雨があり用水不
 足の緩和を見たのみでなく、七月中旬から概して高温多照となり其の生育を促進したが、其の後の低温や浮腫子
 發生等に起因して稍不良の作柄を豫想せらるゝに至つたことは甚だ遺憾である。

二、麥 作

昭和十五年度收穫の本縣麥作成績は總作付反別三萬四百四十八町歩で、内譯大麥四千九百八十二町歩、稈麥一萬三
 千二百三十九町歩、小麥一萬二千二百二十七町歩、前年に比べて大麥に於て三百十四町を減じ、稈麥三百十八町、
 小麥二千二百七十八町歩を増加し、増産の結果大麥は減少したが稈麥及び、小麥に於て増加を見、結局作付では二
 千二百八十餘町歩の増反となり、收穫高は四十四萬二千七百八石で前年より二萬七千八百石(六分八厘)の増收で、
 麥類増産計畫完遂上欣ぶべき結果を見たのである。

三、菜 種

菜種は裏作物中麥類と共に殆ど全縣下に栽培せられ、全國第四位の産額を誇つてゐる。これは本縣が全國有數の製
 油地として知られ、毎年原料消費量二十萬石を超える盛況あるに原因する。縣内の原料菜種産額は製油原料需要に
 比べ遙かに及ぶべくもないが、昭和五年以來其の増産計畫を進める一方、品種改良に留意し所謂伊勢黒、三重黒の
 二品種を決定して鋭意増産に邁進し今日に至つた。即ち昭和十五年の菜種作付反別は六千七百九十六町歩、收穫高
 五萬五千九百餘石、此の價格百七十六萬四千餘圓で前年に比し八十一町歩(一分二厘)の増加を示してゐる。

四、園藝農産物

本縣の園藝は蔬菜、果實、花卉、温室園藝共に逐年隆盛に赴きつゝあるが其の生産額は蔬菜五百五十萬圓、果實百九十四萬圓を始め甘藷、馬鈴薯等百八十二萬圓、花卉、苗木其他を加ふるときは八百五十二萬圓の多額に達する。蔬菜は作付總反別一萬一千町歩、其の内大根は伊勢澤庵に加工せられ年産額實に二百萬圓に上り、其他里芋、伊勢薯、西瓜、南瓜、うど等は本縣の誇る園藝農産物として大阪、名古屋等の市場へ進出し聲價を高めつゝある。

果樹栽培反別は約三千五百町歩、其の内柑橘の百萬圓を首位に柿、其他栗、梅等、特に紀南の夏柑は品質の優秀を以て名あり、名古屋の市場で断然他府縣のそれを厭倒してゐる。

又近年長足の進歩を遂げるに至つた温室園藝は、時局に對處し其の經營上に一考を要することになつたが、漸次野菜果實から花卉に轉向する傾があり、殊に北勢方面に於て其の例が著しい。然るに園藝農産物は最近小賣價格の設定を見たが將來之れ等の統制は一層擴大されるものと豫想せらるるから、生産者に於ては之れ等の情勢に對處する諸般の態勢を強化する必要に直面するに至つた。

五、製茶

本縣の製茶業は古い沿革を有ち、全國約な生産地として斯界に君臨してゐるだけに、昭和十四年生産總額は七十六萬八千貫に上り、價額は百九十三萬圓で、前年に比し五萬二千六百貫、七十一萬三千圓の激増を示した。これは縣が農業五大項目の一つとして製茶の増産を圖ることになり、既に第一年度事業に着手されたこと、價格の昂騰に依るもので年を逐ふて生産は増加するものと見られる。

六、養蠶

本縣の養蠶業は極めて重要な産業の一部門で、昭和十四年度の養蠶戸数は五萬三千五百戸、桑園反別一萬六千七百

町歩、産繭額に於て三百萬貫(全國第十位)で、この價額三千二百六十萬圓に達し、農村に於ける現金収入の主要な地位を占め特に品質の優良なることは全國的に有名である。事業の主なるものを摘録すれば

- (1) 養蠶實行組合指導員設置 縣は昭和九年よりこれが設置をなさしめて補助金を交付してきたが、累年其の數を増し十四年度には設置町村百三十、指導組合七百七組合に及び成績極めて良好である。而して十四年度は四萬一千圓の豫算を計上し指導網の擴充強化を圖り、蠶作の安定優良繭の廉價生産に努めてゐる。
- (2) 繭質改善施設 繭の檢定取引に伴ひ繭質の良否が農村經濟に及ぼす影響の大なるに鑑み、昭和十四年度より養蠶實行組合をして掃立蠶種の統一、蠶室蠶具の消毒、稚蠶共同飼育及び蠶種の共同催青、産繭の共同處理、上簇改良施設、稚蠶共同桑園の設置等の事業を行はせてゐる。
- (3) 繭増産施設 繭の増産を確保するため、昭和十五年度の生産目標三百三十萬貫、生産基準數量二百八十九萬三千七百八十一貫、増産數量四十萬六千二百九十九貫とし、其の目的完遂に鋭意勸奨中である。
- (4) 桑園、桑苗 縣下桑園は前記の如く一萬六千七百町歩であるが、桑園の模範的經營を指導するため概ね五百町歩毎に一ヶ所の指導桑園を設け、縣下を通じ三十六ヶ所を六ヶ年間に設置する計畫のもとに、昭和十二年度より着手、夫々進行中である。
- (5) 又年産額一千萬本に上る全國有數の生産を誇る桑苗の縣營検査を昭和十三年度より實施、品質の向上と規格の統一を圖つてゐる。

(5) 蠶種 本縣の蠶種は全國的に和られ、從來常に第十位を下らず、昭和十四年度の製造者は百八名、製造額六百七十萬グラムに上る。近時有力製絲會社の特約組合の増加に伴ひ其の販路を減じ、ために經營困難となり縣は業者の共同施設を奨励し、海岸地方の原蠶分場地帯に共同分場を設置させる等の方法をとつたが、偶々蠶種共同施

設組合設置の途拓かれ漸く普及し、現在五組合の設置を見てゐる。

- (6) 製絲Ⅱ縣下の製糸業は機械製糸工場四十三、其の釜數五千三百六十で、内營業製糸四十一、釜數四千八百二十
二、産業組合製糸二、其の釜數五百三十八である。而して生糸産額は二十三萬貫に上つてゐる。
- (7) 産繭處理統制Ⅱ縣は本縣内の生産繭を乾繭取引、特約取引、組合製糸供繭及委託製糸の三形態別に依つて統制させる方針をとつてゐるが、乾繭取引を普及させるためには縣下五乾繭組合を設立せしめ内容の充實を圖つてゐる。斯くて昭和十四年度の産繭處理狀況は繭總生産額二百九十九萬貫の内特約取引六三%、乾繭取引二四%、組合製糸供繭九%、生繭取引五%となつてゐる。

七、畜産

本縣は我國有数の肉牛生産地であり、伊勢牛の名は夙に全国的に謳はれ、東京、横濱、名古屋、大阪、京都の各都市へ盛んに移出され年額實に二百五十萬圓を突破するの實情にあるが、一方犢の生産は僅かに三千餘頭に過ぎない狀況である。こゝに於て縣では種牡牛の設置、種牝牛の飼育奨励に努め、一ヶ年一萬頭生産達成に邁進してゐるが幸にして已に阿山、多氣、志摩、南北半妻等の生産地相次で生れ、近年順に縣内生産牛時代を建設せんとするに至つた。乳牛の生産も年々二千三四百頭に達し農家搾乳組合では一部を縣下に移出してをり、縣内消費量は五五%に達してゐる。

馬匹は縣内生産なく其の全部を縣外に求めてゐるが、時局柄縣では役馬利用指導者養成所の充實を圖ると共に馬事振興に凡ゆる努力と注意を拂つてゐる。

養豚は縣の奨励と豚肉需要の増加に伴ひ其の飼育數も飛躍的に増加し、年々縣外への搬出一萬頭に及び、又自給肥料増産に缺くべからざる家畜として益々これが飼育者は増加の傾向にある。

養鶏は其の發達實に素晴らしく十年前迄は極めて微々たるものであつたが、近々數年間の躍進は特に目覺しいものがあり、飼育羽數は百五十萬羽に達し、鶏卵の年産五百萬圓を算し、養豚同様自給肥料増産の點から農業經營と密接不離の關係におかれてゐる。

緬羊は昭和十一年末僅かに百頭に過ぎなかつたが最近其の飼育頭數を増し、一千餘頭となり、縣下の各地に飼育組合の設立を見、殊に三重郡には大牧場とホームスパン工場が建設される等時流と共に將來の躍進を約束されてゐる。

八、副業

本縣農家の一戸當り耕作反別は田畑合して僅かに一町歩に過ぎず、其の經營組織も亦概して單純なため收支の均衡を保つことが困難な状態である。従つてこれが經濟の充實をはかるためには今後經營上幾多の改善工夫を凝らし勤勉努力するの要がある。其れには各家庭に即應する適當な副業を採り入れねばならぬ。

縣では副業の指導奨励の根本方針を時局に鑑みて

- 一、軍需副業品の増産確保及供出
- 二、應召遺家族の生活安定としての副業授産
- 三、外貨獲得のための輸出副業品の増産
- 四、物資統制に伴ふ代用品の考案製作
- 五、各種資源の開發利用

等に重點をおき從來の一般奨励施設を努めてこの種の銑後施設に轉換指導奨励の結果、最近の副業生産額は三千八百萬圓に達し、最近年度の如きは農林漁業の總生産額一億八十萬圓中の二割餘を占めるに至つた。

本縣副業生産品中主なるものは鶏卵の五百萬圓、木炭の四百五十萬圓、菓子品、素麵、澤庵、製茶の二百萬圓等で

木竹工品、貝細工、水産加工品、椎茸、養兔、養豚、鼻緒等之れに次ぎ何れも數十萬圓の生産額を示し躍進の跡著しく本縣産業中の重要部門を占めてゐる。然しこれ等の内には資材、勞力、飼料などの不足或は配給不圓滑に原因して其の經營上に稍々影響を蒙りつゝあるものが何れも副業の根本精神を發揮して堅實な經營に邁進しつゝある。就中菓工品の如きは軍需に民需に著しく増大しつゝある現狀に鑑み、縣でも計画的増産に向はせるべく指導獎勵すると共に従來筭貝類の縣營検査は主産地たる伊賀二郡のみに實施してきたが、十五年九月から其の検査區域を度會、鈴鹿、員辨の三郡に擴大された。

又農村工業方面では農産加工、木工、製茶、澱粉等があつて、桑名郡の農産加工場は全國に魁けし、鈴鹿、安濃二郡のそれも次で開設され豫期の成績を擧げて居り、多氣郡荻原村の杉下駄は時代の波に乗つて極めて快調に全盛を謳歌してゐる。南郡の下駄工場も最近の開設ではあるが事業は順調に進み、製茶再製工場は縣聯四日市支所と伊勢茶組合に設備され、伊勢茶の聲價をいよく昂めつゝある。其の他十四年度には三重郡聯合會の米糠搾油場が新規農村工場として時代の要求に應へ、更に十五年度の農村工業としては縣漁聯經營の寒天製造事業があり、外貨獲得資源利用の立場から大いに其の成果を期待されてゐる。

副業的代用品新規工業は長期戦の態勢に入つて俄かに擡頭して來た新興代用品工業で、最近藤葛、桑條皮、野草類からなる纖維工場又は製紙工場も既に縣内數ヶ所に新設され、桑條皮を原料とする工場の如きは縣内數十萬貫の桑條皮を確保利用すべく縣内を一圓とする購入組合を結成する等代用品製作時代を現出せんとするに至つた。

第二 林 業

(イ) 概観 本縣の林野面積は三十三萬三千五百七十七町歩餘で縣下廣袤の約六割を占めてゐる。此の所有別林野面積は御料林六千二百町歩、國有林一萬五千五百六十九町歩、民有林三十一萬一千九百六十七町歩で木材、木炭の増産、

價格の昂騰により林産物總價額二千二百六十萬五千四百圓に上り、縣下重要産業の一部門を占め、これが盛衰は獨り林業家の浮沈に關するのみならず、延ては山村の興廢、縣の經濟にも至大の影響を及ぼすため縣は事變第三年を迎へた十四年度に於ても凡ゆる對策を講じたが、特に造林獎勵として伐採跡地の造林に對する補助金の交付、林道開墾補助、荒廢林地の復舊、防潮林及防風林の造成補助、町村有林の造林獎勵、軍用材の供出、民有林の間伐指導に努め、十四年十一月一日から實施された木材の縣營検査に備へるため木炭検査所の機構を改組擴充して林産物検査所と改稱、百五十餘名の検査技手を配置したる外、木炭饅頭の問題起るや其の増産に其の需給對策に凡ゆる努力が拂はれたのであつた。又十五年度に入つてからは木炭問題が愈々喧しくなつたため集荷配給統制を強化し又紀元二千六百年の記念事業として縣行造林を計畫した外私林、社寺有林の造林獎勵に努める等事變下にあつて力強い歩みを續けた。

(ロ) 縣設模範林 日露戦役記念事業として縣下十ヶ所に一千七十九町歩の模範林を設置、林業經營の經驗に乏しい町村をして造林保護、其の他施業の方法に過誤なからしめんため合理的經營の範を示すと共に、縣有財産を造成縣財政の基礎を鞏固ならしむるべく明治三十九年より大正四年に至る十ヶ年間に杉、檜を植栽六十年を伐期として十ヶ年間に皆伐する豫定で進んできたが、時局に鑑み伐採期を短縮し三十五年生より毎年五十町歩宛伐採し、十五年度より向二十ヶ年間に皆伐することに變更された。此の伐採跡地に對しては地元町村と新に契約を結び紀元二千六百年記念林として順次杉、檜を植栽する計畫である。

(ハ) 御大禮記念縣行造林 昭和御大典を記念すると共に、縣財政の基礎を固め併せて市町村の基本財産を造成させる目的で、昭和四年度から十ヶ年間の繼續事業として縣下市町村有林野に地上權を設定し、面積三千町歩の造林計畫を樹て既に五百町歩の植栽を終つた。

(ニ) 紀元二千六百年記念林 紀元二千六百年を記念すると共に、町村基本財産の造成と縣財政の基礎を固める目的

から町村有林野に新に地上権を設定するもの一千五百町歩と模範林の伐採跡地一千町歩に對し二十ヶ年計畫で杉、檜を造林することとなり、十五年度には百町歩の植栽を行ふ計畫の下に同年四月阿山郡東栢植村地内で植樹式を舉行した。

(ホ) 町村有林野造林十四年度には町村有林二百八十町歩、學校林二十町歩の造林を施行させ、十五年以降二十ヶ年間に六千町歩の植林を奨励する計畫である。

(ヘ) 私有社寺有林の造林紀元二千六百年記念事業の一として、縣は民有林の伐採跡地及無立木地の造林を十五年度から二十ヶ年間に二萬町歩造成させる計畫の下に昭和十五年に於て一千町歩の造林を實施することになった。

(ト) 林道網擴充事業の進展に伴ひ木材、木炭の増産は愈々緊要性を加へるに至つたので、奥地未利用材を開發し薪炭材を始めバルブ資材並に軍需用材の供給を圓滑にする一面、山村の振興をはかるため縣營林道三十三里、町村營林道二十七里、森林組合營林道六十五里を開設したが、更に十ヶ年間に車道三百十六里、軌道九里、木馬道百二十五里(計四百五十里)を開設する計畫を樹てゐる。

(チ) 木材縣營検査本縣の用材は年産額二百萬石に上り其の大部分は大阪、名古屋、東京の大市場を始め各府縣に移出されてゐるが、昭和十四年十一月一日から農林省令によつて全國一齊に府縣營検査を施行することとなり、本縣でもこれに呼應して木炭検査所を林産物検査所と改稱し、素材及製材品の検査を實施し規格の統一、生産の統制に努めてゐる。

(リ) 木炭配給統制本縣の木炭は年産一千百萬貫に達し、此の内五割餘を縣外に移出し主として名古屋、大阪市場に販賣してゐたが、昭和十四年二月木炭配給統制規則が施行され、本縣は愛知、京都、滋賀、和歌山、奈良の五縣以外に移出することを禁止された。而して十四年度には前記の生産數量に比べて約二割に相當する二百十餘萬貫の

増産に邁進した結果豫定通りの生産を得、而も縣外への移出を制限されたにも拘らず縣内の需給は極度に不圓滑となり木炭飢饉が現出した、故に縣はこれが對策に腐心し、ついに十五年八月二十日木炭配給統制委員會を開いて木炭集荷配給の一元化案を附議決定した。即ち集荷は縣產聯で一元的統制を行ひ、縣聯から大口消費者及び系統購買組合に配給、一般家庭用は商業組合系統から流すことにし、單位組合の縣聯以外への販賣を禁止、縣外への移出は縣聯のみに限定されたのである。又此の集荷配給機構の改革に次いで規格の改正、更に九月二日から公定價格の改訂等需給の圓滑を目指す對策が樹立するに至つた。

(ヌ) 荒廢林地復舊治水並に國土保安上重要な施設として荒廢林地復舊に就ても縣は意を用ひ、四百五十町歩を復舊したが、なほ五百餘町歩の要復舊面積があるので縣は昭和十三年度から五ヶ年計畫で急を要するもの約二百町歩の荒廢山林を復舊することになり計畫通り工事を進めてゐる。

(ル) 保安林本縣の保安林は四千六百六十二ヶ所、面積四千七百三十三町歩で土砂扞止林最も多く魚付林、風致林防風林、水源涵養林等の順位である。

(オ) 災害防止林本縣は昭和十四年度から七ヶ年計畫で防風林十八町歩、防風林五十町歩の達成に乗出し工事費の助成奨励をしてゐる。

(ワ) 民有林間伐奨励昭和十四年六月民有林間伐調査要項を定め、皆伐を抑制、間伐を奨励し殘有木の育成を旺んならしめると共にバルブ資材、軍需用材の生産確保に努めてゐる。

(カ) バルブ資材の販賣斡旋織維工業の著しい發達に伴ひバルブ資材の配給を圓滑にすることは喫緊の要務なりとし縣山林會は十四年度から國策に順應して木材の販賣斡旋事業を開始したが、十四年度は一萬三千六百石を斡旋し十五年度は一萬二千五百石を斡旋する計畫である。

第三 水産業

(イ) 概観 海岸線延長百五十二里、沿海市町村八十七に達し、臨海しない町村にも河川を有し池沼を有する本縣の水産業は縣生産界に重要な地位を占めるのみでなく、全国的にも有数な水産縣であることは自他俱に許すところである。昭和十四年の本縣水産漁獲總額は二千四百八十四萬圓で、資材不足や勞力不足それに過去の濫獲等に原因して數量では遠洋漁業五分五厘、食糧製造物で二割一分の減少を見たが、魚價の昂騰によつて收入では約七百七十二萬圓(四割五分)の増收であつた。これに従事する水産業者は五萬二千八百六十三人(本、副業)で縣下有業者中の一割近い人口を占め全四郡四位に居る。

漁船總數は一萬二千三百七十三隻の内無動力船八千九百九十五隻、有動力船四千七百七十八隻で最近に於ける十年間の趨勢を見ると遠洋漁業の發達から機械船が漸増の傾向を辿つてゐる。

漁獲物の最高は遠洋漁業の鰹の三百十九萬圓、次で水産養殖の真珠貝二百十萬圓、沿岸漁業の鱒百十萬圓、鮒、鮪等の順位で、昭和十三年度の調査によると伊勢海老、真珠貝、鹽鱒は水産漁獲物中本邦第一位の王座を占め水産王國三重の名を輝かしてゐる。

(ロ) 沿岸漁業 漁獲總額は九百三十一萬餘圓で漁獲物の最高は鮒、次で鮪、鮪、鱈、ヒラメの順位である。郡市別に見ると志摩の二百九十六萬圓が第一位、次で北牟婁、度會、三重、南牟婁、一志、飯南、津、多氣、桑名市の順位となり其他は何れも十萬圓未満である。

(ハ) 遠洋漁業 漁船三百六十隻(九千四百八十トン)乗組員五千五百名、漁獲總額四百參萬七千圓の内其の最高は鰹の三百十九萬圓、次いで鮪、秋刀魚、鰯の順位、郡市別では度會郡の百七十八萬圓が第一位、南牟婁、北牟婁、志摩郡の順位である。

(ニ) 水産養殖 總面積四萬三千七百七十二町歩、箇所數一千五百五十、養殖業者九千三百四十人で、漁獲高は三百八十五萬圓で真珠養殖は全國隨一と稱せられ其の九割までは志摩郡の生産である、其他カジメ、蠣、鯉等が真珠に亞ぎ、志摩郡の百四十九萬圓、度會郡の七十一萬圓、次で三重、桑名、一志、北牟婁、津の順位である。

(ホ) 水産製造物 製造業者九千四百四十四人、總額七百六十三萬圓、内食糧製造物七百七萬圓、肥料其他魚油、荒粕等五十六萬圓で、食糧製造物の主なるものは塩鱒、鯉節、鮪節、鱒煮干、鰯、昆布、乾若布等で鯉節は度會、志摩、北牟婁の三郡が最も盛んで昆布は度會郡、乾若布は殆んど志摩郡から生産する。郡市別に見ると北牟婁郡の百五十七萬圓が第一位、三重、志摩、度會、桑名市、多氣、河藝の順位である。

二、本縣農林諸團體

三重縣農業團體の概況

一、縣下産業組合

産業組合擴充五ヶ年計畫は昭和十二年で終り第二次三ヶ年計畫の第二年を迎へた十四年度は支那事變の影響を受けたが其の成績見べきものあり十四年末現在の縣下産業組合の事業成績は次の通である。

總組合數	四一七	調査組合數	四〇七
組合員數	一五二、〇二四	内法人組合員數	一、三七七
出資總額	一〇、二七九、一〇〇(圓)	拂込濟出資金	七、五〇八、二〇七
準備金及積立金	四、六〇二、二九八	借入金	三、九三四、八二三
貯金	九五、七三三、八七七	合計	一一一、七七九、二〇五
貸出金	二三、四七〇、八五二	販賣高	三〇、二四七、八三七
			一〇〇九

購買高	一八、九〇〇、六一三	利用料	三七〇、五二六
預金	三六、二二四、八四六	有價證券	二一、〇六六、九四九
現金	一、四〇二、六九九	合計	五八、六九四、四九九

1 信用事業

國民貯蓄獎勵運動に伴ひ貯金の増加極めて著しい一面貸付金は一進一退の状況を示し、餘裕金の運用は深甚の考慮が拂はれ、有價證券に事變國債の保有、産業資金の積極的貸出或は利用事業資金に活用する等これが運用に萬全を期してゐる。

2 販賣事業

販賣事業開始以來其の取扱種目は勿論數量金額に於ても著しく増加してゐるが、特に事變下統制經濟が其の軌道に乗つて益々其の能力を發揮し米、麥、木炭生活必需品の一元集荷に、又軍需農産物の供出に徹底的統制振りを示してゐる。

3 購買事業

購買事業に於ても消費生活の合理化、物資配給は系統機關の整備充實と疎青聯、婦人會等の側面的活動とに依り異常なる進展振りを示し、殊に事變下計畫經濟の強行される現在、農産物の生産力維持確保のための資材獲得と生活必需品の公平なる配給は産業組合本來の使命から最も緊要事であり其の組織力を活用すべく懸命に努力されてゐる。

4 利用事業

産業用設備、經濟的施設の廣範圍に互り施設を獎勵し以て農家經濟の圓滑向上を期してゐるが、未だ他の事業に比べ進展度の遅々たるものがある。努力不足の折柄これが擴充は喫緊の要事であるが、醫療利用事業等社會厚生施設に其の進路が求められて行く傾向にあるのは注目すべきである。

5 農業倉庫

現在經營主體百十八、棟數百九十二、坪數九千七百餘坪で、販賣統制強化の折柄倉庫收容量の著しい不足は事業遂行上の一障礙となつてゐる。今後米穀自治管理、倉庫の完備或は農業倉庫建設助成制度の活用により目的の達成を目指してゐる。

6 特殊組合

特殊組合としては醫療利用組合が二聯合會と六單位組合、乾餾組合の五、製糸組合二、畜牛組合十八、農村工業組合の四聯合會

及三單位組合があり、着々業績を顯はしてゐる。

二、三重縣信用購買販賣組合聯合會

設立 大正七年十月二日

會長 馬岡次郎

常任理事 服部一男

事業成績の概要（昭和十五年三月三十一日現在）

出資金	九四五、〇〇〇(圓)	販賣高	一七、八五二、六二九
購買高	九、四八七、七三一	貯金	二八、七二三、六二九
貸付金	一、〇六五、四八一	準備金	一〇六、三〇八
積立金	一一二、〇八一	單位組合數	四二一

三、産業組合中央會三重支會

設立 明治三十九年五月十日

會長 三重縣經濟部長

副會長 馬岡次郎 堀岡吉次(農務課長)

主なる事業

1 縣聯合會を中心とする産業組合組織の整備改善

4 貯蓄獎勵國債の消化

7 保健共済施設の促進

經費豫算 四萬壹千參百八拾五圓

會員數 四二一

四、三重縣養蠶組合聯合會

設立 昭和六年十一月三十日

會長 馬岡次郎
副會長 三重縣蠶糸課長
同 龜井正雄

主なる事業

1 蠶品種の統一に関する施設 2 養蠶業指導獎勵 3 繭の検査に関する事項 4 繭の取引方法の改善

5 蠶病豫防に関する事項 6 養蠶業に関する研究調査
經費豫算 六萬貳百貳拾壹圓
單位組合 郡組織 一五 町村組合 一、五〇五

五、三重縣畜産組合聯合會

設立 大正十二年三月三十一日

會長 早川俊一
副會長 荒木甚吉 西田牧藏

主なる事業

1 畜産組合相互の連絡並業務の指導 2 講習會講話會の開催 3 種畜の供給
4 共進會品評會の開設及其獎勵 5 家畜及畜産物の販路擴張 6 牛馬豚の系統及能力登錄
7 畜産組合の經營する家畜市場の統一改善 8 地方競馬規則に依り競馬會開催

經費豫算 貳萬貳千參百拾貳圓
單位組合 郡畜産組合 一五

六、三重縣茶業組合聯合會議所

設立沿革 明治十七年三月内務農商務兩省達を以て茶業組合準則を發布せられ茶業組合の設立を見たり。

會長 林奎兵衛
副會長 塚本伊之助

主なる事業

1 製茶の生産改良及増産獎勵 2 製茶の販路擴張 3 製茶及茶生葉の取引改善 4 製茶及茶園の検査其
他必要なる取締 5 茶業に関する研究調査

經費豫算 壹萬四千八百五拾壹圓 (昭和十五年度)

七、三重縣山林會

設立 大正九年十月一日

會長 三重縣知事
副會長 三重縣經濟部長
同 速水健次郎

主なる事業

1 林業に関する各般の調査研究 2 林業に関する講習、講話 3 林業に関する共進會、品評會の開催
4 林産物の販路擴張 5 林業に関する調査、設計、鑑定、紹介

經費豫算 壹萬六千貳百貳拾四圓
會員數 一、七〇〇名

八、三重縣水産會

設立 大正十一年四月二十一日

會長 石原圓吉
副會長 嘉正隆三 大西五一

主なる事業

1 水産業調査及協議講習會の開催 2 遭難救恤 3 水族養殖保護施設 4 漁村經濟調査
5 大漁祈願祭舉行 6 水産物價調整

經費豫算 壹萬壹千七百七拾圓
單位組合數 八

九、三重縣漁業組合聯合會

設立 昭和十三年三月三十一日
 會長 石原 圓吉
 副會長 嘉正 隆三 大西 五一
 事業成績の概要 (昭和十五年七月末現在)
 出資金 三四五〇〇〇(圓)
 特別積立金 二、四〇〇
 購買高 三六五、一三六
 準備金 三〇七〇
 販賣高 一、一〇八、八八二
 單位組合數 一一一〇

一〇、三重縣木炭同業組合聯合會
 設立 大正十四年七月
 會長 三重縣經濟部長
 副會長 小野 耕一郎
 主なる事業
 1 木炭品質の改善 2 炭材の需給調整
 經費豫算 四千六百七拾六圓 (昭和十五年度)
 單位組合 組合員 一、五八六(人)
 一志郡木炭同業組合 八八〇 飯南郡木炭同業組合 一、一四四
 多氣郡木炭同業組合 九四四 度會郡木炭同業組合 二、四三七
 名賀郡木炭同業組合
 一、三重縣耕地協會
 設立 昭和三年三月
 會長 三重縣經濟部長

副會長 三重縣耕地課長
 同 長 井 源

主なる事業

- 1 耕地整理及開墾事業に関する調査研究 2 事業資金の斡旋紹介
- 4 工事竣成後の事務助成 3 工事及設備の改良

經費豫算 壹萬四千五百七拾圓
 單位組合數 二一七

一、三重縣負債整理組合協會

設立 昭和九年十月二十七日
 會長 三重縣經濟部長
 副會長 三重縣農務課長
 同 關 田 義 臣

主なる事業

- 1 實地指導 2 顧問辯護士の設置
- 6 巡回相談所 3 調査斡旋
- 經費豫算 六千五百八拾五圓 (昭和十五年度)
- 單位組合數 四三〇 4 協議會、講習會の開催

一三、三重縣副業協會

設立 昭和十一年九月五日
 會長 三重縣經濟部長
 副會長 三重縣農會副會長 三重縣副業指導所長
 主なる事業

1 生産品取引の仲介販賣斡旋
 機械、種苗等の購入斡旋及仲介
 経費 豫算 六千八百八拾圓 (昭和十五年度)

一四、三重縣更生協會

設立 昭和十二年三月三十一日
 會長 三重縣經濟部長
 副會長 三重縣農務課長
 同 關田義臣

主なる事業

1 經濟更生に關する調査研究
 2 刊行物發行及展覽會、講習會、協議懇談會の開催
 3 經濟更生事業の促進
 4 町村委員會の指導訓練

經費 豫算 貳千七百六拾圓

會員數 (町村) 二一 九

一五、三重縣自作農組合聯合會

設立 昭和七年三月三十一日
 會長 三重縣經濟部長
 副會長 三重縣農務課長
 同 關田義臣

主なる事業

1 自作農組合の獎勵
 2 償還の獎勵
 3 協議會及講習會の開催
 4 實務指導

5 自作農資金借受者懇談會の開催

經費 豫算 四千參百圓

會員數 (町村) 二〇〇

三、神宮御園

神宮諸祭典に於ける神饌の御料は御領座以來夫々由緒ある地より調達せられたもので、明治初年までは蔬菜、果實の如きも舊神領の各地に於て只管清淨を期して生産供進する定であつた。

然るに明治四年神宮御改正のことあつて凡て此等の神饌御料供進のことは廢せられ爾後夫々當業者をして之を調達せしむる事となつたが、斯くては絶対清淨を期すべき神饌品の性質上其の策を得たるものに非ずとして、明治三十一年三月神宮司廳直營の御園を設けて蔬菜、果物を栽培し以て御料に供せん事を企圖された。乃ち度會郡二見町大字溝口の土地一町三反一畝九歩を購入し其の過半を開墾して之が用に充てた。此れが即ち現在の神宮御園である。

其の栽培に當りては係員監督の下に作丁之に従事し最も清淨を期した。當時播種の蔬菜は内地種の水菜、牛蒡、獨活、人參、蕪、大根の類、果樹は金柑、蜜柑、柑子、橘、葡萄を栽培して漸次種類を増加したが、未だ所要御料の全部を生産することが出来なかつたので大正三年三月更に三反二畝を開墾して面積を増加し枇杷、桃、梨、杏、蜜柑、葡萄の種苗を増植した。

又堆積肥料を造成して専ら土壤の改良を計り、之れが栽培に關しては三重縣農事試驗場長に其の監督指導を委嘱すると共に専任技術員を當置して精良なる御料品の生産に努め、漸く日別朝夕大御饌祭料を辨するに至つたが其他諸祭典の御料は尙且つ其の全部を充す事が出来ず、依つて昭和四年二月松林地一反一畝十七歩を御園地北方に隣接せる二見神社所有の畑地一反十二歩と交換して耕作地を擴張し、更に同八年一月今在家町所在御料田二反五畝二十九歩を御園分場となし愈々其の生産増加を計つた。

斯くて漸次優良なる御料品を生産し、其の數量亦倍加したが尙不充分なのを免れぬので、更に之を擴張改修し併せて施設の完璧を企畫し、昭和八年度に於て南方の水田及畑地七反八畝二十歩を購入し、同十年度に之が耕地の整理を遂げ、之に貯水池、灌水路、堆肥舎、果物貯蔵庫等を設置し今や其の施設は内容の充實と相俟つて整備された。

而して現在栽培せる蔬菜及果實は甘柿及蒟蒻、梨、蜜柑、金柑、香橙、夏橙、ネーブル、枇杷、葡萄、桃、栗、杏、櫻桃、無花果、苺、大根、人参、牛蒡、薯蕷、里芋、馬鈴薯、大豆、虹豆、豌豆、蚕豆、菜豆、白菜、水菜、體菜、蕪、菠薐草、蒟蒻、三ツ葉、獨活、莖、蕪、胡瓜、百合根、慈姑、蓮根、芹等である。而して御園の本質に鑑み之が神聖を保持し兼て鄭重を期する爲め昭和八年四月耕作地一町一反八畝九歩を、同十一年五月に昭和十年度改修擴張に伴ふ區域六反三畝五歩を夫々神宮宮域に編入した。

四、神宮御饌料田

神宮御饌料田（普通には神宮神田と稱す）の起源は極めて古く、遠く御饌座の當時に倭姫命の創定に係ると傳へてゐるが、桓武天皇の延暦二十三年注進の皇大神宮儀式帳によると當時の神田は度會郡に散在して合計六町九反歩あつたが、其の後約百二十年を経た醍醐天皇の延長五年に勅選せられた延喜式によると更に増加して總段別は三十六町一反歩となり、伊勢、伊賀、大和の三國、九郡に亘つてゐたのである。

此の神田も長い間には幾多の變遷あり、明治初年より約二十年間一時中絶し、明治二十二年以後漸次復舊して其の奉新にも非常な注意が拂はれたのであるが、尙其の施設經營に萬全を缺き甚だ恐懼な状態に置かれてゐたので昭和四年度式年御造營事業の一部として朝熊山の麓、五十鈴川の畔なる度會郡四郷村大字楠部字家田の神田を擴張改修し設

備萬端完全を期することになり、昭和七年から造神宮使廳に於て着々その事業を進められ、完成と共に面目全く一新して昭和八年四月二十二日その竣工の式典を舉行せられた。此の際特に全國農民の代表として道府縣各一名の篤農家を招待して之れに参列せしめられたことは農民の最も光榮とする所であつた。

此の神田擴張改修を機として神田の下種、拔穗の兩祭が一千年の古例に従つて復舊せられ、此の神田の祭場で嚴重に執行せられることになつた。又此の神田が田容施設共に整備し奉耕上一層の清淨を期することが出来ると共に全部新に宮域に編入せられたので神田の本質愈々莊嚴味を發揮し神聖味を加重することになつたが、實に聖代の最大慶事と稱すべきである。

楠部神田は全面積一九、五七五坪、内耕作地面積三町二歩、田面は普通の田地よりも二尺餘高く、一方は翠綠滴る風致林の丘陵に接し、三方は儼然たる土壘を繞らし、灌漑用水は昔ながらの五十鈴の清流を貯水池（一、八五八坪、水量十一萬餘石）に汲上げて各給水溝に配分するやうになつてゐる。内外正宮以下攝社、末社に至るまで神嘗祭を始め年中一切の諸祭儀に供進する神酒、御饌（御飯、御餅等）の御料米は盡く此の神田の收穫を以て充てられるのである。

尙御料田は宇治山田市岡本町（四反六畝二十歩）、同豊川町（六反九畝二十三歩）、志摩郡磯部村（一反三畝二十四歩）にもあるが、之れは大御饌の豫備の御料米に充てることになつてゐる。

五、本縣農界功勞者及篤農家

本縣農界の偉人、功勞者或は篤農家等として有名なる人士は頗る多い、左に其の主なるものを掲げる。

(一) 勅定の褒章を賜りたるもの

片桐忠兵衛 桑名郡大山田村(現桑名市)(大正四年九月二十一日歿)
 切上堀を作り水竇を設け沃田數十町歩を拓く。
 明治十九年二月 藍綬褒章を賜ふ
 森 藤三郎 河藝郡明村(明治二十四年十月六日歿)
 不毛を墾拓し茶樹を栽培し池沼を治め灌漑に利す。
 明治二十四年三月三十日 藍綬褒章を賜ふ
 辻 喜代藏 度會郡西二見村(大正十一年六月六日歿)
 明治二十四年四月十三日 綠綬褒章を賜ふ(功績別項に詳記)
 古市與一郎 河藝郡河曲村(明治三十一年四月十五日歿)
 明治二十四年八月二十七日 綠綬褒章を賜ふ(功績別項に詳記)
 駒田作五郎 河藝郡椋木村(明治二十八年八月二十三日歿)
 茶樹を栽培し製茶法を研究し製茶會社を創設し斯業を振起す。
 明治二十四年九月十一日 藍綬褒章を賜ふ
 繩手才吉 度會郡中川村(村長)(明治四十三年三月二十三日歿)
 自治の發達を圖り墾田築堤其他勸業に盡力す。
 明治二十七年五月九日 藍綬褒章を賜ふ
 米山十二郎 度會郡沼木村(助役)(大正八年一月二十七日歿)
 自治の發達を圖り墾田墾池其他勸業に盡力す。

明治二十七年五月九日 藍綬褒章を賜ふ
 岩 脇貞助 一志郡家城村(村長)(大正六年二月三日歿)
 自治の發達を圖り村政整飾し衆民輯和す。
 明治三十年六月一日 藍綬褒章を賜ふ
 菊永斧次郎 名賀郡猪田村(村長)(大正九年八月三十日歿)
 自治の發達を圖り養蠶製絲を勸誘す。
 明治三十年十一月二十五日 藍綬褒章を賜ふ
 上田五一郎 一志郡大三村(元村長)(明治三十四年十一月二十日歿)
 自治の發達を圖り諸務整理し民情融和す。
 明治三十一年二月十九日 藍綬褒章を賜ふ
 宮崎東伯 名賀郡錦生村(明治三十八年四月七日歿)
 醫術を修め歉歲に米穀を賑し井堰を改築し灌漑の利を開くこと三十餘町歩、又荒蕪を鋤き栽茶を奨む。
 明治三十二年四月十一日 藍綬褒章を賜ふ
 森田作右衛門 阿山郡壬生野村(大正十四年四月二十三日歿)
 溜池を築き灌漑の功を成す。
 明治三十二年十月十二日 藍綬褒章を賜ふ
 澤 重治郎 阿山郡壬生野村(村長)(大正七年六月三日歿)
 溜池を築き灌漑に便にす。

明治三十二年十月十二日 藍綬褒章を賜ふ

木津慶次郎 阿山郡玉瀧村(村長)(昭和二年六月十七日歿)

模範田を設けて産米の改良を示し、勤儉貯蓄を奨励して民力の充實を計り、溜池を擴築して旱魃の患を除き造林事業を勸奨する等勞効顯著なり。

明治四十三年十一月二十八日 藍綬褒章を賜ふ

島 豐太郎 三重郡八郷村(村長)(昭和四年八月二日歿)

産業の發達を圖り勤儉貯蓄を奨励し民資の充實を計る。

大正五年一月三十日 藍綬褒章を賜ふ

大西 逸郎 度會郡瀧原村(村長)(昭和三年三月十七日歿)

産業の發達を圖り造林を勸奨し勤儉貯蓄を奨励す。

大正七年七月十八日 藍綬褒章を賜ふ

水原 政次 河藝郡河曲村(昭和五年四月五日歿)

大正十三年二月十一日 藍綬褒章を賜ふ(功績別項に詳記)

天春 文衛 三重郡保々村(昭和二年八月二十四日歿)

昭和二年七月六日 藍綬褒章を賜ふ(功績別項に詳記)

熊澤市兵衛 三重郡河原田村(昭和十一年一月三十一日歿)

力を農産の普及、柑橘の栽培、耕地の整理等に效し地方産業の發達に貢獻す。

昭和三年四月三十日 藍綬褒章を賜ふ

竹川 信太郎 飯南郡射和村(元村長)

産業自治の發達に力を效し克く實績を擧ぐ洵に公同の事務に勤勉し勞効顯著なり。

昭和十五年十一月十日 藍綬褒章を賜ふ

宇佐美祐次 三重郡菟野町

郡農會長縣農會副會長に推され農事の改善發達に努め、殊に畜牛の改良に竭力せる等洵に公衆の利益を興し、成績著明なり。

昭和十五年十一月十日 藍綬褒章を賜ふ

(一) 特例賞與を賜りたるもの

伊藤小左衛門 三重郡四郷村

栽茶、製糸の改良、栽桑、養蠶、製絲に力を竭す。

明治三十七年七月七日 銀杯壹組下賜せらる

水谷次郎八 桑名郡益生村(現桑名市)(元村長)

養蠶奨励、悪水を排除して耕地の收穫を増す。

明治四十三年三月十日 銀杯壹個下賜せらる

太田小三郎 宇治山田市大字古市町

神宮崇敬の念厚く心を公益に注ぎ、農業館を興して農藝の開發に資し、徴古館を設けて温古知新の資料に供す。

明治四十五年二月十四日 金杯壹組下賜せらる

諸戸 清六 桑名郡大山田村(現桑名市)

心を公益に注ぎ悪水を排除して米麥の増收を圖り植林を經營して水源を涵養す。

大正元年九月二十七日 金杯壹組下賜せらる

柿 彌十郎 三重郡千種村

茶業の改良發達に力を盡す。

大正十四年十一月十三日 銀杯壹個下賜せらる

(三) 銅像、表彰碑を建つるもの(故人)

天春 文衛 三重郡保々村(弘化四年—昭和二年)

貴衆兩院議員、三重縣農會副會長、農村の爲に盡瘁する所頗る多し。三重縣農會事務所々在地に銅像あり。

古市 與一郎 河藝郡河曲村(文政十一年—明治三十一年)

老農、縣農會評議員、稻作を研究し近縣に講説す、碑あり。

辻 喜代藏 度會郡西二見村(現二見町)(天保十二年—大正十一年)

老農、縣農會評議員、農事の進歩を謀り且つ力を公益に竭す、碑あり。

水 原 政次 河藝郡河曲村(弘化四年—昭和五年)

老農、縣農會技師、多年農事試驗場に勤め、後自ら農業を經營し、研究の傍ら他を指導す、碑あり。

大橋 誠一 桑名郡伊會島村(安政五年—昭和九年)

縣農會評議員、其他各種團體に關係して力を公益事業に盡し特に農事改良農村振興上の功多し、碑あり。

田 所 寅吉 飯南郡漕代村(嘉永三年—昭和二年)

篤農、縣農會代表者、麥作改良に盡す、碑あり。

木津 慶次郎 阿山郡玉瀧村(明治二年—昭和二年)

新田を開拓し農事改良を奨め、縣農會副會長として盡す、同村役場構内に胸像あり。

佐々木 惣吉 三重郡孤野村(現孤野町)(寛政十二年—明治十四年)

篤農にして關取米の發見者、碑あり。

松岡 直右衛門 (天保七年—明治三十四年)

篤農にして竹成米の發見者、碑あり。

岡 山 友清 多氣郡五ヶ谷村(寛政元年—明治十一年)

篤農にして伊勢錦米の發見者、又養蠶製絲の業を奨む、碑あり。

因 善六郎 員辨郡梅戸井村(文化八年—明治三十二年)

溜池を作り耕地を開拓し農事を奨励す、碑あり。

天春 文右衛門 三重郡保々村(元祿十三年—明治七年)

新田を開拓し溜池用水を新設し農事を奨励す、碑あり。

阪口 文七郎 鈴鹿郡庄内村(天保九年—明治三十五年)

水利を圖り道路を新設し植林を行ふ、碑あり。

駒越 五良八 河藝郡椋本村(寛政七年—明治十一年)

新池を作りて灌漑の便を圖り新田を起す、碑あり。

中山 武平 安濃郡村主村（天保三年—明治三十六年）

登蠶業の指導獎勵をなす、碑あり。

瓜 清六 安濃郡片田村（天保元年—明治十七年）

新地を築造して水利を圖り農業を奨む、碑あり。

小林 嘉平治（先代）、一志郡雲出村

新田を開拓し農事を奨励す、碑あり。

竹川 竹齋 飯南郡射和村（文化六年—明治十五年）

水利を圖りて新田を開き又蠶業を起し文庫を創設す、碑あり。

野呂市之進 飯南郡柿野町（安永四年—弘化二年）

溜池を作りて田地を開き、抄紙の業を奨励す、碑あり。

山本 吉三郎 飯南郡粥見町（嘉永元年—大正九年）

産業施設に貢獻する所多し、碑あり。

木田 幸次郎 飯南郡茅廣江村（安政元年—大正十四年）

村に在りて農事の改良に盡し、後北海道に移住して開拓に従ふ、碑あり。

菅彦左衛門 多氣郡丹生村（安永三年—文政十三年）

水利を開き灌漑の便を圖る、碑あり。

山多右衛門 度會郡沼木村（元和七年—元祿十五年）

治水公益の功あり、村を開發す、碑あり。

米山多右衛門（五代） 度會郡沼木村（寛政二年—天保十八年）

祖業を繼ぎて努力し功あり、碑あり。

大瀨祐右衛門 度會郡七保村（寛政六年—慶應二年）

原野を開墾し水利を圖る、碑あり。

小倉 淺次郎 度會郡七保村（安政二年—大正十三年）

木炭製法の改良其他殖産自治に盡す、碑あり。

福永 重五郎 阿山郡島ヶ原村（弘化元年—大正十二年）

茶の栽培を奨励し、製絲業を起し其他殖産公益の功多し、碑あり。

大道寺與治兵衛 名賀郡比奈村（寛政十年—元治二年）

多年の努力によりて水利を便にす、碑あり。

菊永 芬次郎 名賀郡猪田村（嘉永六年—大正九年）

産業の開發、自治の發達に盡す、碑あり。

松本 安親 幕府の臣（寛延元年—文化七年）

津藩に來りて水利を圖り荒地を開拓す、碑あり。

（四）、其他著名なるもの（故人）

西島 八兵衛 遠州濱松の人、藤堂高虎に仕ふ。（慶長元年—延寶八年）

一志郡雲出用水を始め伊賀に於ても水利灌漑の便を拓く、水分神社に祀らる。

加納藤左衛門直盛 近江の人、藤堂高虎に仕ふ。(寛永七年—延寶元年)

名賀郡にて水利の便を圖り土地を拓く、加納神社(美濃波多村)に祀らる。

山中兵助爲綱 津藩士(慶長十八年—天和二年)

水路を開き一志郡家城村の水害を除く、靈を市杵島姫神社(家城町)に合祀せらる。

磯田與三兵衛 一志郡多氣村(寶曆八年—弘化三年)

家城村より多氣村磯田利八の養子となり村の荒廢せるを見て貯蓄開墾法を講ず、吉角大明神として祀らる。

二井理兵衛(六代目)員辨郡笠田村(寛永慶安の頃)

松平定綱の命により笠田池を作り笠田新田を拓く。

九代目、十代目を初め累代治水に力を盡し功あり。

諸戸清六 桑名郡桑名町(現桑名市)(弘化三年—明治三十九年)

開墾植林排水等を行ひ力を公益に盡す。

伊藤小左衛門 三重郡四郷村(文政元年—明治十二年)

味噌製造、製絲、製茶の業を起す。

館 與右衛門 鈴鹿郡深伊澤村

水利の便を開き農村の振興を圖る。

戸田小兵衛 河藝郡河曲村(文化六年—明治十年)

篤農家にして須賀一本種の發見者。

増地伊左衛門 河藝郡高野尾村(寶曆九年—天保六年)

水利を開き新田を作る。

信 藤 樫 園 一志郡本村(現久居町)(明和元年—文政十二年)

醫者なるも農事を奨励し民風を改む。

大谷 嘉兵衛 飯南郡川俣村(弘化元年—)

茶業を奨励し初めて茶業組合を設立す、貴族院議員となる。

小野 徳兵衛 度會郡瀧原村(文化四年—明治十六年)

築堤をなし、水田の荒廢を防ぎ農民の困厄を救ふ。

小松作右衛門 度會郡中島村(文化十年—明治二十二年)

主として一ノ瀬村に於て荒地開墾貧民救済財政整理等に盡す。

山本久太夫 阿山郡西拓植村(文化頃)

灌漑の便を圖り義倉を設け儉約を奨め民風を興す。

仁 保喜内 阿山郡西拓植村(天保十年—明治三十四年)

勤儉を奨め水利のことに盡瘁す。

東 久藏 北牟婁郡二郷村(文化十一年—明治十七年)

水路の修理其他産業上の功多し。

濱中藤兵衛 北牟婁郡引本町(寶永四年—寛政六年)

本縣にて初めて山林に苗圃仕立の苗木を植う。

四代目は水産業、五代目は養蠶製絲業に盡す所多し。

有城寅太郎 南牟婁郡相野谷村(慶應三年—大正七年)

報徳會を組織し大に民風を興す。

(五) 明治三大老農

1 古市與一郎翁

本縣の老農古市與一郎翁は文政十一年二月十日伊勢國河曲郡十宮村（今の河藝郡河曲村大字十宮）に生れ、家は代々の農業で幼少より父に従ひ農業を営み七町歩餘の耕作をなし二十四歳にして家を繼いだ。當時負債のため家計困難であつたが、翁の發奮よく家政を改革し經營宜しきを得て負債は整理された。其の後居村の年寄役里正、神戸領總郷勸定役を経て明治五年廢藩置縣の際、十宮、高岡兩村の戸長となつた。然る中に農事の改良は學理と經驗にあるとなし明治八年上京農社に入り晩學を願ひ農學の研究に努めた。二年三月にして學成り歸郷し縣内物産博覽會委員及び審査員、栽培試驗場係を経て明治十二年裁判任御用掛を拜命した。其後種々農事關係の指導者として郡、縣の技術者として各種品評會共進會博覽會の審査員をつとめ、縣内のみならず縣外は静岡、福島、岐阜等にも出向き指導に努め、縣内に於ては米麥作改良の指導講話等殆んど足跡を印せざる所のない程であつた。明治三十年居村十宮に稻作傳習所を設け縣下各村に生徒を募集して後進の士を養はんとし熱心に教授を始めたが、其の終末を見ず同三十一年七十一歳にして病を發し遂に起らず同年四月十五日に歿した。

古市老農ノ事業功績

一、明治二十四年八月二十七日綠綬褒章ヲ賜ハル、褒章ノ記左ノ如シ
 夙ニ志ヲ稼穡ニ勵シ専ラ力ヲ農事改良ニ盡シ一種ノ牛犁ヲ案出シテ稻田ノ深耕ヲ利シ蟲害防除堆肥製造ノ諸法ヲ攻究シテ之ヲ四方ニ傳示シ或ハ農談會ヲ起シテ村民ヲ勸誘シ或ハ巡回教師ト爲テ農家ヲ獎勵スル等其實業ニ勵精ナル多年一日ノ如シ洵ニ奇篤トス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

- 一、明治十一年十月稻ノ螟蟲經過ヲ研究シ之レガ防除方法ヲ發見シテ縣令ニ上申シ、縣ハ年報ヲ以テ管内ニ告知ス
- 一、明治十一年十二月堆積肥料ノ有益ナルヲ認メ其製造方法ヲ考案シテ同年十二月縣令ニ上申、縣ハ年報ヲ以テ管内ニ告知ス
- 一、明治十七年深耕ニ適スル和洋折衷ノ牛犁ヲ發明製作シ縣令ニ上申、縣ハ年報ヲ以テ管内ニ告知ス
- 一、明治十七年三月初メテ農談會ヲ開キ農事ノ改良ヲ促ス
- 一、明治十九年村民ノ風俗矯正農家ノ永續ヲ圖ル爲報德社ヲ結成シ其社長ニ當選シ毎月報德會ヲ開キ農事及ビ道德經濟ノ道ヲ指導ス
- 一、便利上經濟上ノ利益ヨリ和洋折衷ノ便利服ヲ案出シ知事ノ閱覽ニ供ス、知事ハ之ヲ與一服ト命名、後農商務省、大日本農會へ一着宛寄附ス
- 一、棉作ノ改善ノ爲其選種栽培ノ工夫ヲナシ早熟增收ニ成功ス
- 一、明治二十二、三年ノ頃稻作改良ノ要訣其作法ニ七個ノ鈞合ノ緊要ナルヲ發見ス其三大要點七要術左ノ如シ

三 大要點

- 第一、稻作改良ハ容易ノ術業ニアラズ且ツ容易ナラザルヲ知ルコト
- 第二、學理ヲ研究シ其道理ヲ知ラザルベカラザルコト
- 第三、學理及ビ見聞スルコトヲ實地ニ試驗スベキ事

七 要術

- 第一、選種ノ事 第五、移植ノ事
- 第二、苗作ノ事 第六、除草ノ事
- 第三、耕起ノ事 第七、蟲害豫防驅除ノ事
- 第四、肥料ノ事

2 辻喜代藏翁

辻喜代藏翁は天保十二年七月九日度會郡西二見村山田原（現在二見町）に生れた。十三歳迄寺小屋に通ひ以後父喜平次氏に就て農業に従事したが、其後推薦せられて種々公職に就き農事其他指導に全生涯を捧げ、大正十一年六月六

日八十二歳の高齡を以て病氣の爲め逝去した、病床にあること僅かに五日。六月八日盛大な葬儀が行はれた。

辻喜代藏翁履歴の概要

- 慶應元年 皇大神宮警衛係ヲ申付ララル
- 明治三年十一月 山田原村肝煎役トナル
- 同八年 地租改正取調鑑定人申付ケラル
- 同十年五月 山田原村戸長申付ケラル
- 同十一年三月 第一區黒瀬村副戸長申付ケラル
- 同十二年九月 度會郡農事通知係トナル
- 同十三年四月 山林原野地價鑑定人申付ケラル
- 同十四年 三重縣勸業課履申付ケラル
- 同十六年 三重縣勸業諮問會々員申付ケラル
- 同十七年 度會郡町村聯合會議員トナル
- 同十九年 度會郡精選米組合委員長トナル
- 同二十二年 度會郡勸業委員長トナル
- 同 年 徴古館農務陳列係長トナル
- 同二十五年 大日本農會特別通信委員トナル
- 同二十九年 帝國農家一致協會講師ヲ囑託セラル
- 同 年 度會郡農會幹事ヲ囑託セラル
- 同三十年十月 多氣郡農事改良委員ヲ囑託セラル
- 同年十二月 名賀郡米外七品々評會審査委員長ヲ囑託セラル
- 同三十二年及三十四年 東海農區五縣聯合共進會審査員ヲ囑託セラル
- 同三十二年 伊賀國物産共進會審査委員ヲ囑託セラル
- 同三十三年十月 度會郡農會名譽會員ニ推舉セラル
- 同三十五年九月 三重縣農會主催農具品評會審査員ヲ囑託セラル
- 同三十八年十月 大日本蠶絲會主催第八回品評會事務委員ヲ囑託セラル
- 同四十二年八月 三重縣穀物検査員ヲ命セラル
- 同年九月 三重縣斯民會度會郡部會講師及ビ度會郡農會講師ヲ囑託セラル
- 同四十三年 東洋拓殖會社ノ囑託ニヨリ朝鮮農事視察ヲナス
- 大正元年 度會郡農會技術員ヲ囑託セラル
- 同 年 三重縣穀物検査囑託員トナル

辻翁の事業功績

- 一、明治十九年時勢ニ感ジ道路交通ノ必要ヲ認メ地方有志ヲ説得シ、自ラ設計シテ二具街道鶴松新田堤防改修シ、又五十鈴川下流ノ汐合川ニ長サ百三十餘間ノ橋ヲ架ケ一般ニ便益ヲ與フ
- 一、明治二十年 昭憲皇太后ノ二見浦行啓ノ趣キヲ傳聞シ二見浦ヨリ鳥羽港ニ至ル新道ノ開設ヲ發起計畫ス、沿道各村ノ出資ナリシガ反對セル村ノ地内約五百間ハ私費ヲ投ジテ此大工事ヲ完成ス
- 一、敬神ノ念深ク神宮御園設置ニハ寢食ヲ忘レテ奔走シ皇族方神宮御參拜ノ際ニハ常ニ奉伺ヲ怠ラズ
- 一、參急伊勢電ノ山田乘入レニ盡カス
- 一、農政ニ關スル識見ヲ有シ、松方侯、品川子等ニ認メラレ意見ヲ徵サレタル事屢々アリ
- 一、明治ノ初年明野勸農場ノ創設ニ當リ其計畫ニ參加ス
- 一、明治二十四年三重縣農事講習所開設ニ付盡力シ又同講習所ノ津市ヨリ明野ニ移轉セラルルヤ實習教師トシテ後進ノ指導ニ努ム
- 一、農學校設立ノ急務ヲ唱ヘテ同志ト共ニ當局ニ建築ス、現在ノ縣立農林學校ノ創立ヲ見タルハ翁ノ奔走ニヨル事多シ
- 一、米穀改良ニハ率先シテ其術ニ當リ伊勢米ノ整價ヲ舉ゲルニ努ム
- 一、夙ニ農會ノ必要ヲ叫ビ度會郡農會ノ組織ニ力ヲ效シ且ツ農會令ノ發布ヲ縣ニ要望ス
- 一、明治二十四年四月十三日綠綬褒章ヲ賜ハル、褒章ノ記左ノ如シ
- 夙ニ志ヲ稼穡ニ勵マシ常ニ農事ノ進歩ヲ計リ種苗ノ精選交換ヨリ耕耘肥培ノ方法ニ至ルマテ熱心其改良ヲ攻究シテ自ラ之ヲ試ミ以テ鄉村ヲ勸誘シテ親切丁寧到ラサルヲ専心力ヲ公益ニ盡シ橋梁堤防道路ヲ修理シ及荒蕪ノ地ヲ開拓シ捐金スル所少カラス其績頗ル著ハル、依テ明治十四年十二月七日勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ其ノ善行ヲ表彰セラル
- 一、大正八年十二月、天春縣農會副會長、須田度會郡長其他有力者ノ發起ニ依リ翁ノ彰功碑建設ヲ計畫シ、翌九年住所二見町(山田原)ニ設立、同十月廿五日竣工盛大ナル除幕式行ハル翁此時八十ノ高齡ナリ

3 水原政次翁

本縣農業界の偉人、永年本會農務委員を努めたる水原政次翁は弘化四年四月五日河藝郡河曲村木田の分郷大谷に生れた。少年時代には父に就き讀書、習字、算術を學び青年時代には農業の練習實地の作業に従事し、長じて上京し農學社に入り農學の一斑を學んだ。三十二歳より官海生活を営み初め三重縣勸業課の雇となり三重縣植物栽培試験場、

農會等に歷任する事三十年間、遂に六十三歳に及んで勇退し翌年六十四歳にして白子町に農場を開き實地の研究、垂範に努力すること昭和五年四月に至る滿二十年、其間夫人りせ子の内助と養子いし女の勞力扶助の辛勞多大なものがあつた。然るに昭和二年八月末失明し全く眼識がなくなつたが、名著五穀栽培私言を書き天覽を賜つた。昭和五年四月二十二日白子農場移住滿二十年の記念日を迎えて祝賀會を催すべく計畫中、偶々一月二十日より妻女先づ病床に臥し二月二十七日遂に永眠し、翁も又其の葬送の翌日より病を得て再び起つ能はず、四月五日八十四歳を以て逝去した。此の日は翁の誕生日にして殊に其の最も力を盡して組織された三重縣農友會第二十九回定期總會開催の日に當つてゐたが誠に奇縁と云ふべきである。

翁ノ家憲

- 一、家内匪問敷世間ノ附合ト禮儀ヲ厚クシ上ヲ敬ヒ下ヲ憐ムコト
- 一、農業ヲ大切ニ精出シ國ニ盡シ家ニ怠ルベカラザルコト
- 一、萬事約ナ守リ食物大切ニ衣類器具ハ金錢ト思ヒ猥リニ使ハザルコト
- 一、相續者ハ農業一意専心ヲ旨トシ世ノ進歩ニ後レザルコト
- 以上ノ外火ノ元ヲ大切ニシ邸宅ノ掃除ヲ怠ルベカラザルコト

大正元年十一月定

翁ト本會

- 一、明治二十年八月同志國松英太郎、本橋保治ノ兩人ト共ニ私立三重縣農業協會(縣農會ノ前身私立農會ノ嚆矢ニシテ毎月會報ヲ發行シ縣外ニモ數百名ノ會員アリ)創立ヲ發起セリ
- 一、明治二十一年一月三重縣農業協會創立委員ニ當選ス
- 一、明治二十一年三月三重縣農業協會幹事ニ當選爾來二十八年ニ至ル
- 一、明治三十三年十一月一日三重縣農會學藝委員ヲ囑託セラレ

- 一、明治三十六年五月廿九日三重縣農會技手ヲ命セラレ
- 一、明治四十年十一月十八日三重縣農會技師ヲ命セラレ
- 一、明治四十三年九月三十日依願三重農會技師ヲ免セラレ
- 一、同年同月同日付三重縣農會農藝委員ヲ囑託ス
- 一、大正十年十一月十六日三重縣農會農作增收試驗ノ囑託ヲ受ケ同試驗ニ從事セリ

翁ノ光榮

- 一、明治三十二年七月、二十年勤績ニ付本縣ヨリ表彰セラレ
- 一、同年十一月一日河藝郡河曲小學校ニ書籍寄附ニ付本縣ヨリ木杯一個受領
- 一、明治四十一年八月河藝郡農會ヨリ彰功品トシテ時計一個受領
- 一、明治四十二年四月、三十年勤績ニ付本縣ヨリ表彰セラレ
- 一、明治四十二年四月十一日大日本農會總裁宮殿下ヨリ綠白綬有功章受領
- 一、大正七年四月十六日稻作功勞ニヨリ本縣ヨリ表彰金一封ヲ受領ス
- 一、大正八年六月二十日新嘗祭供御粟奉耕ヲ命セラレ
- 一、同年十月二十六日奉耕ノ新嘗祭供御粟拔穗式ヲ完了シ同年十一月十三日宮内省へ獻儀ノ手續ヲ了ス
- 一、大正十二年九月二十六日三重縣農會ヨリ農事功勞者トシテ表彰セラレ
- 一、大正十三年二月七日河藝郡白子町三重縣立農事試驗場校外ニ彰功碑ヲ建設セラレ
- 一、大正十三年二月十一日藍綬褒章ヲ賜ハル、褒章ノ記左ノ如シ

資性温厚夙ニ意ヲ農事ノ改良發達ニ注キ理想的農場ヲ設ケ範ヲ示シテ農家ヲ指導シ又青年夜學會ヲ起シテ子弟ノ教養ニカムル等洵ニ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナリトス依テ明治十四年十二月八日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其ノ善行ヲ表彰セラレ

- 一、昭和二年二月七日 大正天皇大葬儀ニ参列ノ光榮ニ浴ス
- 一、昭和三年十一月十日白子町小學校講堂ニ於テ佐倉白子町長ヲ經テ養老ノ御盃御肴料ヲ拜受ス
- 一、昭和三年十一月十六日三重縣師範學校内ニ設ケラレタル地方賜饌ニ参列ノ光榮ニ浴ス
- 一、昭和三年十一月御大典記念ニ米、麥、粟、稗、大豆ノ栽培方法ヲ編述シテ五穀栽培私言ト名附ケ非賣品トシテ出版發行、長クモ神宮御親謁ノ爲メ本縣ニ行幸啓ノ御砌リ 天皇 皇后兩陛下ヲ始メ奉リ供奉ノ宮殿下ニ献上シテ天覽臺覽ノ光榮ニ浴ス

(六) 天春文衛翁

略 歴

本縣農界の偉人天春文衛氏は弘化四年十一月三重郡保々村に生れ、長じて常に志士に交り國事を論議した。始め岐阜縣廳に職を奉じたが郷民の懇請を容れて家に歸りて戸長となり、農事の改良、地租の改正に奔走して大いに地方に裨益した。又縣會議員として縣政に參與し、明治二十三年選ばれて衆議院議員となつたが、明治三十年多額納稅者互選貴族院議員補缺選舉に當選し以後貴族院議員として國政に參與し、明治三十七年任期満了と共に専ら本縣農工銀行の經營に當り縣下實業界の發展に力を盡したが、大正六年再び老軀を提げて議政壇上の人となり一身を帝國農政問題に捧げた。明治四十二年以來三重縣農會副會長として縣の産業發達に貢獻し、大正十五年六月三十日齡八十を以て引退し、翌昭和二年七月六日勅定の藍綬褒章を賜ひ其の善行を表彰せられ、次で翌八月二十四日歿した。此間實に三十年、農政の改善に、農業當事者の指導に、農家經濟の助長に學生の力を盡し其の功洵に偉大であつた。

天春翁壽像建設

本會は副會長天春文衛翁の功績を長へに残さんが爲めに壽像を建設し、其の除幕式は大正十一年十一月九日本會事務所隣接の同建設地に於て舉行した。此日縣會議事堂に開會中の縣下町村長大會に出席せる各町村長及び本會事務所樓上に開會せる地主懇談會に出席せる地主を始め、縣下各地より參會せし來賓等參集して一層の光彩を添へた。午前十一時三十分煙火を合圖に開會、來賓及び天春家一族着席、次で木津本會評議員は建設委員として擧式の挨拶をなし、牛場幹事の工事概況報告あり、斯くて天春翁令孫文雄氏除幕をなし翁の壽像は拍手に迎えられて顯れた。次で小林委員長の式辭、柴田知事の祝辭其他來賓の祝辭、祝電の披露あり、後天春翁並親族總代佐藤拾丸氏の謝辭があつて式を終つた。

天春翁壽像建設費

收 入		支 出	
一、金四千七百七拾九圓八拾八錢	獎 金	一、金千 圓	銅像原型料
一、金貳千參百圓	天春文衛氏寄附	一、金千七百圓	銅像鑄造料
一、金貳百五拾圓	小林嘉平治氏寄附	一、金貳千四百參拾圓拾參錢	建設工費一切
一、金貳 百圓	下田亨三氏外三名寄附	一、金千六百圓	土地購入費
一、金貳 百圓	三重郡寄附		
一、金貳百五拾圓	三重郡有志寄附		
合計 金七千五百七拾九圓八拾八錢			

- 一、金百六拾七圓
- 一、金百七拾九圓九拾錢
- 一、金百貳拾六圓參拾五錢
- 合 計 金七千五百參圓參拾八錢
- 差 引 金七拾六圓五拾錢
- 利 餘

天春翁彰功會

曩に大日本農會は翁の功績に對し紅白綬有功章を贈つて顯彰したが、今や翁の德を稱揚し感謝の意を表する縣民の聲が高くなつたので大正六年十二月翁の德化を受くる者彰功會を組織し、其の偉德を顯彰して前途を祝福する方法を講じた。

(イ) 彰 功 方 法

- 一、天春翁ノ功績ヲ顯彰セン爲メ獎農資金ヲ醗集ス
- 二、獎農資金ハ左記ノ方法ニ依リ醗出ス
 - 一金 四 千 圓
 - 内 醗
 - 金 貳 千 圓 各都市ヨリ分擔醗出 但シ郡市分擔醗出方法ハ縣農會經費分賦方法ニ依ル
 - 金 壹 千 圓 各都市地主有志其他ノ寄附 但各都市ノ地主ノ重ナルモノ、小作米收得額ヲ標準トシテ斟酌分賦ス
 - 金 壹 千 圓 三重縣農事協會醗出ノ見込
- 三、獎農法ノ實行方法
 - 醗金ハ基金トシ之レヨリ生ズル利子ヲ以テ獎農事業ノ經費ニ充當ス 獎農事業ハ評議員會ニ於テ協定ス
- 四、醗金ハ大正七年九月末日迄ニ全部ヲ醗集ス

(ロ) 天春翁獎農基金出資者

一金貳百八拾圓	桑名郡農會	一金貳百七拾五圓	員辨郡農會
一金參百六拾五圓貳拾五錢	三重郡農會	一金壹 千 圓	三重郡農會
一金壹百九拾圓	鈴鹿郡農會	一金貳百貳拾八圓	河藝郡農會
一金壹百拾圓	安濃郡農會	一金參百七拾圓	一志郡農會
一金貳百七拾壹圓	飯南郡農會	一金壹百四拾圓	多氣郡農會
一金貳百四拾圓	度會郡農會	一金壹百九拾圓	阿山郡農會
一金壹百五拾五圓	名賀郡農會	一金五 拾 圓	志摩郡農會
一金六 拾 五 圓	北牟婁郡農會	一金壹百拾五圓	南牟婁郡農會
一金五拾圓五拾錢	津市 農會	一金壹百貳拾圓	四日市市農會
一金五 拾 圓	宇治山田市農會		
合 計		四 千 貳 百 六 拾 四 圓 七 拾 五 錢	

(ハ) 天春翁獎農基金保管規程

- 第一條 三重縣議會ハ天春翁彰功ノ目的ヲ以テ天春翁彰功會ノ醗集シタル寄附金ヲ專テ天春翁獎農基金トシ之レヲ保管ス
- 第二條 基金ハ確實ナル銀行定期預金又ハ國債證券若シクハ確實ナル債券ヲ購入スルモノトス
- 第三條 基金ヨリ生シタル收入ハ天春翁ノ意志ニヨリ評議員會ニ諮リ獎農ノ補給ニ充テ殘餘アルトキハ之レヲ基金ニ編入スルモノトス
- 第四條 基金ハ前條定ムルモノ、外天春翁ノ功績ヲ永遠ニ顯彰スヘキ臨時事業ノ費ヲ要スルトキハ評議員會ニ諮リ之ヲ支出スルコトヲ得
- 第五條 基金ニ關スル收支決算ハ毎年三重縣農會通常總會ニ報告スルモノトス

(二) 彰功式

天春翁彰功式は大正八年五月十三日津市備前公園下置病療助事務所に於て舉行せられた。本會は地主懇談會、其他農事團體縣下有力の依囑に依り天春翁彰功會の組織を促し、代議士小林嘉平治氏を幹事長に推し官民知名の士を評議員又は贊助員に囑託し彰功資金を募集したが、倉然として陳資に應ずる者全縣下に及び茲に芽出度く式を舉ぐるに至つた。午前十一時來賓の席定まるや翁並夫人着席、勸業部本會技師彰功會の経過を報告し、小林幹事長戊申詔書を捧讀、更に彰功狀を朗讀終つて之れを翁に贈呈す、次で山脇知事及び來賓の祝辭あり、天春翁の辭辭があつて式を閉じた。

彰功狀

天春家累世徳ヲ里閭ニ施シ聲望夙ニ郷黨ノ間ニ隆シ文藝翁温厚英邁ノ實ヲ以テ力ヲ公共ノ福利ニ傾ケテ未タ嘗テ倦マス業績擧ラサル莫ク澤化邇邇ニ洽シ偉ナリト謂ツヘシ
翁始メ衆望ヲ負ヒテ縣政ニ參與スルヤ居於トシテ曠場ノ重鎮タリ政權爲ニ大ニ振フ明治二十三年帝國議會ノ開設セラル、ヤ與望自ラ萃リ選ハレテ衆議院議員ト爲リ尋テ又貴族院ニ列シ多年國政ニ參畫シ大ニ自由民權ノ說ヲ唱ヘ又地價修正地租輕減ノ政策ヲ提ケテ侃々語々論議辯難寢食ヲ忘レ終ニ衆志ヲ貫徹ス洵ニ全國民ノ牢記シテ忘ル、能ハサル所ナリ
翁常ニ農事ノ改良農村ノ振興ヲ以テ國策ノ大本ト爲シ終始一貫念々息ム時同シ三重縣農工銀行ノ創立セラル、ヤ選ハレテ頭取ノ要職ニ膺リ農村ノ經濟爲ニ大ニ興リ行務亦日ニ舉ル又明治四十二年三重縣議會副會長ニ選ハレテ今日ニ及フ我縣農會ノアルモノ實ニ翁ノ獻替其ノ多キニ居ル明治四十三年三重郡地主等協進シテ農事協會ヲ起スヤ乃チ推サレテ會長ト爲リ郷黨其ノ澤ニ浴スルヤ滋シ又夙ニ帝國農會議員ト爲リ我國ノ農政ニ貢獻スル所亦頗ル大ナリ
翁郷閭ニ在ツテハ日夜小作人ヲ誘導扶掖シ恩遇ヲラサル莫、上下社讀民風日ニ維レ新ナリ公私至誠ヲ以テ一貫シ入ツテハ郷黨ノ爲ニ心力ヲ傾倒シ出テハ縣政國政ニ參畫シテ功業德澤並ニ隆シト雖自ラ安シモ大ニ國歩ノ重大ナルヲ思ヒ大正六年再ハ老軀ヲ提ケテ國政壇上ニ立チ一身ヲ帝國農政問題ニ捧ケテ寧日ナク常ニ農民ノ爲ニ熱血ヲ灑キ縱論橫議畫策多ク行ハレ國體愈々鞏キチ加フ翁業ニ功ヲ以テ勳四等ニ叙シ旭日小綬章ヲ賜リ今茲又恩旨金杯ヲ賜フ大日本農會亦翁カ多年ノ勳績ヲ旌表センカ爲ニ遺ルニ紅白綬有功章ヲ以テス積徳ノ致ス所亦榮アリト謂フヘシ

我縣民翁ノ偉徳ヲ景仰シ其ノ偉功ニ感激スルヤ久シ義ニ有志者謀リ其ノ功業ヲ顯彰セントスルヤ多數ノ縣民翁然トシテ資ヲ儲イテ仔來シ翁ノ爲ニ疑義共金ヲ繰出シ大ニ縣下農事ノ改良振興ノ資ニ充テ永ク翁ノ素志ニ酬ユル所アラントス茲ニ翁ノ爲ニ彰功ノ式ヲ舉ケ縣民ノ意衷ヲ披瀝シ以テ感謝ノ至情ヲ抒フ燕辭情ヲ罄サス冀クハ微意ノ在ル所ナク附マレンコトナ
大正八年五月十三日
勳四等 天 春 文 衛 殿
天 春 翁 彰 功 會

六、農會法の改廢と現行農會法

農 會 法 (明治三十三年制定)

- 第一條 農會ハ農事ノ改良發達ヲ計ル爲メニ設立スルモノトス
 - 第二條 農會ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
 - 第三條 農商務大臣ハ其ノ定ムル所ノ條件ヲ具備スル農會ニ補助金ヲ交付スルコトヲ得
 - 第四條 農會ニ補助スル金額ハ北海道又ハ一府縣ヲ通シテ一箇年四千圓ヲ超ユルコトヲ得ス
 - 第五條 農會補助ノ爲メ國庫ヨリ支出スル金額ハ一ヶ年拾五萬圓ヲ超ユルコトヲ得ス
- 附 則
- 第六條 本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ施行ス

右當初の農會法は明治四十三年法律第十九號を以て改正せられた。今回の改正は帝國農會が中央團體として認められたるもので、茲に系統農會が組織化した譯である。越えて大正十一年法律第四十號を以て大改正が行はれ、農會關係の諸勅令を一括立法強化したもので、今回の改正により農業者多年の待望が實現し此の公布の日(四月十一日)を「農會記念日」と定めたのも大いなる意義がある。

又昭和六年には法律第六十九號を以て一部改正を見た。之れは農會の發展に伴ひ、會費を徵收するに當り滯納處分爲すため強制徵收を行ふことを得べき様規定せられ、昭和九年には法律第四十二號を以て農村事情の推移に伴ひ、農會の總代會及總會の組織及議事、農會の行ふ選舉に關する規程を整備せられた。昭和十五年には法律第九十九號を以て時局に對處する農會の機能を強化して農業の統制に關する施設を行ふと共に、農業に關する團體加入の途を拓き之れが機能を整備するために劃期的な農會法中一部改正の必要を認められ、第七十五議會に其の改正法律案を上程し、確定の上昭和十五年八月十三日を以て公布せられ現在の農會法となつた。

現行農會法

大正十一年四月十二日法律第四十號改正
昭和六年十月十日法律第六十九號改正
昭和九年四月七日法律第四十二號改正
昭和十五年八月十三日法律第九十九號改正

第一條 農會ハ農業ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
第二條 農會ハ法人トス

第三條 農會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一、農業ノ指導獎勵及統制ニ關スル施設
 - 二、農業ニ従事スル者ノ福利増進ニ關スル施設
 - 三、農業ニ關スル研究及調査
 - 四、農業ニ關スル紛議ノ調停又ハ仲裁
 - 五、其ノ他農業ノ改良發達ヲ圖ルニ必要ナル事業
- 前項第一號ノ農業ノ統制ニ關スル施設ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 農會ハ營利事業ヲ爲スコトヲ得ス

第五條 農會ハ農業ニ關スル事項ニ付行政廳ニ建議スルコトヲ得

農會ハ行政廳ノ諮問ニ對シ答申スヘシ

第六條 行政官廳ハ農會ニ對シ農業ニ關スル報告書ノ提出及農業ニ關スル事項ノ調査ヲ命スルコトヲ得

第六條ノ二 行政官廳必要アリト認ムルトキハ農會ニ對シ農業ノ統制ニ關スル施設ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第七條 政府ハ農會ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付スルコトヲ得

第八條 農會ハ町村農會、市農會、郡農會、道府縣農會及帝國農會トス

第九條 農會ノ地區ハ町村農會ニ在リテハ町村又ハ町村組合、市農會ニ在リテハ市、郡農會ニ在リテハ郡、道府縣農會ニ在リテハ道府縣、帝國農會ニ在リテハ内地ノ區域ニ依ル

特別ノ事由アルトキハ農會ノ地區ハ前項ノ區域ニ依ラサルコトヲ得

町村市又ハ府縣ノ廢置分合其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外第一項ノ區域ニ増減アリタルトキハ其ノ區域ヲ地區トスル農會ノ地區モ亦之ニ應シテ増減アリタルモノトス

町村カ市トナリタルトキハ其ノ町村ノ區域ヲ地區トスル町村農會ハ市農會ト爲リタルモノトス

第十條 農會ノ名稱ニハ町若ハ村農會、市農會、郡農會、道、府若ハ縣農會又ハ帝國農會ナル文字ヲ用ヒルヘシ但シ農會ノ地區カ町、村、市、郡、道、府又ハ縣ノ區域ニ依ラサルトキハ其ノ名稱中ニ此等ノ區域ヲ示スヘキ文字ヲ用ヒサルコトヲ得

本法ニ依リ設立シタル農會ニ非サレハ其ノ名稱中ニ前項ニ掲クル文字ヲ用ヒルコトヲ得ス

第十一條 農會ハ町村農會及市農會ニ在リテハ國、公共團體及命令ヲ以テ規定シタル者ヲ除クノ外其ノ地區内ノ耕地、又ハ原野ヲ所有スル者及其ノ地區内ニ於テ農業ヲ營ム者、郡農會ニ在リテハ其ノ地區内ノ町村農會、道府縣農會ニ在リテハ其ノ地區内ノ市農會、郡農會又郡農會ノ會員ニ非サル町村農會、帝國農會ニ在リテハ道府縣農會ヲ以テ其ノ會員トス

第十二條 農會ヲ設立セムトスルトキハ其ノ地區内ノ會員タル資格ヲ有スル者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ會則ヲ議定シ行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ

町村農會及市農會ニ在リテハ前項ノ同意ヲ爲シタル者ノ所有シ又ハ占有スル其ノ地區内ノ耕地、牧場及原野ノ面積ハ私用ニ供スル其ノ地區内ノ耕地、牧場及原野ノ面積ノ二分ノ一以上ナルコトヲ要ス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ此ノ條件ニ依ラサルコトヲ得

第十三條 郡農會、道府縣農會又ハ帝國農會ヲ設立セントスルトキハ其ノ農會ノ會員タルヘキ農會ノ會長創立委員トナル但シ道府縣農會ヲ設立スル場合ニ於テ郡農會ノ會員ニ非アル町村農會ノ會長ニシテ創立委員ト爲ルヘキモノノ選出ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第十四條 町村農會及市農會ノ創立總會ニ於テハ其ノ會員タル資格ヲ有スル者ノ中ヨリ其ノ他ノ農會ノ創立總會ニ於テハ其ノ創立委員ノ中ヨリ其ノ役員ト爲ルヘキ者ヲ選任スヘシ

第二十七條 第二項但書及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第十五條 農會ハ設立ノ認可ヲ受ケタル時成立ス
第十六條 農會成立シタルトキハ其ノ地區内ノ會員タル資格ヲ有スル者ハ總テ之ニ加入シタルモノト看做ス但シ行政官廳カ特別ノ事由ニ依リ加入ノ必要ナシト認めタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十六條ノ二 町村農會又ハ市農會ノ地區内ノ農業ニ關スル團體ハ第十一條ノ規定ニ拘ラス命令ノ定ムル所ニ依リ當該町村農會又ハ市農會ニ加入スルコトヲ得

前項ノ農業ニ關スル團體ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第十七條 町村農會及市農會ニ總代会ヲ其ノ他ノ農會ニ總會ヲ置ク
總代会ハ總代ヲ以テ、總會ハ議員及特別議員ヲ以テ之ヲ組織ス

第十七條ノ二 町村農會及市農會ノ會員ハ命令ノ定ムル所ニ依リ會員中ヨリ總代ヲ選舉スヘシ
左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ總代タルコトヲ得ス
一、禁治產者又ハ準禁治產者

二、破產者ニシテ復權ヲ得サル者
三、六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
四、六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受タルコトナキニ至ル迄ノ者
總代ノ任期ハ命令ノ定ムル所ニ依リ農會ノ事業年度ニ從ヒ四年以内トス

第十七條ノ三 郡農會、道府縣農會又ハ帝國農會ノ議員ハ其ノ農會ノ會員タル農會ノ會長ヲ以テ之ニ充ツ但シ郡農會ノ會員ニ非サル町村農會ノ會長ニシテ道府縣農會ノ議員ニ充ツヘキモノノ選出ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第十八條 郡農會、道府縣農會又ハ帝國農會ニ豫備議員ヲ置キ其ノ會員タル農會ノ副會長ヲ以テ之レニ充ツ前條但書ノ規定ハ此ノ場合ニ之ヲ準用ス
豫備議員ハ議員事故アルトキ其ノ職務ヲ代理ス

第十九條 行政官廳ハ農業ニ關スル學識經驗アル者ヲ郡農會道府縣農會又ハ帝國農會ノ特別議員ニ任命スルコトヲ得

特別議員ノ員數ハ議員定數ノ三分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス

第十七條ノ二第三項ノ規定ハ特別議員ニ之ヲ準用ス

特別議員ハ役員ノ選任又ハ解任ノ議決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

第二十條 左ニ掲タル事項ハ總會又ハ總會ノ議決ヲ經ヘシ

一、收 支 豫 算

二、經費ノ分賦收入方法

三、事業報告及收支決算

四、借 入 金

五、基本財産ノ造成、管理及處分

六、會則ノ變更

七、役員ノ解任

八、第十二條第一項、第二十四條第二項及第三十五條ノ同意

前項第一號、第二號、第四號及第六號ニ掲タル事項ノ決議ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス

第二十一條 總會又ハ總會ハ會長之ヲ招集ス

總會又ハ總會ヲ組織スル者ハ其ノ總數ノ三分ノ一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的タル事項及招集ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ提出シ總會又ハ總會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

會長正當ノ事由ナクシテ前項ノ規定ニ依リ請求アリタル後 十四日以内ニ總會又ハ總會ヲ招集セサルトキハ請求者

ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ之ヲ招集スルコトヲ得

前三項ノ規定ニヨリ總會又ハ總會ヲ招集スルコト能ハサルトキハ行政官廳ハ總會又ハ議員若クハ特別議員ヲ指定シテ總會又ハ總會ヲ招集セシムルコトヲ得

第二十二條 總會又ハ總會ノ議長ハ會長、會長事故アルトキハ副會長ヲ以テ之ニ充ツ 會長及副會長共ニ事故アルト

キ又ハ前條第三項若ハ第四項ノ場合ニ於テハ出席者ノ互選ニ依リ議長ヲ定ム

第二十二條ノ二 總會又ハ總會ハ之ヲ組織スル者ノ半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス但シ第三十

四條ノ規定ニ依リ職務停止ノ爲出席者半數ニ滿タサルトキ、同一ノ事項ニ付招集再回ニ至ルモ仍半數ニ滿タサルト

キ又ハ招集ニ應スルモ出席者定數ヲ闕キ議長ニ於テ出席ヲ催告シ仍半數ニ滿タサルトキハ此ノ限ニ在ラス 特別議員

第十九條第四項ノ規定ニ依リ議決ノ數ニ加ハルコトヲ得サル場合ニ於テハ之ヲ前項ノ總會ヲ組織スル者ノ中ニ算入

セス

第二十三條 總會又ハ總會ノ議事ハ本法ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス 可否同數

ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依リ 特別議員第十九條第四項ノ規定ニ依リ議決ノ數ニ加ハルコトヲ得サル場合ニ於テ

ハ之ヲ前項ノ出席者中ニ算入セス

第二十三條ノ二 議長ハ會議ヲ整理シ其ノ日ノ會議ヲ開閉ス

總會又ハ總會ヲ組織スル者ノ半數以上ヨリ請求アルトキハ議長ハ其ノ日ノ會議ヲ開クコトヲ要ス 此ノ場合ニ於テ

議長仍會議ヲ開カサルトキハ第二十二條ノ例ニ依ル

前項ノ請求ニ依リ會議ヲ開キタルトキ又ハ出席者中異議アルトキハ議長ハ會議ノ議決ニ依ルニ非サレハ其ノ日ノ會

議ヲ閉チ又ハ之ヲ中止スルコトヲ得ス

第二十四條 會則ノ變更ハ總會又ハ總會ニ於テ出席者ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ議決ス 第二十二條ノ二但書ノ規

定

ハ此ノ場合ニハ之ヲ適用セス

會則ノ變更カ地區ノ増減ニ關スルトキハ前項ノ規定ニ依ル議決ノ外新ニ編入セラレ又ハ削除セラルヘキ區域内ノ會員タル資格ヲ有スル者又ハ會員ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

第二十五條 總代会又ハ總會ノ議決ヲ經ヘキ事項ニシテ輕微ナルモノニ付テハ會則ノ定ムル所ニ依リ書面ヲ以テ其ノ總代会又ハ總會ヲ組織スル者ノ意見ヲ徵シ總代会又ハ總會ノ議決ニ代フルコトヲ得

第二十六條 削 除

第二十七條 農會ニ左ノ役員ヲ置ク

會 長	一 人
副 會 長	一 人
評 議 員	數 人

役員ハ町村農會及市農會ニ在リテハ會員中ヨリ、其ノ他ノ農會ニ在リテハ議員及特別議員中ヨリ之ヲ選任ス但シ會長及副會長ハ其ノ他ノ者ヨリ之ヲ選出スルコトヲ妨ケス

前項但書ノ規定ニ依リ選任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス

第二十七條ノ二 役員ノ選任ハ命令ノ定ムル所ニ依リ總代会又ハ總會ニ於テ之ヲ行フ 第二十二條ノ二但書ノ規定ハ此ノ場合ニハ之ヲ適用セス

第十七條ノ二第二項及第三項ノ規定ハ役員ニ之ヲ準用ス

會長及副會長ハ其ノ任期滿了シタルトキト雖モ後任ノ會長又ハ副會長ノ中一人就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フ 第二十八條 會長ハ農會ヲ代表シ會務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

副會長ハ會則ニ定ムル所ニ依リ會長ノ職務ノ一部ヲ分掌スルコトヲ得

評議員ハ會長ノ諮問ニ應シ並會務執行及財産ノ狀況ヲ監査ス

第二十八條ノ二 會長ノ職務ヲ行フモノナキトキハ行政官廳ハ會員又ハ議員若ハ特別議員ヲ指定シテ會長ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第二十九條 總代会又ハ總會ノ議決ヲ經ヘキ事項ニシテ臨時急施ヲ要シ總代会又ハ總會ヲ招集スルノ暇ナシト認ムル

モノハ會長之ヲ專決處分スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ會長ハ次ノ總代会又ハ總會ニ於テ其ノ承認ヲ求ムヘシ

第三十條 農會ハ會則ノ定ムル所ニ依リ其ノ會員ニ對シ經費ヲ分賦シ及過意金ヲ徵收スルコトヲ得

町村農會及市農會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ物件ヲ以テ經費ノ負擔ヲ爲サシムルコトヲ得

町村農會及市農會ノ經費又ハ過意金ヲ滯納スル者アル場合ニ於テ其ノ會長ノ請求アルトキハ市町村ハ市町村税ノ例ニ依リ之ヲ處分ス 此ノ場合ニ於テ農會ハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交付スヘシ

市町村カ前項ノ請求ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ其ノ處分ニ着手セス又ハ九十日以内ニ之ヲ結了セサルトキハ會長ハ地方長官ノ認可ヲ得テ之ヲ處分スルコトヲ得 此ノ場合ニ於テハ町村制第百十一條第一項及第四項ノ規定ヲ準用ス

前二項ニ規定スル徵收金ノ先取特權ノ順位ハ市町村其ノ他之ニ準スヘキモノノ徵收金ニ次キ其ノ時効ニ付テハ市町村税ノ例ニ依ル

經費ノ分賦又ハ過意金ノ徵收ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ異議ノ申立、訴願及行政訴訟ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 農會ハ會則ノ定ムル所ニヨリ使用料及手数料ヲ徵收スルコトヲ得

前項ノ使用料及手数料ノ徵收ニ關シテハ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第三十一條ノ二 行政官廳必要アリト認ムルトキハ第十一條ノ規定ニ依ル町村農會又ハ市農會ノ會員ニ對シ當該農會ノ行フ農業ノ統制ニ從フヘキコトヲ命スルコトヲ得

第三十二條 行政官廳ハ農會ニ對シ會務ニ關スル報告ヲ爲サシメ、會務執行又ハ財産ノ狀況ヲ検査シ、會則收支豫算又ハ經費ノ分賦收入方法ノ變更ヲ命シ其ノ他監督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十三條 農會ハ會則ノ定ムル所ニ依リ其ノ會員タル農會ニ對シ 農業ニ關スル報告書ノ提出及農業ニ關スル事項ノ調査ヲ爲サシムルコトヲ得

第三十四條 行政官廳ハ農會ノ決議若ハ選舉又ハ役員ノ行爲カ法令若ハ會則ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ決議、選舉若ハ當選ヲ取消シ、役員若ハ特別議員ヲ解任シ 議員若ハ豫備議員ノ職務ヲ停止シ總代ノ改選ヲ命シ農會ノ事業ヲ停止シ又ハ農會ノ解散ヲ命スルコトヲ得

第三十五條 農會解散又ハ合併ヲ爲サムトスルトキハ總代會又ハ總會ノ議決ヲ經且其ノ會員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得、道府縣農會ニ在リテハ尙其ノ會員タル郡農會及市農會ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得且合併ノ場合ニ於テハ會則ヲ議定シ事由ヲ具シ行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ

農會分割ヲ爲サムトスルトキハ前項ノ規定ニ準スル議決及同意ノ外分割ノ各農會ノ會員又ハ會員タル資格ヲ有スル者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得 農會ノ權利義務ノ限度ヲ定メ且會則ヲ議定シ事由ヲ具シ行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ 第十二條第二項、第十三條乃至第十五條及第二十四條第一項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス 町村、市又ハ府縣ノ廢置分公其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合ニ於ケル農會ノ合併又ハ分割ニ付テハ第一項又ハ第二項

ノ規定ニ依ル同意ハ之ヲ要セス

第三十六條 合併後存續スル農會又ハ合併ニ因リ設立シタル農會ハ合併ニ因リテ消滅シタル農會ノ權利義務ヲ承繼ス 分割ニ因リテ設立シタル農會ハ前條ノ規定ニ依リテ定リタル限度ニ於テ從前ノ農會ノ權利義務ヲ承繼ス

第三十七條 農會ハ解散ノ後ト雖清算ノ目的ノ範圍内ニ於テハ仍存續スルモノト看做ス

第三十八條 農會解散シタルトキハ會長及副會長ヲ以テ其ノ清算人トス但シ會則ニ別段ノ規定アルトキハ總代會又ハ總會ニ於テ選任シタル者アルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依リ清算人タル者ナキトキハ行政官廳清算人ヲ選任ス清算人闕ケタルトキ亦同シ

第三十九條 清算人ハ農會ヲ代表シ清算ヲ爲スニ必要ナル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

清算方法及財産處分ニ付テハ行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第四十條 行政官廳必要ト認ムルトキハ清算方法及財産處分ノ變更ヲ命シ又ハ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第四十條ノ二 第十一條ノ規定ニ依ル町村農會又ハ市農會ノ會員第三十一條ノ二ノ規定ニ依ル行政官廳ノ命令ニ違反シタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第四十條ノ三 前條ノ會員ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者カ其ノ義務ニ關シ同條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得

前條ノ罰則ハ其ノ者カ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限リニ在ラス

第四十一條 本法ニ於テ市町村トアルハ市町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ之ニ準スヘキモノトシ郡トアルハ從前ノ

島司ヲ置キタル島嶼ニ在リテハ其ノ島嶼ノ區域、北海道ニ在リテハ北海道廳支廳長管轄區域トス
前項ノ島嶼ノ區域ヲ地區トスル農會ノ名稱ニハ第十條第一項ノ規定ニ拘ラス郡農會ナル文字ヲ用ヒサルコトヲ得

附

則 (大正十一年勅令第三五七號ヲ以テ同十二年一月一日ヨリ施行)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

明治三十二年法律第百三號農會法ハ之ヲ廢止ス

明治三十二年法律第百三號農會法ニ依リ設立シ本法施行ノ際現ニ存スル農會ハ之ヲ本法ニ依リ設立シタルモノト看做ス

本法施行ノ際現ニ前項ノ農會ノ役員、議員、豫備議員又ハ特別議員ノ職ニ在ル者ハ其ノ任期中仍其ノ職ニ在ルモノト

ス

附

則 (昭和九年法律第四十二號)

本法施行期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ總會ヲ置ク町及市農會村農會ハ當分ノ内第十七條第一項ノ改正規定ニ拘ラス命令ノ定ムル所ニ依リ

仍從前ノ例ニ依リ總會ヲ置クコトヲ得

前項ノ農會カ總會ヲ置ク場合ニ於ケル會則ノ變更ニ關シテハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

歷代郡市農會正副會長

昭和十五年六月一日調

桑名郡農會

會 長	年次	副 會 長	年次
甘粕春吉	初代	三田靜止	初代
石井義忱	明38	黒田太一郎	38
濱田盛義	42	太田友次郎	41
川島駒吉	大元	高井爲三郎	明44
大井順之助	大4	高井爲三郎	3
小森安太郎	7	福村彌三郎	7
尾崎重美	9	立川良太郎	8
加藤信太郎	11	立川良太郎	10
瓜生精一	12	西田喜兵衛	12
諸戸清六	15	松本長藏	昭2
松本長藏	6	森光朝	6
伴春次郎	13	平野貞治郎	1413

員辨郡農會

横田敏太郎	初代	山本達治郎	初代
野村盛賢	明39	池田新六郎	37
濱田盛義	39	岡本周太郎	39
村田莊之助	42	岡本周太郎	42
小森安太郎	大2	木村秀興	2
西大次郎	4	木村秀興	4
郡茂徳	6	木村秀興	6
植木壽雄	7	木村秀興	7
千葉卯市	8	木村秀興	8
瓜生精一	10	木村秀興	10
高橋信藏	12	木村秀興	12
木村秀興	15	木村秀興	15
和波久衛	昭6	出口久明	15
三重郡農會		日沖重治郎	1410
三原具致	初代	林重太郎	6
酒井禮一	明33	川瀬助右衛門	1410
		木村周太郎	33

增本榮增	木津慶次郎	田淵義雄	鎌田千代之助	光田信	立花實太郎	石井義忱	濱田盛義	八尾信夫	岡耕三郎	川田茂通	八尾信夫	阿山郡農會	西田牧藏	松田茂雄	松田茂雄	松田茂雄	佐田龜之助
昭2	15	14	12	8	6	大4	45	42	35	明33	初代	農會	14	10	6	昭2	15

宮本金太郎	增本榮增	澤元一	澤元一	澤元一	北原音彌	北原音彌	北原音彌	北原音彌	廣岡丑	武井徹	武井徹	武井徹	增田仙藏	西田牧藏	西田牧藏	稻田常太郎	稻田常太郎
2	15	14	12	8	6	4	45	42	35	33	初代	農會	14	10	6	2	15

關田義臣	島岡衛	永濱出	松田金松	安達松次郎	野田操	清水亮	多原安信	水原壽一	大山元史	大井順之助	須田松太郎	小森安太郎	栗田覺治	上野錄二郎	名賀郡農會	吉川寅之助	池澤宗則
10	7	昭6	15	13	11	8	6	6	4	大2	44	43	明38	初代	農會	11	6

前田中定源治之助	吉住健	沖島房之助	松田金松	富井鹿之助	富井鹿之助	富井鹿之助	富井鹿之助	富井鹿之助	富井鹿之助	富井鹿之助	富井鹿之助	富井鹿之助	勝島政次郎	井上龜橋	廣田藤吉	吉川寅之助	池田藤藏
11	10	6	15	13	11	8	6	4	2	44	42	39	初代	農會	11	10	6

一〇五七

須田松太郎	西大次郎	大川元史	菊澤庸	田邊雷藏	多氣郡農會	竹川信太郎	竹川信太郎	竹川信太郎	清水谷徹	光野孝一	北野孝一	北野孝一	倉田有吉	川田茂通	甘粕春吉	甘粕春吉	小松春吉	野村盛賢
4	大2	39	明34	初代	農會	14	昭6	15	12	12	11	8	6	大3	38	38	37	明35

中村義三	中尾一規	大北源次郎	高木一道	高木一道	堀田芳藏	小泉由藏	小津茂右衛門	田川忠夫	田川忠夫	市川勝治郎	市川勝治郎	市川勝治郎	中森半之助	米川章雄	吉村辨次郎	
4	2	39	34	初代	農會	14	6	15	12	11	8	6	3	38	37	34

瓜生精一	渡邊恒三郎	須田松太郎	北野孝一	北野孝一	今村真橋	川田茂通	岡耕三郎	度會郡農會	西村利市	西川定義	直江幸市	山本四郎兵衛	間宮利七	澤元一	青木辰次郎	鎌田千代之助
14	12	8	6	大3	40	明33	初代	農會	12	17	6	昭2	15	13	12	8

稻田恒太郎	奥野齋之助	奥野齋之助	奥野齋之助	長瀧好和	小川富利	鳥山利隆	吉村辨次郎	吉村辨次郎	西村恒藏	西川利市	西川定義	敷内長五郎	藤田忠吉	村田忠吉	村田忠吉	中村義三		
14	12	8	6	3	4	2	3	36	初代	農會	12	10	6	2	15	13	12	8

一〇五六

上田喜代治 川口浩 奥山米次郎 村田駒吉 加藤誠一 佐藤友次郎 川島松太郎 津市農會 長井氏克 黒川佐太郎 内多正雄 有田義資 御厨規三 須山榮 堀川美哉 堀川美哉 四日市市農會

4 5 7 8 11 14 15 初代 明35 41 大5 11 15 昭5 10

長屋利藏 水谷正道 三角田喜作 三角田喜作 三角田喜作 後呂勘右衛門 後呂勘右衛門 阿曾元之助 阿曾元之助 淵田捨吉 中西銈也 滋野捨四郎 神島德男 落合光藏 田中幸一 高橋信藏

4 5 7 8 10 14 14 15 初代 35 41 5 12 15 6 8 11

山中源三郎 福井銑吉 福井銑吉 飯田盛敏 稻見貞藏 川上親俊 佐伯又太郎 戸野周二郎 吉田勝太郎 宇治山田市農會 北川矩一 福地由廉 渡邊信太郎 岸本康通 福地由廉 藤田千代之助 齋藤眞之助 世古善兵衛

初代 明33 41 大4 8 13 15 昭5 9 明40 大2 6 10 昭2 10 14

味岡銀平 味岡銀平 山本喜代藏 味岡格太郎 佐伯又太郎 佐伯又太郎 佐伯又太郎 山路文次郎 伊達貫一郎 伊達貫一郎 鈴木紀二 福市藤吉 光信亨 光信亨 竹内善兵衛 竹内善兵衛 川内善兵衛 川内善兵衛 大川亮太

初代 33 41 4 8 8 13 15 昭5 9 明40 大2 6 10 昭2 10 14

關田義臣 志摩郡農會 北原保重 北原保重 西塚宗吾 大山元史 鎌田千代之助 鎌田千代之助 鎌田千代之助 加藤信太郎 島山利隆 神鳥德男 西田敏助 向井長治郎 北野孝一 北野孝一 長英生 水原壽一

14 初代 明39 大2 45 大2 4 5 6 7 9 11 15 6 初代 明39 大3

上野芳松 岡雲從橋 赤阪治郎 赤阪治郎 赤阪治郎 高井爲三郎 風間寛 内田長之助 内田長之助 内田長之助 大矢圓三郎 井上善代郎 松本喜之助 阪井辰之助 輕珂範之 輕珂範之 南嵜清五郎

12 初代 昭41 昭45 昭2 4 5 6 9 11 15 昭2 14 6 3 39

水原壽一 大生元史 瓜生精一 後藤一市 白鹿金市 大井順之助 川口要藏 小島耕平 小島耕平 小島耕平 谷國之助 吉田嘉一郎 小森安太郎 平賀正文 平賀正文 渡邊恒三郎 小林義夫 白鹿金市

4 7 8 9 11 15 昭6 6 10 初代 37 40 44 大4 7 11 昭2

高須鶴太郎 高須鶴太郎 岡本六助 岡本六助 岡本六助 大久保宗十郎 大久保宗十郎 中村長義 瓦屋長之助 宮池圓藏 酒井與三治 島岡定 島岡定 風井義朝 中井義朝 風井義朝 松田龜次郎 松田龜次郎 松田龜次郎 宇井文兒 上田喜代治

4 7 9 12 15 昭6 6 10 14 初代 37 40 44 4 7 11 2

町村農會長

(設立當時及現在)

昭和十五年六月一日調

松阪市農會	昭8	川口龜吉	1413
小津茂右衛門	昭9	川口龜吉	10
小出三郎	昭12	川口龜吉	9
和田潤	昭14	春川木邊信一	8
小津茂右衛門	昭13	水谷榮	13

町村農會	設立當時の會長	現在會長
城生村	寺本嘉次郎	伴春次郎
益生村	水谷次郎八	(桑名市)
桑部村	伊藤富治郎	小川榮三郎
在良村	小川榮次郎	水越徳次郎
大山田村	伊藤常七	(桑名市)
深谷村	濱田源左衛門	西塚善治郎
野代村	松永長藏	服部職吉
古美村	草薙榮	高井清治郎
古美村	水谷忠五郎	城野義高
多度村	平野武厚	西田源藏
七取村	平野安左衛門	渡邊貞治郎
楠島村	伊藤末太郎	平野範三
長島村	糸見勘六	太田雄
木曾村	大橋六兵衛	渡邊博次
伊曾村	大谷光治	松平家晃

町村農會 員 辨

久米村	設立當時の會長	現在會長
大長村	佐々木宗三郎	瀬戸米吉
梅戸井村	川瀬作十郎	石垣爲次郎
三里村	遠藤晋	日沖徳次郎
丹生川村	瀬木權治郎	小林澤一
治田村	二之部彌太郎	二宮實太郎
東藤原村	後藤舖三郎	養浦二郎
西藤原村	落合孝之助	宮本忠一
白瀬村	兒玉桂藏	兒玉誓之助
立田村	武田治郎兵衛	藤井喜十郎
中里村	三輪員太郎	近藤彦太郎
十社村	星野兼三郎	渡邊忠治郎
阿下喜村(現在町)	川瀬直一	川瀬助右衛門
山郷村	石川源藏	稻垣専八
笠原村	加藤代太郎	江上新五郎
大泉原村	日下徳次郎	二井四郎
大泉原村	野村順一	市川利巳
稻部村	中島恒太郎	伊藤拾一
神田村	伊藤藤左衛門	伊藤彬夫
七和村	南部幸十郎	水谷爲治郎
	平野門次郎	城田元一

南石加村 島田忠夫(合併)長 崎重義
 北石加村 小坂幸四郎(合併)長 (石樽村)

町村農會

三重村	設立當時の會長	現在會長
朝日村	馬場榮次郎	加藤主計
鹽濱村	森佐太郎	荒木知雄
四郷村	小林良助	(四日市市)
常盤村	齋木喜一郎	川島彌
楠村(現在町)	富田光太郎	渡邊佐助
朝上村	堀田淺右衛門	阿田武兵衛
富田村(現在町)	田中泰	中西嘉市
鶴川原村	太田吉通	大野作左衛門
千種村	金津勇	進士久次
羽津村	森宗七	橋里吉
河原田村	石樽左文司	富永四郎
内田村	種瀬仁平治	阿田定次郎
水澤村	辻信藏	辻幸四郎
川島村	廣田佐一郎	森俊雄
小山田村	矢田久一	桂山淺次郎
大矢知村	荒木淺一郎	青山新兵衛
日永村	吉村増之丞	高橋淺右衛門
		中井滿之輔

荻野村(現在町) 宇佐美星三郎
 八郷村 鳥豐太郎
 保々村 石川涉
 櫻越村 小森弦之丞
 川越村 寺本源四郎
 富洲原村(現在町) 木村周太郎
 下野村 伊藤甚太郎
 神前村 横山徳治郎
 海藏村 堀内和一郎
 竹永村 首藤喜十郎

町村農會 設立當時の會長
 井田川村 小林朝郎
 坂下村 松井與三吉
 白川村 小川藤吉
 川崎村 古田富次郎
 庄内村 佐藤邦光
 横尾村 保田登郎
 久間田村 服部芳郎
 深伊澤村 葉田文藏
 榑村 田川九郎

國邊村 增田孫十郎
 神邊村 打田鶴藏
 野田村 西村政二郎
 牧野村 市川三龜藏
 牧野村 伊藤彌九郎
 庄野村 神原一善
 高津村 小河市五郎
 石藥師村 岡野廣作
 關山町 橋野敏三
 龜山町 田邊訥夫
 加太村 野崎鉄造

町村農會 設立當時の會長
 白子町 佐倉藤太郎
 稻生村 大井徳之丞
 天名村 藤田銀之助
 合川村 中尾橋雄
 榮川村 和田庄兵衛
 上野村 增川六三郎
 豊津村 丹村光治郎
 豐田村 行方周太郎
 白塚村 高橋常吉

栗眞村 坂野廣助
 一身田村(現在町) 藤枝英三郎
 大里村 藤井新吾
 高野尾村 高楠邦三郎
 棕本村 駒田文吾
 神明村 白井久左衛門
 神戶町 兼松重造
 飯野村 中島邦造
 河曲村 青木謙造
 一ノ宮村 渡邊綱忠
 箕田村 細瀬正行
 玉垣村 萩野庄九郎
 若松村 榎森動

町村農會 設立當時の會長
 新世村 中根啓造
 塔部村 長谷川岩次郎
 建水村 山本儀三郎
 藤水村 久保新次郎
 神戶村 田中正美
 安東村 鈴木明次郎
 柳形村 別所周太郎

片岡村 野田藤太郎
 高宮村 山本米吉
 長野村 堀川佐三
 辰水村 若林健次郎
 草生村 藤谷俊藏
 村主村 内藤恒三郎
 安濃村 荒木與吾助
 明合村 星合甚左衛門
 安西村 駒田舟藏
 雲林院村(組合) 落合衛五左衛門
 河内村(組合) 井川瀧造

町村農會 設立當時の會長
 久居町 柳生勇磨
 本居村 小島仁三郎
 桃岡村 飯田清右衛門
 戸木村 野崎節藏
 七葉村 前田助太郎
 稻葉村 上島徳三郎
 柳原村 十森奎次郎
 大井村 池田直吉
 大井村 飯田直吉

川口村	岸岡幸太郎	前川定次
優山村	井上熊吉	川井清次
八境村	杉本良助	杉本英一
家城村	中西正一	中西素郎
竹原村	岩脇貞助	若林諒次
八知村	岡田右衛門	菅尾末松
伊勢地村	藤田精一	田中源平
八幡村	日置平次郎	小竹與一郎
多氣村	中子九次	波多野進
下ノ川村	齋藤文三郎	田中伊右衛門
宇氣郷村	小野耕平	結城實之助
波瀬村	堀山巖	向田有郎
中郷村	佐々木三郎	永井菊次郎
高岡村	笹井祐助	安藤助
川合村	藤堂八座	田中吉太郎
豐地村	堀川九郎	田上龜之助
中郷村	大森誠十郎	多賀作次郎
豐田村	三浦茂	西山一郎
中川村	笹井祐助	德田忠太郎
中原村	西井伊之助	安藤助
中坂村	豐島重升	西井佐吉
阿坂村	岡見節五郎	水谷政助
米ノ庄村	中西梅松	山田彌吉

松ヶ崎村	松島敬三郎	稻生駒太郎
天白村	飯田與吉	松岡寅二郎
鶴江村	田中小十郎	村田源七
小野江村	齋藤祐次郎	田中英一郎
雲出村	勝谷正藏	小林嘉平治
高茶屋村	藤田雄也	(津市)
矢野村(現在香良洲町)	高山七作	篠田清一

飯南郡

町村農會	設立當時の會長	現在會長
松阪町	鎌田三介	(松阪市)
港上村	見間正宣	刀根卯之助
鈴戸村	川島體	(松阪市)
神戶村	横山三郎左衛門	(松阪市)
花岡村(現在町)	辻直吉	若林健次郎
松尾村	龜井宗十郎	龜井正雄
松江村	龜井德藏	小泉由藏
伊勢寺村	水野光藏	家城常助
大河内村	富田米太郎	堀田芳藏
茅廣江村	長谷川雪	岡田實藏
大石村	川口文兵衛	坂内又藏
柿野村(現在町)	稻葉德三郎	竹岡寅吉
粥見村(現在町)	中尾實之助	倉田米之助

宮前村	堀内鶴雄	森本彦次郎
川俣村	橋本安次郎	大東林平
森村	民谷豐三郎	岡本義三
波瀬村	藤川忠	田中海三郎
射和村	永井精二郎	竹川信太郎
朝見村	乾九平	杉田益三
西馬部村	小村虎次郎	西山嘉左衛門
西殿村	出口文兵衛	川村宗平
機殿村	澤村芳三郎	竹内要藏
漕代村	鈴木巖	田中丈助

多氣郡

町村農會	設立當時の會長	現在會長
東黒部村	飯田鹿次郎	飯田重太郎
下御糸村	鈴木幸平	山名嘉造
大淀村(現在町)	土屋源一郎	土屋大助
上御糸村	西野利一郎	西村恒藏
明星村	芳野勝次郎	山本與兵衛
齋宮村	楠谷定次郎	乾登郎
相可村(現在町)	加戸六右衛門	奥村一男
西外城田村	西谷久兵衛	政谷才太郎
佐奈村	真山儀三郎	花谷松藏
津田村	佐野徳松	岡山勝藏

丹生村	小沐光藏	森田大三
五ヶ谷村	岡田定助	山下和六
川添村	西村利兵衛	西村利市
三瀬谷村	前納熊吉	尾上伸松
萩原村	吉田彌五郎	左近宗一
領内村	吉村悦二郎	大西兵藏
大杉谷村(組合)	吉村悦二郎	吉田松助

度會郡

町村農會	設立當時の會長	現在會長
神社町	佐田龜之助	濱口廣海
大湊町	山中崔十	岡富士雄
田丸町	小林八十八	中西朝三
二見町	富永茂平太	角谷憲治郎
小俣村(現在町)	奥山廷吉	小林幸之助
宮本村	中井權七	荒木清藏
沼木村	中西儀助	岡絹藏
四郷村	榎谷松吉	山口林造
濱郷村	小林久佐工門	林金之助
御崗村	森志人江	小川嘉尚
豐濱村	大東常吉	日置多仁三郎
北濱村	北村傳三郎	森井徳三郎
有田村	渡邊文之助	幾田彦三郎

東外城田村	森井喜八郎	增田仙造
城外城田村	奥井秀吉	中山金松
下外城田村	松田藤三郎	西山萬作
内城田村	藤田梅藏	早川仲次郎
中川村	總手才吉	東谷寅松
七保村	藤原伊三郎	小倉文雄
澧原村(現在町)	村田德輔	缺員
柏崎村	西村德藏	西村良助
大内山村	乾政吉	大石佐右衛門
島津村	柳生昌次郎	柳生余七
吉津村	濱地安兵衛	岩崎仙吉
鷓倉村	森田市之助	加藤吉次郎
中島村	嘉正隆三	缺員
一之瀬村	三浦準次郎	御村茂平
小川郷村	掛橋伊祐	西田收藏
德原村	東千代吉	萩原榮三郎
南海村	澤村徳八	北村重吉
五ヶ所村(現在町)	小林良助	中西與七
宿原村	山本喜十郎	川口初吉
神原村	岡逸平	西井楠之助

小田村	山岡彌八	橋本新吉
城之南村	田中利三郎	安永萬吉
花之木村	木津勝之進	西口熊雄
長原村	永岡敬次	南出次郎
島ヶ原村	徳永龜松	吉川寅之助
新居村	葛岡良太	西田定次郎
丸柱村	大矢光造	増田俊三
三田村	岡村重藏	岡村德藏
中瀬村	石尾貞吉	荒木甚吉
府中村	吉岡録信	松山英太郎
河合村	岩邊有平	藤井彌左衛門
玉瀧村	西尾平次郎	瀧島保之助
鞆田村	安岡久平	川合徳藏
東柘植村	山本六太夫	岡澤市治郎
西柘植村	澤重次郎	山本久藏
壬野村	中井藤三郎	中林保男
山引村	西尾太治郎	稻本龜一
布引村	蛭澤亦三郎	廣田藤吉
阿波村	澤健藏	安岡成保
友生村		池田伊太郎

町村農會 設立當時の會長 服部平太郎 現在會長 田山八十吉

町村農會 設立當時の會長 大久保莊五郎 現在會長 上野芳松

藏持村	岩本伊右衛門	松山七三
藤原村	福地儀兵衛	奥中菊松
錦生村	杉本甚三郎	田中源之助
瀧川村	服部保太郎	濱地佐太郎
箕曲村	竹内惣右衛門	中野正太郎
比奈知村	今西胤尙	川崎惣憲
古山村	前田文治	大藏幸郎
國津村	吉田判四郎	芝幸太郎
花垣村	花守諭治	幸親英太郎
猪田村	菊永斧次郎	沖島房之助
依那古村	島地繁治郎	藤田竹治郎
比自岐村	淺野貞之輔	藤山治龍
美濃波多村	山下定内	川浪良三
神戶村	永濱團治	正多彌五平
阿保村(現在町)	武内專太郎	富岡岩次郎
上津村	西尾幾三郎	山本武雄
種生村	川口潔	梅田利一
矢持村	松田義佐	關田義臣

答志村	中村與助	橋本善幸
菅島村	小寺銀四郎	木下忠松
加茂村	河村房吉	片岡藤榮門
長岡村	中村太郎兵衛	山崎市太郎
的矢村	堀口喜右衛門	南楠治郎
安乘村	片山九十郎	西村宗齊
國府村	田口半四郎	濱口宗吉
磯部村	橋本清六	前田林藏
鶴方村	坂口半一	森本徹也
神明村	長田安市	中北利作
立神村	福岡十作	土井根登藏
甲賀村	松井文四	向井長治郎
志島村	岡才太郎	林楠藏
畔名村	福岡甚八	高岡傳藏
名田村	山下正胤	里中傳吉
波切村(現在町)	山際周藏	谷坂甚兵衛
船越村	山際周藏	山崎治郎右衛門
片越村	北村徳之助	缺員
布施田村	伊藤治左衛門	山岡行孝
和具村(現在町)	小川三右衛門	濱口吉五郎
越賀村	柴原精一	松本吉郎
御座村	刑部千太郎	松田久次郎
濱島村(現在町)		柴原庄太

北牟婁郡	町村農會	設立當時の會長	現在會長
尾鷲町	田村徳兵衛	岡耕之	
九鬼村	田崎傳之丞	酒井與三治	
相賀村(現在町)	中村隆平	井上九一	
引本村(現在町)	櫻井平八	山下恭一	
須賀利村	奥村善次郎	大西榮次郎	
桂城村	三宅好之助	喜多米助	
船津村	松永忠兵衛	濱口忠藏	
三野瀨村	大西勤之助	西田常藏	
長島村(現在町)	田中正平	小島耕平	
二郷村	長井友吉	久保平一郎	
赤羽村	村島甚三郎	缺員	
錦村	加藤柳平		
南牟婁郡	町村農會	設立當時の會長	現在會長
南輪内村	森本半十郎	濱中廣之輔	
阿田和村(現在町)	奥村豊	中垣四八郎	
井田村	上道常松	坪井龍之助	
北輪内村	本山幸松	本山友市	
神志山村	後呂儀市郎	岡崎精一	

一〇六八

入鹿村	西善松	堀覺一
上川村	西村佐太郎	大井松五郎
泊殿村	生駒正之助	間部吉松
鷲殿村	竹原樸一	倉本徳之助
市木村	向井五十郎	西垣戸定助
西山村	小林良之助	小林孝太郎
相野谷村	赤井格太郎	久保龜市
飛鳥村	今西庄藏	桑原繁二
有井村	山本萬吉	後呂勘右衛門
尾呂志村	東宗一	宇戸平正壽
神川村	小西正一	田本昌穂
荒坂村	片岡定助	内田精一郎
木本町	新谷貞信	中西駒彦
五郷村	齋藤敬一	齋藤敬一
御船村	太田峰次郎	谷川幸彦
新鹿村	和田秀之助	小林親藏

附 録

一、本會經費收支豫算の膨脹

第一、昭和十六年度本會經費收支豫算の概要

本會經費收支決算昭和十四年度分、同收支豫算昭和十五年度分は其の詳細を本文中に掲げたが、事變下に於ける農會使命の重大化、事業の擴大に伴ひ昭和十六年度より本會收支豫算は遽に膨脹して實に隔世の感あるに至つた。今左に昭和十六年度豫算の概要を記して經費膨脹の状況を明かにしたい。

昭和十六年度三重縣農會經費最初豫算（昭和十五年十二月通常總會決議）

一、收 入	金五拾貳萬貳千八百九拾四圓也
一、支 出	金五拾貳萬貳千八百九拾四圓也
收支差引	零
第一回追加更正豫算（昭和十六年五月臨時總會決議）	
收 入	部
一、金五拾貳萬貳千八百九拾四圓也	既決豫算額
一、金壹百拾九萬壹千九百七拾壹圓也	追加更正豫算額
差 引	金六拾六萬九千七拾七圓也
	増 額

支 出 ノ 部

一金五拾貳萬貳千八百九拾四圓也 既決豫算額
 一金壹百拾九萬壹千九百七拾壹圓也 追加更正豫算額
 差 引 金六拾六萬九千七拾七圓也 増 額

右の收入豫算追加更正の概要を記せば、會費に於て七萬六千六百拾圓を増額、國庫補助金參千五百六拾圓を減額、縣費補助金五拾九萬參千九百七拾四圓を増額、繰越金貳千五拾參圓を増額の結果、六拾六萬九千七拾七圓の増額となつたもので、五拾九萬參千九百七拾四圓の縣費補助は國庫補助に基く左記種目の補助金見込額である。

町村駐在技術員費 一〇、四七五圓 技術員訓練養成費 六、四三九
 部落農業團體動員施設費 三七〇、七〇〇 篤農家動員施設費 六五、二〇〇
 臨時手當費 五〇、一六〇 計 五九三、九七四

次に支出豫算追加更正の概要を記せば事務費に於て四百圓の増額、事業費に於て六拾萬壹千參百拾七圓の増額、負擔金に於て壹萬六千六百圓の増額、雜支出に於て五萬七千七百六拾圓を増額したる結果、六拾六萬九千七拾七圓の増額となつたもので、其の内事業費に於て六拾萬壹千參百拾七圓を増額したのは

- 1、本會技手二名増員の爲め貳千五百貳拾五圓増額
- 2、地方駐在技術員費に於て拾五萬五千四百五圓を増額、五市農會に駐在技術員増員、町村農會駐在技術員費の内 容改正等
- 3、技術員養成費に於て六千四百參拾九圓を増額
- 4、臨時農村対策施設費中に農會活動促進部落團體整備費五百四拾圓を追加計上

5、食糧農産物増産確保施設費として四拾參萬五千九百圓を新規計上、部落農業團體動員施設費（參拾七萬七百圓）、篤農家動員施設費（六萬五千貳百圓）の全額補助金を計上
 6、農村振興費に於て壹千五百拾參圓増額
 7、獎勵費に於て壹千五圓を減額

した結果であつて、又雜支出に於て五萬七百六拾圓を増額したのは家族手當の増額と臨時手當の新規計上によるものである。

第二回追加更正豫算（昭和十六年十二月通常總會決議）

收 入 ノ 部

一金壹百拾九萬壹千九百七拾壹圓也 既決豫算額
 一金壹百貳拾七萬九千參百貳拾七圓也 追加更正豫算額
 差 引 金八萬七千參百五拾六圓也 増 額

支 出 ノ 部
 一金壹百拾九萬壹千九百七拾壹圓也 既決豫算額
 一金壹百貳拾七萬九千參百貳拾七圓也 追加更正豫算額
 差 引 金八萬七千參百五拾六圓也 増 額

右の八萬七千參百五拾六圓の支出の増額は事業費に對するものにして酒精原料供出費にて金壹千圓、部落農業團體動員施設費にて金六千參百貳拾圓、篤農家動員施設費にて金六萬五千貳百圓、甘藷增收競技會費にて金四百圓、麥増産獎勵費にて金四九拾六圓、水陸稻耕種改善獎勵費にて金壹萬六千八拾八圓等の補助金増額見込を計上せると、農

業統制施設費金八千貳百貳拾圓、空収回收指導費金七百四拾圓、必需蔬菜生産確保費金七百圓、馬鈴薯病蟲害防除獎勵費金壹千叁拾圓等の新規補助見込のものを計上し、小麦販賣統制費の事業中止に依る減額金八百圓、施肥改善實踐獎勵費中減額金五千四百七拾圓及び管理米取扱獎勵費中減額のもの金壹萬百六拾八圓等の差引増額したるものである。

第三回更正豫算（昭和十六年十二月通常總會決議）

收入ノ部	
一金壹百貳拾七萬九千叁百貳拾七圓也	既決豫算額
一金壹百貳拾八萬壹千八百貳拾七圓也	更正豫算額
差引 金貳千五百圓也	増額
支出ノ部	
一金壹百貳拾七萬九千叁百貳拾七圓也	既決豫算額
一金壹百貳拾八萬壹千八百貳拾七圓也	更正豫算額
差引 金貳千五百圓也	増額

右の豫算更生による増額は事業費中彰功費、功勞者表彰費既決豫算額五拾圓を貳千五百五拾圓に増額したものである。

第四回追加更正豫算（昭和十七年三月書面決議）

收入ノ部	
一金壹百貳拾八萬壹千八百貳拾七圓也	既決豫算額
一金壹百叁拾叁萬四千叁百九拾七圓也	追加更正豫算額
差引 金貳千五百圓也	増額
支出ノ部	
一金壹百貳拾八萬壹千八百貳拾七圓也	既決豫算額
一金壹百叁拾叁萬四千叁百九拾七圓也	追加更正豫算額
差引 金貳千五百圓也	増額

差引 金五萬貳千五百七拾圓也	増額
支出ノ部	
一金壹百貳拾八萬壹千八百貳拾七圓也	既決豫算額
一金壹百叁拾叁萬四千叁百九拾七圓也	追加更正豫算額
差引 金五萬貳千五百七拾圓也	増額

右の收入の増額は國庫補助金九百圓（農業保險組合設立準備費）、縣費補助金四萬六千四百八拾五圓（甘藷類統制強化費其他）、帝國農會補助金五千八百八拾五圓（甘藷類増産出荷促進補助金其他）の新規又は追加分補助金を計上したるものである。

支出の増額は事務費に於て壹千七百六拾圓、事業費に於て金五萬八百拾圓を増額したるもので、事業費は農産物配給特施費金七百五拾六圓、農産物統制費金六千四百五拾圓、臨時農村對策費金壹千貳百八拾圓、農村振興費金四萬叁千九百四拾圓、諸會費金六百五拾壹圓、農業保險組合設立準備費金九百圓の増加額と會費金叁千六百六拾七圓の減額とを差引増加額を計上したものである。

第五回追加更正豫算（昭和十七年三月專決處分）

收入ノ部	
一金壹百叁拾叁萬四千叁百九拾七圓也	既決豫算額
一金壹百叁拾五萬壹千貳百貳圓也	追加更正豫算額
差引 金壹萬六千八百五圓也	増額
支出ノ部	
一金壹百叁拾叁萬四千叁百九拾七圓也	既決豫算額
一金壹百叁拾五萬壹千貳百貳圓也	追加更正豫算額
差引 金壹萬六千八百五圓也	増額

一金壹百參拾五萬壹千貳百貳圓也
差引 金壹萬六千八百五圓也
追加更正豫算額

右の收入の増加は縣費補助金壹萬貳千六百貳拾五圓（農業生産統制施設費及び農業勞働力調整施設費）の増額と帝國農會補助金四千八百拾圓（臨時農村對策に關する食糧増産應急施設費及び同諸費）の増額による。

支出は事業費に於て諸費金參拾圓、農業生産統制施設費金壹萬貳千五百拾五圓、食糧増産應急施設費金四千五百拾圓、農業勞働力調整施設費金五百七拾圓、合計壹萬六千八百五圓を増額せるものである。

第二、昭和十七年度本會經費收支豫算の概要（昭和十六年十二月通常總會決議）

收 入
一金壹百參拾七萬七千壹百七拾九圓也

支 出
一金壹百參拾七萬七千壹百七拾九圓也

收支差引 零

收入豫算の概要

一、會 費 一六四、一九六圓
（一）郡市農會負擔金 五七、七〇五

イ、平等割 一一、五二九

ハ、貸賃價格割 一四、四二六

（二）郡市農會特別負擔金 一〇六、四九一

二、補助金 一、一九九、七二〇

ロ、耕地反別割 一四、四二六

ニ、農家戸數割 一七、三二四

（一）國庫補助金 一六七、六四五

（三）帝國農會補助金 二四、四五〇

三、雜 收 入 六、二八〇

（一）手 數 料 五、〇〇〇

（三）不用品賣却代 一〇

四、繰 越 金 六、九九三

合 計 一、三七七、一七九

支出豫算の概要

一、事 務 費 一一、六一八

（一）報 酬 三〇〇

（三）需 要 費 九九二

（五）雜 給 二、一〇四

二、會 議 費 二、一一五

（一）總 會 費 一、五〇五

三、事 業 費 一、二五九、七五一

（一）技 術 員 費 一〇、五一〇

（二）地方駐在技術員費 二七一、八四〇

イ、郡市農會駐在技術員費 二九、七六〇

（三）技術員養成所訓練費 五、五〇〇

（二）縣費補助金 一、〇〇七、六一五

（二）財產收入 二〇〇

（四）雜 入 一、〇七〇

（二）事務員俸給 五、一六〇

（四）旅 費 一、二〇〇

（六）雜 費 一、八六二

（二）評議員會費 六一〇

ロ、町村農會駐在技術員費 二四二、〇八〇

(四) 農産物配給改善施設費	一四、八七〇		
イ、配給改善費	六、六八〇	ロ、軍需農産物供出施設費	六、〇〇〇
ハ、酒精原料供出施設費	一、四九〇	ニ、雑費	七〇〇
(五) 農産物統制費	九、〇一〇		
イ、農産物統制費	三、〇八〇	ハ、農産物價格調整費	一、一八〇
ハ、甘澱糖統制強化費	四、七五〇		
(六) 臨時農村対策施設費	九〇、二二〇		
イ、専任職員設置費	三、〇〇〇	ロ、指導費	二五〇
ハ、諸費	三四〇	ニ、郡市農會駐在職員費	一六、三五〇
ホ、郡市農會指導費補助	一、七〇〇	ヘ、市町村農會活動費補助	五八、八六〇
ト、雑費	一、五〇〇	チ、農業統制施設費	八、二二〇
(七) 食糧農産物増産確保施設費	五五八、一六四		
イ、部落農業團體職員施設費	三七七、〇二〇	ロ、篤農家動員施設費	一三〇、四〇〇
ハ、水陸稻稈種改善實踐獎勵費	三八、五一四	ニ、麥増産獎勵費	一〇、二〇〇
ホ、甘澱糖増収栽培費	一、〇〇〇	ヘ、馬鈴薯病虫害防除費	一、〇三〇
(八) 青果物配給統制費	四、八〇〇		
(九) 農村振興費	九七、三七五	ロ、農業共同作業獎勵費	四、〇一〇
イ、部落農業團體強化費	二、〇二〇	ニ、農業機械移動配給調整施設費	二、三〇〇
ハ、自給肥料獎勵費	一、四三〇		
		ヘ、施肥改善實踐獎勵費	四五、〇〇〇
		チ、必需蔬菜生産確保費	七〇〇

ホ、青壯年農業訓練費	二、〇〇〇		
ト、農業努力調整費	二五、一一〇		
リ、甘澱糖共同貯蔵獎勵費	一四、八〇五		
(一〇) 獎勵費	五七、八六二	(二) 農業經營經濟調査費	三、五〇〇
(一三) 重要農産物生産費調査費	六〇〇	(三) 管理米取扱獎勵費	一三二、二五〇
(一四) 特別印刷物發行費	二、八〇〇	(五) 諸會費	三〇〇
(一六) 農會記念日宣傳費	一〇〇	(七) 彰功費	五〇
四、負擔金	二八、四一七		
五、雜支出	七四、九〇七		
六、豫備金	三七一		
合計	一、三七七、一七九		

二、縣下農會技術員の充實統制

時勢の進運に伴ひ農會の事業多事多端となり其の指導陣を強化し統制ある活動を促すことは最も重要であると認め
たので、本會では全國に率先して縣下各級農會の技術員を縣農會の技術員に統制し、各農會に駐在せしめる制度を採
ることに方針を定め研究準備を進めたが、昭和十一年度通常總會に於て「三重縣農會郡市町村駐在技術員設置規程」
を制定し（一六七頁参照）之に關聯する本會々則を變更し、地方駐在技術員費を初めて豫算に計上決議した。之れに
依つて昭和十二年度より本會技師又は技手が郡市農會に、本會地方技手が町村農會に駐在することとなり農村の指導

網は完成した。

偶々勃發せる支那事變に直面し、本會に於ては農會總動員を決議して餘後農會使命の完遂に全力を注ぐことになつたが、此の技術員の統制、指導陣の強化が多大な効果のあつたことは言ふ迄もない。

而して事變の擴大、長期化に伴ひ食糧の増産、軍需品の供出、資材の配給、勞力の補給調整等々農會の事業は益々増大し、就中食糧の増産確保は非常に重大なる任務となつたので、之れに對する經費として國庫補助或は縣費補助及び帝國農會補助等も年々増額せられ、郡市農會には本會駐在技師又は技手の外に本會派遣の技手を置き、特設技手、地方事務員等の設置を認め、町村農會にも先づ地方事務員を置き、次で派遣地方技手、駐在地方技手、特設地方技手等を置くことになり（町村農會によりて不同）食糧増産に對する指導陣營は水も漏らさぬものとなつたのである。左に本會の郡市町村農會在勤職員配置一覽及び夫等職員の事務分掌の一般を掲げる。

第一、三重縣農會郡市町村農會在勤職員一覽

- 一、郡 農 會 (十五郡)
 - 派遣技手 縣農會ハ技手ヲ命ジ俸給旅費、年末賞與、家族手當、臨時手當、帝國農會負擔金支出
 - 駐在技手 縣農會ハ技手ヲ囑託シ旅費ノ一部分及前記外ノ諸給與支出
 - 特設技手 縣農會ハ技手(又ハ技師)ヲ命ジ俸給、年末賞與、家族手當、臨時手當、帝國農會負擔金支出
 - 地方事務員 縣農會ハ地方事務員ヲ囑託シ旅費及前記以外ノ諸給與支出
 - 其 他 郡農會ハ書記ヲ命ジ諸給與一切ヲ支出
 - 派遣技手 縣農會ハ技手ヲ命ジ俸給、年末賞與、家族手當、臨時手當、帝國農會負擔金支出
- 二、市 農 會 (五市)
 - 駐在技手 縣農會ハ派遣技手ニ同ジ
 - 特設技手 市農會ハ技手ヲ命ジ月給圓支管理米關係ヨリ補助
 - 地方事務員 縣農會ハ地方事務員ヲ囑託シ肥料消費調整關係ヨリ補助
 - 其 他 市農會ハ書記又ハ事務員ヲ命ジ諸給與一切ヲ支出
- 三、町 村 農 會 (指定二百ヶ町村分)
 - 派遣地方技手 縣農會ハ地方技手ヲ命ジ俸給、臨時手當、帝國農會負擔金支出
 - 駐在地方技手 縣農會ハ地方技手ヲ囑託シ旅費、家族手當、賞與、其他諸給與支出
 - 特設地方技手 縣農會ハ地方技手ヲ囑託シ管理米關係ヨリ補助
 - 地方事務員 縣農會ハ地方事務員ヲ囑託シ肥料消費調整關係ヨリ補助
 - 其 他 町村農會ハ書記又ハ事務員ヲ命ジ諸給與一切ヲ支出
- 四、町 村 農 會 (五十五ヶ町村分)
 - 派遣地方技手 縣農會ハ地方技手ヲ命ジ俸給、臨時手當、帝國農會負擔金支出
 - 特設地方技手 縣農會ハ地方技手ヲ囑託シ旅費、家族手當、賞與、其他ノ諸給與支出
 - 地方事務員 縣農會ハ地方事務員ヲ命ジ諸給與一切ヲ支出
- 五、町 村 農 會 (六十ヶ町村分)
 - 派遣地方技手 縣農會ハ地方技手ヲ命ジ俸給、臨時手當、帝國農會負擔金支出
 - 地方事務員 縣農會ハ地方事務員ヲ囑託シ旅費、家族手當、賞與、其他ノ諸給與支出

第二、三重縣農會郡市町村農會在勤職員事務分掌

- 一、郡市町村農會ノ本會技手、地方技手及ヒ地方事務員ハ縣農會關係事務ヲ取扱フ場合在勤農會々長監督ノ下ニ左ノ區分ニヨリ其ノ主務タル事項ハ各自責任ヲ以テ事務遂行ニ遣送ナキヲ期スルモノトス
- 而シテ其 主務ヲ明カニセザル事務ニ付テハ從來ノ例ニヨリ又ハ上席者ニ於テ主務ヲ定メ取扱フモノトス
- 但シ同一農會内ニ於ケル本會職員間ニアリテハ特ニ定メタルモノ、外高級ナル者其ノ上席者トシテ各員ノ事務ノ繁閑ヲ調節シ一般的ニ事務ノ統制ヲナシ又各員ハ其ノ統制ニ從ヒ主務タルト否トニ不拘相互ニ協力シ以テ事業ノ圓滑ナル遂行ヲ期スベキモノトス
- 二、左ノ事務分掌ハ縣農會ノ都合ニヨリ又ハ郡市町村農會ノ特殊事情ニヨリ之レヲ變更スルコトアルモノトス

(一) 郡農會分

- 派遣技手ノ主務事項
 - 一、町村農會事業強化ニ關スル事務
 - 一、農會ノ農業統制事務
 - 一、縣農會補助事業督勵事務
 - 一、部落團體指導強化ニ關スル事務
 - 一、肥料資材配給ニ關スル事務
 - 一、自給肥料増産獎勵事務
 - 一、共同作業獎勵事務
 - 一、勞力調整事務
 - 一、青壯年農會指導事務
 - 一、地方技手活動ニ關スル事務
- 駐在技手ノ主務事項
 - 一、食糧増産獎勵事務

(二) 市町村農會分

- 特設技手ノ主務事項
 - 一、青果物出荷配給統制事務
 - 一、出荷配給幹旋ニ關スル事務
 - 一、軍需農産物供出事務
 - 一、農會關係ノ調査報告事務
 - 一、價格賃金等調整事務
- 特設技手ノ主務事項
 - 一、米麥供出事務
 - 一、農家經濟並生産費調査事務
 - 一、農家經營研究會指導事務

- 一、農會ノ農業統制事務
- 一、部落團體指導事務
- 一、食糧増産獎勵事務
- 一、共同作業獎勵事務
- 一、勞力調整ニ關スル事務
- 一、青壯年農會指導事務
- 一、農家經營研究會指導事務
- 駐在技手又ハ駐在地方技手ノ主務事項
 - 一、資材配給事務
 - 一、青果物出荷配給事務
 - 一、自給肥料増産獎勵事務

- 一、一般出荷配給幹旋事務
- 一、農會關係調査報告事務
- 一、價格賃金等調整事務
- 一、農家經濟並生産費調査事務
- 特設技手又ハ特設地方技手ノ主務事項
 - 一、米麥供出事務
 - 一、軍需農産物供出事務
 - 一、地方事務員ノ主務事項
 - 一、肥料配給指導ニ關スル事務
 - 一、施肥ノ實情調査並其ノ報告事務
 - 一、飼料配給ニ關スル事務

三、本會の農業統制實施

時局の急迫化に伴ひ農業勞働力、畜力及び農機具等の減少愈々顯著なるに鑑み昭和十六年九月十七日政府は各府縣知事に對し農會法に依る統制命令を以て各級農會をして農業共同作業、農業移動勞働、役畜及び農機具の利用並に移動に關する統制を實施せしむべきことを通牒した。

本縣では九月二十五日知事より本會長宛に農業統制命令が來牒したので、同二十八日縣係官と縣農會係員とを以て打合會を開催し、翌廿九日本會に郡市農會長及び同係員を招集して緊急協議會を開き統制實施方法に付き協議した。九月三十日本會長は三重縣農會農業統制規程（共同作業統制規程、農業移動勞働統制規程、役畜及農機具利用並移動統制規程）を専決處分を以て作成し認可の手續を採つたが、十月二十三日附を以て農林大臣より認可され其の制定

を見た。

尙本會に於ては九月三十日縣下の八農家組合長及び三篤農家を招集して研究會を開催し、九月三十日、十月一日の
兩日に互つて各郡農會をして町村農會長及び町村農會係員の協議會を開催せしめ、更に十月二日より同八日に互る七
日間に縣下の三十四ヶ所に於て市町村農會長、市町村農會係員、農家組合長等七千五百餘名を以て農業統制懇談會を
開催して之れが實施に關する研究打合せをした。

而して郡市町村農會長は十月十日までに知事宛農業統制規程の認可申請を了したが同月二十六日附を以て認可があ
り、尙同日本會長は三重縣農會農業統制規程に基き規定事項を公示し、十一月一日より農業統制實施の期に入つた。
今回の農業統制就中共同作業統制實施に當りては食糧増産を絶對的使命とする戦時下農村の臨戦體制確立を目標と
し系統農會の面目にかけ萬難を排して強力に實施することを方針とした。

本會々長の公示した共同作業指定種目は共同收穫(水稻)、共同脱穀(水稻)、共同糶摺、共同耕起整地(麥、菜種)、
共同播種(麥、菜種)であつて、共同作業、農業移動勞働、役畜及び農機具利用並に移動の實施期間は十一月一日よ
り十二月末日迄、農機具利用並に移動の指定種類は石油發動機、電動機、動力脱穀機、動力糶摺機、自動耕耘機であ
る。又共同作業の計算に用ひる勞賃は縣から發表された賃金の範圍内(大體二割乃至三割程度低くすること)たるこ
とを公示した。

尙今秋の共同作業は麥の増産(適期播種)を主眼としたもので、其の作業順序も第一に糶刈をして出来るだけ早く
稻を片付け跡地に麥を播種する。第二に糶扱(糶干は各人別)糶摺を行ふ方針で指導した。之れが爲め左記の如きポ
スター二萬枚を印刷して縣下各農家組合に配布した。

◇農民の覺悟◇

食糧増産我々のつとめ
麥のわりあて共同で
必ず適期に播きませう

三重縣農會
郡市農會
町村農會

本會の共同作業統制規程、農業移動勞働統制規程、役畜及農機具利用並移動統制規程は左の如くである。

三重縣農會共同作業統制規程

- 第一條 本會ハ本規程ニ依リ左ニ掲グル共同作業ノ統制ヲ實施ス
 - 一、共同耕起整地
 - 二、共同採種
 - 三、共同苗代
 - 四、共同田植
 - 五、共同除草
 - 六、共同收穫
 - 七、共同脱穀
 - 八、共同糶(麥)摺
 - 九、共同播種
- 第二條 會員ハ前條ニ掲グル共同作業ノ統制規程ヲ制定シ會長ノ指定シタル種目ニ付之ヲ實施スベシ 但シ特別ノ事由ニ因リ會長ノ承
認ヲ受ケタル種目又ハ區域ニ付テハ此ノ限リニ在ラズ
- 第三條 會員ハ共同作業ノ實施ニ關シ會長ノ指示ニ從フベシ
- 第四條 會員ハ共同作業統制實施計畫、共同作業統制實施成績其ノ他會長ノ命ズル事項ヲ報告スベシ
- 第五條 第二條ノ種目ノ指定、第三條ノ指示其他必要ナル事項ハ會長毎年之ヲ定メ豫メ公示ス

第六條 第二條及第三條ノ規程ニ違反シタル會員ニハ五百圓以下ノ過怠金ヲ課ス

本規程ハ昭和十六年十月二十三日ヨリ之ヲ施行ス

三重縣農會農業移動勞働統制規程

第一條 本會ハ本規程ニヨリ會長ノ指定スル期間農業移動勞働ノ統制ヲ實施ス

第二條 本規程ニ於テ農業移動勞働ト稱スルハ市町村農會ノ會員ガ雇傭、手傳ヒ、手間賃及請負作業ノ爲當該市町村農會ノ區域外ヘ出動シ又ハ當該市町村農會區域外ヨリ此等ノ勞働ヲ請入ルル場合ヲ謂フ 但シ市町村農會ノ會員自己ノ農業經營ノ爲出動スル場合又ハ其ノ家族ヲ請入ルル場合ヲ除ク

第三條 會員ハ農業移動勞働統制規程ヲ制定シ第一條ノ期間之ヲ實施スベシ

第四條 會員、會長ヨリ班ノ編成、出動先又ハ請入先ノ指定其他必要ナル事項ニ付指圖ヲ受ケタルトキハ之ニ從フベシ

第五條 會長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ農業移動勞働ノ出動ヲ命ズルコトヲ得

第六條 農業移動勞働ノ勞賃ハ會長ノ定ムル所ニ依ルベシ

前項ノ勞賃ノ支拂又ハ收受ハ會員之ヲ斡旋スベシ

第七條 會員ハ第一條ノ期間ニ於ケル農業移動勞働ノ出動又ハ請入ニ關スル計畫ヲ樹立シ別記様式ニ依リ會長ノ指定シタル期日迄ニ會長ニ提出スベシ

會員前項ノ計畫ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク會長ニ届出ヅベシ

第八條 會員ハ農業移動勞働ノ實施ニ關シ會長ノ命ズル事項ヲ報告スベシ

第九條 第一條ノ期間、第六條ノ勞賃、第七條ノ期日其他必要ナル事項ハ會長毎年之ヲ定メ豫メ公示ス

第十條 第三條、第四條、第六條及第七條ノ規定ニ違反シタル會員ニハ五百圓以下ノ過怠金ヲ課ス

本規程ハ昭和十六年十月二十三日ヨリ之ヲ施行ス

別記様式

市町村名	出動可能人員	請入ヲ要スル人員	期 間		期 間		期 間		期 間		期 間	
			至	自	至	自	至	自	至	自	至	自
			月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
			旬	旬	旬	旬	旬	旬	旬	旬	旬	旬

三 縣農會役畜及農機具利用並移動統制規程

第一條 本會ハ本規程ニヨリ役畜及左ニ掲グル農業用機械器具ニ付利用並移動ノ統制ヲ實施ス

一、石油發動機 二、電 動 機 三、噴 霧 機 四、動力脱穀機

五、動力麥摺機 六、動力糶摺機 七、動力精米機 八、動力精麥機

九、動力揚水機 十、畜力除草機 十一、自動耕耘機

第二條 會員ハ役畜及前條ニ掲グル農業用機械器具ノ利用並移動ノ統制規程ヲ制定シ會長ノ指定シタル農業用機械器具(以下農機具ト稱ス)ニ付又ハ會長ノ指定シタル期間之ヲ實施スベシ

第三條 會員ハ農機具及前條ノ期間ニ於ケル役畜ノ利用並移動計畫ヲ樹立シ會長ノ指定シタル期日迄ニ之ヲ會長ニ提出スベシ

會員前項ノ計畫ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク會長ニ届出ヅベシ

第四條 會員農機具又ハ第二條ノ期間ニ於ケル役畜ノ移動又ハ利用ニ付會長ノ指圖ヲ受ケタルトキハ其ノ指圖ニ從フベシ 但シ特別ノ事由ニヨリ會長ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限リニ在ラズ

第五條 本規程ニ基ク役畜又ハ農機具ノ使用料及之ニ附隨スル勞賃ハ會長ノ指示スル所ニ依ルベシ

第六條 會員、會長ノ指圖ニ依リ、役畜又ハ農機具ヲ請入レタルトキハ會長ノ承認ヲクシテ其ノ使用方法ヲ變更シ又ハ之ヲ他ニ移動スルコトヲ得ズ

第七條 會員ハ役畜又ハ農機具ノ利用並移動ノ統制ニ關シ會長ノ命ズル事項ヲ報告スベシ

第八條 第二條ノ種類及期間、第三條ノ期日ノ指定、第五條ノ使用料及勞賃ニ關スル指示其ノ他必要ナル事項ハ會長毎年之ヲ定メ豫メ公示ス

第九條 第二條乃至第六條ノ規程ニ違反シタル會員ニハ五百圓以下ノ過怠金ヲ課ス

附

本規程ハ昭和十六年十月二十三日ヨリ之ヲ施行ス

右ノ統制規程に準じて郡農會、市町村農會に於ても統制規程を制定し、各級農會協力一致して其の實施を督勵し、農家組合長の獻身的努力、一般農家の理解と熱誠とによつて多少の例外はありとするも本縣の共同作業は頗る好成绩を收め、正に系統農會の劃期的事業たるを失はなかつた。

然るに昭和十六年十二月二十六日勅令第千二百三十三號を以て「農業生産統制令」を公布せられ、國家總動員法第八條の規定に基き重要農産物の生産を確保する爲め農業に關し行ふ統制に付ては本令の定むる所に依ることを規定せられ、昭和十七年一月一日より之を施行せらるゝこととなつたので、本會に於ては本令並に農會法に基き「三重縣農會農業生産統制規程」を制定して、其の定むる所に依り農業生産計畫を樹立し之れが實行に必要な統制を行ふこととなり、本規程施行の日を俟つて昭和十六年十月二十三日制定の本會共同作業統制規程外ニ統制規程は之を廢止することとなつた。

四、支那事變並に大東亞戰爭に關する件

昭和十二年七月七日の夜半、我軍と提携して北支の治安に任じてゐた支那第二十九軍の蘆溝橋に於ける不法射撃に端を發して、支那年來の排日政策、排日教育に基く眼に餘る抗日、毎日の數々の事實に廟議斷乎膺懲に一決し、我國未曾有の大事變が始まつた。而して事變は最初の不擴大方針が捨てられて擴大長期化し、北支事變から日支事變となり、支那事變と改稱されて、八紘一宇、東亞の和平を確立して皇威を萬邦に宣揚すべく敢然起つて、第一線の勇士は善戰苦闘、進軍又進軍、戰勝又戰勝、銜後國民亦盡忠報國の精神を振作し、緊張の上にも緊張して如何なる事態にも耐へるだけの決意をした。

事變下に於ける本會の施設並に郡市町村農會の事業に就ては既に本編並に附録等に記載したもあり、頗る多岐多端であつて之れを網羅することは到底不可能であるが、主なるものに就て左に其の概要を記すこととする。

(一) 帝國農會の聲明と本會の決議

事變當初に於て七月十三日(昭和十二年)帝國農會は左の聲明を發表した。

聲 明

東亞ノ時局正ニ重大ナラントス、策ニ舉國一致外患ニ對處スベキ秋ナリ、吾人ハ茲ニ政府ノ斷乎タル措置ニ全賴ノ信ヲ置キ一致協力國難ノ克服ニ邁進センコトヲ期ス、政府ハ強兵ノ母胎ニシテ兵糧ノ倉庫タル農村ニ對シ適正ナル國策ヲ實施シ兵農兩全、富國強兵ノ實ヲ擧ゲ以テ國運ノ恢弘ニ努メラレンコトヲ望ム

敢テ聲明ス

本會に於ては今次事變に對處する爲め昭和十二年九月一日日本會事務所に於て郡市農會長協議會を開催し、左記事項

に就き協議を遂げ、銃後の護りに遺憾なきを期することとした。

郡市農會長協議會協議事項

- 一、事變ニ際シ本縣各級農會ノ探ルベキ方策ニ關スル件
- 一、其ノ他ノ事項

更に同日本會臨時總會を開會し

第三號議案

日支事變出征技術員待遇ノ件

を附議し、出征技術員の待遇は現職の儘とすることに満場一致可決、更に左の決議をなして時局對應の方針を明かにした。

決議

日支ノ時局愈々重大ヲ加ヘ、戰時經濟體制ノ確立信々急ヲ要スルノ秋我系統農會ハ其ノ使命遂行ノ徹底ヲ圖リ銃後ノ護リニ遺漏ナカラシムルハ正ニ當然ノ責務ナリ

事變勃發以來既ニ二ヶ月ニ垂ントシ各地方ニ於テハ其ノ實情ニ則リ夫々臨機ノ處置ヲ講ジツ、アリト雖更ニ局面ノ進展擴大ニ伴ヒ堅忍持久以テ長期ニ堪ルルノ方策ヲ樹立セザルベカラズ 此際各級農會ハ一致協力シテ國民志氣ノ振作ニ努メ國家總動員ノ實ヲ舉ゲルハ勿論農山漁村ノ現狀ニ應ジ特ニ左記各項ニ對シ善處セントス

右決議ス

記

- 一、郡市町村農會技術員ノ出征ニ關スル對策
- 出征技術員優遇ニ努ムルト同時ニ農會ノ使命遂行ニ支障ヲ來ササル様ニ接郡市町村農會互ニ協力援助スルト共ニ更ニ進ンテ補充ノ爲臨時技術員設置ノ途ヲ講ズルコト

二、勞働力調整ニ關スル對策

出征農山漁家ノ經營上支障ヲ來ス向ニ對シテハ市町村內各種團體ト協力シテ隣保互助精神ノ擴大強化ニ努メ農家組合其他部落共同組合等ノ活動援助ヲ促シ各級農會連絡提携シテ勞働力ノ補給、生産力ノ維持ニ努ムルコト

三、經濟的安定ニ關スル對策

出征者家族ノ生活ニ不安ナカラシムル爲其ノ地方ニ於ケル各種機關ノ時局對策ニ呼應協力シテ之等農山漁家ノ經濟的實情ニ即シ適切ナル處置ヲ講ズルコト

(二) 本會總會の事變關係決議

昭和十二年の本會通常總會は歴史に輝く南京入城式の行はれた十二月十七日より二日間開會し、その勞頓第一號議案

事變ニ關スル件

- (一) 農會總動員ニ關スル件
- (二) 出征部隊ニ對シ感謝電報ノ件
- (三) 縣内戰病死者遺族ニ對スル弔慰狀ノ件
- (四) 傷病兵慰問ノ件

を附議し、農會總動員に關しては既記の如く實行事項を擧げ、全農會員奉公の道を明かにした(五〇〇頁参照)。爾後本縣系統農會は本實行事項の完遂を目標として農業生産力の確保特に主要食糧並に軍需農産物の増産、農業勞力の補給調整、農村自給經濟の擴充、農村生活の合理化徹底、軍需品の調達整備、應台農家の生活安定、時局對策の確立等忠孝尊農の大精神に立脚して専心農業報國に精進することとなつた。

出征部隊に對する感謝電文は左の如くである。

南京入城ノ報ニ接シ貴部隊ノ赫々タル武勳將兵各位ノ甚大ナル勞苦感激ニ堪ヘズ總會ノ決議ニ依リ謹テ感謝ノ意ヲ表ス

三重縣農會長 小林嘉平 治

中島本部隊長 中島今朝吾 殿 (各 通)

野田部隊長 野田謙吾 殿

縣内戦病死者遺族に對する弔慰狀の件は左記弔慰狀を縣内戦死者、戦傷死者、戦病死者、公傷病死者の各遺族に發送することゝなつた。

拜啓 御息様には今回の支那事變に御從軍第一線に於て御奮戦中壯烈なる名譽の戦死を遂げられ候趣御一門の御榮譽は申すに及ばず御當人も皇國男子の面目として御本懐の御事と存上候今や我軍は連戦連捷して敵の首都を攻略し皇威を四海に宣揚して果洋平和の偉業將に成らんとするに至れるは全く御息様方の赫々たる武勳の資として本縣十有九萬農會員の感激極く能はざる所に御座候此の上は我々農會員一同和衷協力以て故人の御勳功を永遠に光輝あらしむる様致し度所念仕候
右本會總會の決議に依り茲に謹みて感謝の意を表し御慰問申上度如斯御座候 敬具

昭和 年 月 日

三重縣農會長 氏

名

(註) 右の弔慰文中御息とあるは御良人、御令弟等と適宜改め、又戦傷死、戦病死、公傷死、公病死者に對しては夫々「御負傷名譽の戦傷死を遂げられ」或は「御罹病名譽の戦病死を遂げられ」等と改めることゝした。

傷病兵慰問には小林會長、宇佐美副會長、關田、向井、竹川、佐藤、松田各議員が關係陸軍病院を訪問し傷病兵を慰問した。

昭和十三年通常總會に於ても第一號議案として「事變ニ關スル件」を附議し、戦傷病死者遺族の弔慰狀は前年の如く發送することに決し、傷病兵の慰問は小林會長、宇佐美副會長、議員全員、大橋幹事、廣瀬技師が關係陸軍病院に傷病兵を慰問した。又出征部隊に對する感謝の件は左記感謝狀を關係各部隊長に發送した。

聖戰茲ニ一年有半、勳績燦トシテ輝キ國威大ニ揚ル之レ偏ニ 御校威ノ下忠勇義烈ナル皇軍奮闘ノ實ニシテ國民ノ感激措ク能ハザル所ナリ

貴部隊出征以來終始一貫克ク萬難ヲ排シ困苦ニ耐ヘ勇往奮戰到ル處偉功ヲ奏シ不滅ノ武勳ヲ建ツ郷土ノ面目何物カ之ニ過ギン然リト雖事變ノ前途尙遠シテ長期建設ノ大業倍々多難ナリト云フベシ

此ノ秋ニ際シ本縣系統總會ハ更ニ決意ヲ新ニシテ戦時下農村ノ重責ヲ確認シ堅忍持久農業報國ノ赤誠ヲ致シ和衷協力以テ銃後ノ任務ヲ完ウセムコトヲ期ス

本日本會總會ノ決議ニ依リ茲ニ閣下(貴下)並ニ將兵各位ノ赫々タル武勳ト甚大ノ勞苦ニ對シ萬分ノ敬意ト謝意ヲ表シ併セテ御武運ノ長久ヲ祈リ奉ル

昭和十三年十二月十五日

三重縣農會長 勳三等 小林嘉平 治

藤江本部隊長	藤江惠輔 殿
清水本部隊長	清水意重 殿
岩松本部隊長	岩松義雄 殿
山川喜部隊長	山川喜藏 殿
石谷部隊長	石谷甚三郎 殿
池田部隊長	池田康二 殿

(各 通)

昭和十四年通常總會に於ても第一號議案は前年の通りであつて、感謝狀を發送せる出征部隊名は左の如くである。
(部隊長宛)

篠原部隊 三浦部隊 上住部隊 石谷部隊 志保部隊

又傷病兵の慰問には宇佐美副會長、和波、竹川、西田、小島、水谷各議員、廣瀬技師が榊原へ、佐倉、西川、伊達各議員、大橋幹事、大里へ、小河、小津、正古各議員、藤井技師が久居へ何れも議員を代表して傷病兵の慰問に向つた。

昭和十五年通常總會に於ても前年同様の議案を提出し、感謝並に慰問の決議を行ひ、感謝狀は陸海軍兩大臣に送つて傳達方を依頼した。傷病兵慰問は全議員が二班に分れて久居陸軍病院及び大里療養所に向つた。

(三) 部落農業團體の活動と生産計畫

事變の進展と共に特筆すべき事象は國民舉つて忠孝一本の傳統的日本精神に立脚して學國一致、堅忍持久の信念が益々鞏くなり、減私奉公、公益優先の大義に眼覺めて利己的、個人的、排他的苟も資本主義、自由主義の思想は之れを舊體制として排撃し、犠牲奉公、共同の精神の下に、ひたすら聖業を翼賛し奉らんことを期し、増産に、貯蓄に、公債應募に一億一心となつて國難突破に邁進したものである。

而して我が農業部面に於て逸することの出来ぬ重大事項は何といつても食糧の問題であつて、國民が舉つて戦時下に於ける食糧の重要性を認識し、米麥の有難さを痛感し、國家は農村農家に對して食糧の増産確保を強く要請したことである。農民も亦食糧の増産こそ我々農民に與へられたる至上命令であり、皇國農民最大の職域奉公たることを自覺し、其の遂行こそ農民の光榮であり、誇であり、又唯一の正道實踐たることを悟つた。従つて縣も、縣農會も農村の指導には食糧の増産に全力を集中し、系統農會技術者は勿論苟も農民指導の立場に在る者は全精神、全技術を増産作業の實踐指導に傾注した。

又増産に關聯して特に著しい現象は農會法の改正と相俟つて部落農業團體（農家組合、農事實行組合等）の活動が目覺ましくなつたことで、農事の指導も、肥料其他生産資材の配給も、生産物の販賣供出も、應召農家に對する勤勞奉仕も、米麥の整地から、採種から、播種から、脱穀、調製に至るまでの總ての共同作業も皆此の部落農業團體を中心に行はれるやうになつた。

斯くて食糧増産の施設としては縣に食糧増産指導本部を置き知事を總裁とし、顧問、部長、副部长、企畫係及指導班を置き、本會關係としては會長は顧問に、幹事及關係技術者は企畫係幹事並に委員に、其他技術職員は指導班員として之れに參畫した。又本會には農業生産計畫樹立並に實地指導、肥料配給統制及び農用機具機械並に藥劑等農業生産資材の配給規整、農業の勞働調整等の指導督勵をなす爲め専任の技術技手を設置し、縣内に七名の技手を配置した。農業生産計畫係最初の主任には藤井勘三郎技師（現本會主任技師）が販賣幹事係主任から轉ずることになり、谷嘉三郎技師（現技師）が其の係となつた。尙縣内配置の本係技術員（派遣技手）は其の後増員して全郡市農會に派遣駐在せしめ、毎月二十二日を例會日と定めて重要事項の指示傳達並に協議を行ふこととした。

(四) 勞力對策

凡そ戦時下に於ては優秀なる勞働力を第一線に送り、軍需工場に送り、馬も徴發に應じて農業勞働力の不足するのは當然のことであり、肥料其他の生産資材も不足して増産には極めて不利なる條件なるにも拘らず、之れに打勝つて生産力を減退せしめぬことが銃後農村の大使命である。

それ故勞力の調整上からも共同作業が強調されたが、其の外に婦人會員、男女青年團員、其他一般の應召還家族に對する勤勞奉仕、學校生徒兒童、工場の男女工、其他町場の人々が農作業に參加協力するあり、在營の兵士まで農事手傳の爲めに歸郷が許されたりした。其の他勤勞倍加運動が高唱され、婦人の牛馬耕などへの進出等銃後農村民の勞働は殆ど百パーセントに發揮された。

尙農村勞力を遺憾なく發揮する爲めに農繁期託兒所が設置され、農繁期共同炊事が實施されたことも事變下に於ける著しい施設である。是等も大抵農家組合を中心に行はれるのであつて、「農家組合を離れて共同作業なく、共同作業を離れて農家組合なし」と宣傳した。

共同作業に就ては前項に本會の農業統制實施として既に記したところであるが、事變發生の前後より夙に之れを高唱し、昭和十三年九月には農業共同作業實施組合幹部大會を四日市、上野、松阪の三箇所で開催し、縣下一齊農業共同作業必行事項を決議して、その實行を誓つた。本大會に於て決議した必行事項は左の如くである。

縣下一齊農業共同作業必行事項

- 一、病虫害ノ共同防除チナスコト
- 二、農産物ノ統制販賣チナスコト
- 三、稚畜ノ共同飼育チナスコト
- 四、肥料ノ共同配合チナスコト
- 五、農産物ノ共同採種チナスコト
- 六、休閑地ノ解消作業チナスコト

(五) 肥料對策

肥料不足に對しては最初石灰窒素の利用を奨めたが、之れと共に自給肥料の増産施用が強調され、下肥、草木灰、堆厩肥、綠肥等の生産施用は年と共に増加した。

草刈は心身の鍛錬、自給肥料の増産、自給飼料の増産といふ一石三鳥の効果があるので草刈週間、草刈大會等の行事を催して奨励した。草刈週間は例年八月二十五日より三十一日まで一週間實施し、此の七日間は戰場にゐる氣分で家内揃つて草を刈り、刈つた草は軍部の御用に、家畜の飼料に、堆肥の原料に供するのである。本會では

- 地力増進、金肥節約
- 草を刈るのも銃後の務め
- 寶積む氣で草を刈れ
- 一家揃ふて草刈報國

など記したポスターを配付して之れを奨励した。尙草刈と關聯して「堆肥積込一齊勵行」を高唱し、これこそ食糧確保の鍵であると強調した。同時に速成堆肥の製造法を指導奨励した。

草刈大會は各郡農會に於て實施して選手を定め、更に縣農會に於て開催して縣下の代表を選び全國の草刈選手權大會に参加することが例となつた。

草木灰の蒐集に就ては都市の協力を求め「一握の灰も捨てるな國の爲」と宣傳し、學童などを通じて集めさせ、農村に引渡すことを要請した。

綠肥の栽培方法及び其の施用方法に就ては本會報を通じて屢々詳細に之れを傳へ、或は一枚刷を作つて農家組合又は各農家に配付した。昭和十五年度に於ける本縣自給肥料の増産並に増殖目標は左の如くであつて「事變も持久、肥料も自給」「造れ堆肥、播け綠肥」と號令した。

昭和十五年度本縣自給肥料増産並増殖目標

種類	基準	増加目標	計
堆肥	一六、四〇〇萬貫	一、八〇〇萬貫	一八、二〇〇萬貫
綠肥	(昭和十五年收穫面積)		(昭和十六年收穫面積)
水田裏作	八、八四二町	四六〇町	九、三〇二町
間作	四、七二町	一、〇七〇町	五、八四二町

尙續いて堆肥生産倍加運動が起され、本會は縣と協力して印刷物を作つて配付し

- 食糧増産堆肥で頑張れ
- 意氣だ力だ堆肥の倍加
- 討死覺悟で手間肥殖せ

と其の實行を指導奨励したが、其の効果は頗る顯著なるものがあつた。

(六) 休閑地解消と耕土培養

増産には何といつても土地を遊ばせぬことが大切であるから本會では夙に休閑地解消運動に乗り出し其の徹底を期

した。本會では休閑地こそ「戦時下の農村に不思議な存在」として、職員を各郡に出張せしめて其の解消に關する指導を行はしめ、縣と共に

休閑地は村の恥

と書いたポスターを作つて各農家組合に配付し、作れば出来る田や畑を遊ばせて置くのは村の恥だと警告し、個人で作付せぬ土地は農家組合で作付するやうに勸奨した。

同時に宅地其の他の空地利用も他動的或は自發的に行はれて寸尺の空地も生産に與らせる様になつた。市街地が空地を利用して野菜の自給を圖るやうになつたのも事變下の産物として注目に値するのである。

又増産には耕土を培養することが根本であるから本會では「米作るなら土作れ」「健全な作物は完全な耕土でなければ出来ぬ」と肥沃なる壤土を造ることを奨め、耕土は五寸以上ならしむる様に深耕し、乾濕を適度ならしむる爲めに客土其他の土地改良を行ひ、地力の維持増進の爲めに堆厩肥を多く施用し、日當りを良くする爲めに蔭木拂ひを行ふ等のことを奨励した。

(七) 技術員の心構

増産の第一線に立つて活躍する技術員の功績は特筆すべきものがあるが、本會は常に其の活動を促し、技術員の心構へを左の如くに示して絶えず之を鞭撻した。

- 一、心に農會、胸にマーク (マークは農會徽章)
- 二、服装動作は常に輕快
- 三、言葉は親しみある土地言葉
- 四、村内耕地は自己の責任

五、開場訪問話は十分間 (畦へ煙草禁物)

(八) 米の増産

米の増産に就ては縣に於て米穀増産計畫を樹立し、更に耕種改善必行事項を示した。本會も之れに參畫し、又其の徹底に協力したことは言を俟たぬ所である。

米穀の増産は生産五大目標の一として反當五分增收を目指して進むことにしたが、昭和十五年度及び昭和十六年度に於ては左記の如く基準數量及び増産數量を示して其の實現に邁進すべきことを督勵した。(九九九頁參照)

縣基準數量及増産數量

基準數量	一、四七九、四三九石
増産數量	六三、四六三石
合 計	一、五四二、九〇二石

右の目標は昭和十五年度も十六年度も同様である。之れに對する耕種改善主要必行事項の大綱は

- 一、品種ノ選擇 奨励品種ヲ主體トシ多收本位ノ適種選擇
- 二、種籾ノ取扱 採種圃生産種子ノ活用
- 三、苗代地ノ選定及整地 揚床短冊苗代ノ必行
- 四、苗代ノ施肥 肥料ノ基肥専用
- 五、播種期及播種量ト苗代坪數 苗代日數ノ適正、播種量ノ標準勵行、苗代基準面積ノ勵行
- 六、苗代ノ管理 芽干ノ勵行、淺水勵行
- 七、苗代ノ病蟲害防除 稻熱病ノ藥劑防除、苗代仕舞ノ注油驅除
- 八、本田ノ耕起及整地 深耕客土ノ勵行
- 九、本田ノ肥料 施肥基準ノ實踐、自給肥料ノ増施、金肥ノ合理的分施

- 一〇、挿 秧 一坪ノ株数及一株ノ苗数基準勵行、深植防止適期挿秧
- 一一、除 草 早期除草ノ勵行、止草ノ繰上
- 一二、灌 排 水 穂孕出穂期ノ潤澤灌水、落水期ノ繰下
- 一三、病蟲害ノ驅除豫防 螟蟲被害草ノ全田刈取勵行、點火誘殺實踐、浮塵子ノ早期發見驅除、稻熱病ノ藥劑防除
- 一四、收 穫 共同刈取ノ勵行
- 一五、乾燥及調製 共同調製ノ勵行
- 一六、受 檢 集合受檢ノ勵行

以上の必行事項中主要なるものに就ては屢々一枚刷或は小ポスターを作つて其の實行を促した。就中苗代に就ては「増産には先づ健苗」を標語としてうすまき勵行、苗床はあげ床、種籾の消毒を實行することに力を入れ、病蟲害の防除に關しては稻熱病、螟蟲、ウンカを三大強敵として防除に全力を注ぐこととしたが、特に螟蟲被害草の刈取は共同作業一齊勵行事項の一として特に徹底を期し、銚後の護りとして螟蟲のために一本の白穂も出さぬやうに系統農會部落農業團體協力して實行に努めた。

尙左に本縣の生産五大目標(昭和十四年頭初に決定)を掲げる。

生産五大目標

- 1、米穀増産獎勵 反當五分增收
- 2、麥、菜種増産獎勵 休閒地利用増進 反當一割五分增收
- 3、畜牛増産獎勵 一萬頭生産
- 4、肥料及飼料自給獎勵 極力自給化ヲ圖ル
- 5、茶増産獎勵 百萬貫目標

(九) 麥 の 増 産

麥の増産に就ては菜種と共に生産五大目標の一として休閒地利用増進により反當一割五分增收を目指して進むこととなつたが、昭和十五年産のものに就ては特に小麥の増産を主とし、左の目標を示した。

- (一) 基準 數量 十一萬二千石 (平 年 作)
- (二) 増 産 數量 五萬五千九百九十三石 (四割九分増)
- (三) 總 生産 數量 十六萬七千九百九十三石

之れに對して既栽培地は反當收量五分の增收、休閒地の利用により二千九百三十九町九反の作付反別増加による增收の方針を立てた。本會でも「小麥を殖せ、國の爲め」といふポスターを作つて配布し、休閒地の解消には先づ小麥の作付をなし、次に裸麥、大麥の作付をし、どうしても麥類を栽培することの出來ぬ土地には適宜菜種なり綠肥を栽培する様に指示した。

又昭和十六年産の麥類増産計畫の要點は左の如くである。

種	基準數量	増産數量	生産目標
大 麥	一七三、五五〇石	二三、四九九石	一九七、〇四九石
中 麥	七五、四八〇	九、八五二	八五、三三二
小 麥	一五九、九七九	一三、一九一	一七三、一七〇

而して縣及び本會に於て「麥作耕種改善必行事項」を定め、一枚刷を作つて縣下各農家組合に配付し其の實行を促したが、其の大綱は

- 第一、種子の消毒 (共同 消毒) 第二、廣 幅 播 (利用面積の擴張)
 - 第三、踏 壓 (三回以上實行) 第四、堆 肥 施用 (反當二五〇貫以上施用)
- であつて、更に共同作業と關聯して既記の通り適期播種を獎勵し(一〇八二頁参照)、又特に麥踏に就いては「農家組合員に告ぐ、麥踏の勵行」といふ一枚刷を印刷して縣下農會員に配布し

麥踏は誰にも出来る御奉公
今年こそみんな揃ふて麥踏みだ
と宣傳した。

(一〇) 食糧増産通牒

食糧増産に關しては本會は絶えず郡市町村農會に必要な通牒を出してゐるが、昭和十六年二月十日附本會長より各郡市町村農會長に宛て、發送したる食糧増産農會總動員に關する件は左の如くである。

食料増産農會總動員ニ關スル件

戰時食糧増産ノ確保ハ皇國農民ニ課セラレタル最大ノ職域奉公ニシテ此ノ重大任務ノ遂行ハ眞ニ農民ノ光榮タルノミナラズ唯一ノ區道實踐ナリ而モ時局ハ切迫シテ最早議論ノ時間ナク與ヘズ只管増産作業ノ實踐ヲ待ツノミニ有之候依而縣農會ハ曩ニ郡市農會役職員會議ニ或ハ技術員會議ニ又技術員講習會ニ其他機會アル毎ニ食糧増産ニ對シ系統農會ノ探ルベキ方策ヲ指示致居故郡市町村農會ニ於テモ夫々實行ニ或ハ準備ニ御油斷ナキ事トハ存候得共萬一ニモ實施ノ時期ヲ失スル如キ事アリテハ此食糧増産ニ多大ノ期待ナカケラレツ、アル農會ノ責任ニモ關スルコト、存ジ就中重要ナル事項ヲ左記爲念御通知申上候間此際郡市町村農會總動員ヲ以テ御活動相成樣致度此段得貴意候也

記

- 一、各郡市町村農會ハ此際食糧増産ヲ目的トシテ全青壯年ノ奮起ヲ促ス爲メ市町村毎ニ農會總ヲ至急開設セラレタキ事
- 方 法 (略ス)
- 二、郡市町村農會ハ取り急ギ二月末日迄ニ青壯年農會指導懇談會ヲ開催セラレタキ事
- 方 法 (略ス)
- 三、食糧増産指導トシテ技術員ニ特ニ指示セル緊急實踐事項ハ左ノ通りニツキ之ガ勵行ニ關シ各關係方面ト連絡ヲ圖リ充分ノ效果ヲ擧ゲシムル様配慮セラレタキ事
- イ、麥増收ノタメ麥踏勵行

各農家ニ勵行スルハ勿論ナルモ勞力不足ノ折損此際機ヲ逸セズ 特ニ學校生徒ノ總出勤ヲ學校ト協議シ青壯年ヲ協力セシメ至急本月中ニ全麥作地ヲ踏グトモ二回麥踏スルコト(土入ヲナシテ踏壓セバ一層増産トナル)

ロ、休閑地ハ此際食糧増産ニ活用

各市町村農會ニ於テモ本月中ニ休閑地臺帳(宇名、反別、耕作者名、夏作迄本人ノ利用方針)ヲ作製シ市町村農會ノ解消方法ヲ具シテ本月末日迄ニ(町村農會ハ郡農會經由)縣農會ニ報告セラレタキ事

ハ、馬鈴薯作ニ大切ナル芽出シト植付期

馬鈴薯ノ作付ハ其ノ時期ヲ失スルトキハ稻作ニ影響シテ其ノ増收ナ期シ難キヲ以テ地方ニヨリ幾分時期ヲ異ニスルモ本月中ニハ「芽出シ」ヲナシ三月上旬頃迄ニ本田ニ植付テ了スル様準備ヲ忘ラザル事

ニ、綠肥大豆ニ大切ナル播種期ト木灰

金肥ノ不足ヲ補フテ稻作ノ増收ヲ期スルニハ綠肥大豆ノ作付ヲ必要トスル事ハ勿論ナルヲ以テ休閑地利用ニハ三月上旬、麥ノ間作ニハ三月下旬頃必ズ播種シテ木灰施用ヲ忘レザルコト

ホ、甘藷増收ニ大切ナル早植ト肥料

優良品種就中國產ヲ主トシ三月中旬ニハ諸伏ヲナシ得ル様苗床ノ準備ヲナシ必ズ一本苗ヲ養成シテ遅クとも五月下旬迄ニ播苗シ加里肥料ヲ忘レザルコト

(一一) 軍需農産物の増産供出

事變勃發以來軍需農産物の増産供出に關しては本會は軍需農産物供出整備委員會を設置し、増産供出に必要な事項を技術員會議毎に指示し、系統農會、部落農業團體は勿論、青壯年農會、婦人會、男女青年團、學校生徒兒童等も之れに協力して常に軍部の要望に應じ、好成绩を示して來た。

藁、干草、馬糧大麥、澤庵、梅干等の供出に就ては各地共調達上、供出上非常なる努力をなし、自家用を犠牲にして軍需を充たすといふ涙くましい愛國心發露の美談をさへ生じた。「軍馬の好きな干草の作り方」や「供出用の梅干の

漬け方」に就ては本會々報を通じて、或は一枚刷を作つて製法や供出につき指導勸奨するところあつた。

特に兎の飼育、兎毛反の納入に就ては全力を注ぎ、「兎なければ農家の恥だ」「兎殖して銃後を護れ」といつて農家各戸二頭以上を飼はしめ、縣下二十萬頭飼育を目標とし、之れを軍用兎と稱し、飼育箱に「軍用兎 三重縣農會」と赤地に文字を白く抜いた圓形のレッテルを貼用させ、市町村農會では軍用兎供出臺帳を備へて登録し、供出を確實にすることにした。

其他酒精原料甘藷の増産供出、纖維料作物の増産、藥草、團栗の採收等々軍需品に準じて努力したのも澤山あるが詳細は略して置く。

尙戦時下に於ける本會の事業として特筆すべきものに米麥の供出、農産物價格及び農業勞賃の設定に關係して重大なる役割を果したること等あつて際限がないが一々詳記するの餘裕がない。

(一一) 大東亞戰爭開戦

昭和十六年十二月八日突如として大東亞戰爭が勃發し長くも米英兩國に對して宣戰の詔勅を御下賜になつた。帝國の隆替、東亞の興廢正に此の一戦に在り、一億國民が一切を擧げて君恩に報い、國に殉ずるの時が來たのである。都市も農村も、老いも若きも各々の職場々々に於て奉公の決意を新にし、必勝不敗の勇猛心を奮ひ起した。

本會に於ては十二月十日郡市農會長協議會を開催したが、勢頭左記電報を關係各大臣に發して縣下農會員の決意を示すと共に政府當局を激勵することとした。

宣戰ノ大詔ヲ拜シ奉リ恐烈感激ニ堪ヘズ縣下農會員ハ茲ニ決意ヲ新ニシ聖旨ニ對ヘ奉ラムコトヲ期ス

三重縣郡市農會長協議會

内閣總理大臣 東條英機 殿

陸軍大臣 東條英機 殿
海軍大臣 嶋田繁太郎 殿 (各 通)
外務大臣 東郷茂徳 殿
農林大臣 井野碩哉 殿

昭和十六年通常總會に於ては第一號議案を「大東亞戰爭ニ關スル件」と改め、前年同様「出征部隊ニ對シ感謝ノ件」其の他を附議し出征部隊に對する感謝に關しては左記の通り決議し、其の決議又を陸海軍兩大臣に發送して第一線に於ける郷土關係部隊長に傳達方を依頼した。

決議

聖戰茲ニ四年有半皇軍ノ勳績燦トシテ世界ヲ矚目セシム

三重縣農會ハ昭和十六年通常總會ノ決議ニ依リ將兵諸士ノ勞苦ニ對シ衷心感謝ノ意ヲ表シ併セテ武運ノ長久ヲ祈ル
右決議ス

昭和十六年十二月十九日

三重縣農會長 關 田 義 臣

傷病兵の慰問は都合に依り正副會長に一任することになり總會後に行はれた。又遺族に對する弔慰狀は前年同様に發送することとし、大東亞戰爭となりたる爲め弔慰文を左の如くに改めた。

謹啓 御令息(御良人等)様には今次の大戰爭に御從軍名譽の戦死(戦死等)を遂げさせられ候趣御一門の御榮譽は申すに及ばず御當人も皇國男子の面目として御本懐の御事と存上候

今や皇軍は御後威の下赫々たる戦果を収め大東亞建設の偉業日に就らんとしつつあるは全く御令息(御良人等)様方の忠勇義烈の資にして縣下十有九萬農會員の感謝措く能はざる所に御座候 此の上は我々農會員一同和衷協力銃後職域に精進し以て故人の御脚切を永遠に光輝あらしむる様致し度所念仕候

右本會總會の決議に依り謹みて感謝の意を表し御慰問申上度如斯に御座候 敬具

(一三) 本會關係戰歿者

大東亞戰爭(支那事變を包含す)勃發以來本會關係職員にして應召出征し第一線に於て活躍、烈々たる勳功を奏した者も相當の多數に上り、中には金鷄勳章を賜り殊勳中の御沙汰を賜つた者さへあるが一々茲に掲げることとは出来ぬ。只左に雄々しく従軍して護國の華と散つた名譽の戦歿者を記して深く敬弔の意を表す。

- 地方技手 飯南郡大石村農會駐在 陸軍伍長 西 正太郎君(多氣郡大杉谷村出身)
- 野田部隊ニ屬シ昭和十二年九月北支大城ニ於テ戰死
- 地方技手 河藝郡高野尾村農會駐在 陸軍軍曹 奥 重俊君(阿山郡壬生野村出身)
- 野田部隊ニ屬シ昭和十二年十一月南京附近ニ於テ戰死
- 地方技手 度會郡一之瀬村農會駐在 陸軍伍長 森 田 優君(河藝郡明村出身)
- 石谷部隊ニ屬シ昭和十三年六月出征ノ途上公傷死
- 地方技手 員辨郡梅戸井村農會駐在 陸軍軍曹 坂 本 金 五君(度會郡吉津村出身)
- 石谷部隊ニ屬シ昭和十四年十二月安徽省ニ於テ戰死
- 地方技手 一志郡戸木村農會駐在 陸軍伍長 小 田 正 夫君(一志郡戸木村出身)
- 石谷部隊ニ屬シ昭和十五年四月安徽省ニ於テ戰死
- 元地方技手 阿山郡阿波村農會駐在 陸軍伍長 近 藤 武 三君(員辨郡中里村出身)
- 伊藤部隊ニ屬シ昭和十五年七月宜昌附近ニ於テ戰死
- (近藤君は現職の儘従軍し、昭和十五年三月依願退職した)
- 地方技手 鈴鹿郡庄内村農會駐在 陸軍兵長 麻 生 任君(鈴鹿郡井田川村出身)
- 大寺部隊ニ屬シ昭和十六年六月安徽省陸軍野戰病院ニ於テ戰病死
- 元地方技手 鈴鹿郡農會技手 本會技手嶋託 陸軍兵長 池 田 俊 彦君(飯南郡櫛田村出身)
- 小泉(茂)部隊ニ屬シ昭和十六年十一月湖北省野戰病院ニ於テ戰病死

五、本會役職員の主なる異動

昭和十五年十二月十八日より開會の通常總會に於て久しく病床に在つた本會々長小林嘉平治氏が最近病勢頓に加はつたので辭表を提出されたのを止むを得ざるものとして之れを承認し、同時に本會顧問に推薦した。而して後任會長には銓衡委員の銓衡を経て滿場一致を以て副會長宇佐美祐次氏が選任せられ、更に副會長の後任には同様滿場一致を以て評議員、名賀郡農會長關田義臣氏が選任された。

又本總會に於て本會々則第二十一條中評議員七人とあるを八人に改め、會長指名により缺員補充二名、増員一名、關田議員の副會長就任に伴ふ補充一名の評議員が選任された。(五八頁参照)

尙本會顧問、前會長勳三等小林嘉平治氏は同年十二月二十八日瀆焉として長逝された。氏は大正十二年二月一志郡雲出村農會長、同十五年七月一志郡農會長に就任し、昭和六年六月本會特別議員に推薦せられ、同十年六月本會が時代の進運に伴ひ甫めて民間會長を擧ぐるに決した際初代會長に選任され、同十四年六月再選、同十五年十二月辭任に至るまで終始一貫して農業界の爲めに盡瘁され、其の功績は頗る顯著であつて寔に痛惜に堪へぬ。氏の計長くも上聞に達し生前の偉勳に依り特旨を以て正六位を追賜された。氏も死して餘榮ありと謂ふべく、また本縣系統農會の榮譽である。

昭和十六年十二月十九日より開會の通常總會に於て本會々長宇佐美祐次氏が老齡の故を以て辭任の申出ありたるを承認し、同時に本會顧問に推薦した。其の後任會長には委員を擧げて銓衡の結果滿場一致を以て副會長關田義臣氏が選任せられ、更に副會長には同様委員の銓衡を経て幹事大橋克氏が滿場一致を以て選任された。

尙副會長に選任せられたる大橋克氏は同年十二月二十八日幹事を辭し、その後仕には同日附を以て主任技師兼幹事

たる廣瀬幸太郎氏を幹事兼技師に任命し、同時に技師藤井勲三郎氏を主任技師に任命した。
又昭和十六年通常總會に於ては會則第三十九條中「技師七人以内」とあるを「十人以内」に改め、次に「主事一人」を加ふることに改め、戦時態勢に對應すべき本會職員の陣容を愈々整備擴充することになった。

六、本會役員、議員及職員 (昭和十七年九月現在)

會 長	關 田 義 臣
副 會 長	大 橋 克
評 議 員	伴 春 次 郎
	西 村 利 市
	小 島 耕 平
	後 藤 脩
	堀 川 義 哉
	小 河 市 之 丞
	吉 川 寅 之 助

顧 員

三 重 縣 知 事	中 野 與 吉 郎
三 重 高 等 農 林 學 校 長	高 橋 隆 道
東 京 帝 國 大 學 教 授	東 畑 精 一
前 三 重 縣 農 會 長	宇 佐 美 祐 次
三 重 縣 總 務 部 長	刀 禰 有 秋

三 重 縣 經 濟 部 長

渡 邊 龜 吉

郡 市 農 會 名

桑 名 (郡)	作 春 次 郎	山 室 憲 一
員 辨	和 波 久 衛	渡 邊 忠 治 郎
三 重	宇 佐 美 祐 次	岡 田 武 兵 衛
鈴 鹿	小 河 市 之 丞	伊 東 修 三
河 原	笠 井 二 郎	濱 田 又 三 郎
安 濃	西 川 龜 久 生	海 野 磯 吉
一 志	小 野 耕 一 郎	鈴 木 伊 三 郎
飯 沼	堀 田 芳 藏	鈴 山 嘉 左 衛 門
多 氣	西 村 利 市	西 村 恒 藏
度 會	增 田 仙 藏	中 西 村 恒 藏
阿 山	吉 川 寅 之 助	廣 田 藤 吉
名 賀	關 田 義 臣	上 野 芳 松
志 摩	向 井 長 治 郎	前 田 林 藏
北 牟 婁	小 島 耕 平	酒 井 與 三 治
南 牟 婁	宇 戶 平 正 壽	中 垣 四 八 郎

議 員 及 豫 備 議 員

豫 備 議 員

津 堀川義哉
 四日市 吉田勝太郎
 宇治山田 齋藤真澄
 松阪 後藤修
 桑名(市) 貝塚榮之助
 上野 杉森万之輔

特別議員

三重縣信用購買販賣組合聯合會長、衆議院議員
 三重縣耕地協會副會長、衆議院議員
 三重縣茶業組合聯合會議所會頭、三重縣會議員

職員

幹事兼技師 廣瀬幸太郎
 主任技師 藤井勘三郎
 生產指導部
 技師(計畫生產) 小林芳雄
 技師(同) 稻垣武四郎
 技師(同) 北山正治
 技師(農會指導) 谷嘉三郎
 技師(同) 稻垣真一

高橋信藏
 伊達貫一郎
 缺員
 春木信一
 水谷榮
 南出次郎
 馬岡次郎
 長井源
 林李兵衛

技師(共同作業) 川上久也
 技師(同) 杉田茂
 技師(同) 伊藤清良
 技師(同) 中村衛

幹旋部

技師(指定青果物) 竹上泉
 技師(副業品) 藏耕三太郎
 技師(甘藷種苗) 村林達三
 技師(軍需品) 岡田榮太郎
 技師(購買並幹旋經理) 山出隆
 技師(大阪駐在) 西川房雄
 技師(同) 久保功
 技師(同) 松岡廣武
 書記(名古屋駐在) 遠原武雄
 技師(雞卵) 新原昇
 富山茂夫

農業經營部

技師 中村龜久生
 技師(價格調整) 川村可夫
 同 阿保精一
 同 村主傳

庶務會計

大倉みゑ
 小井萬吉
 松岡茂
 中村章三郎
 中村常十郎
 伊藤宗十郎
 谷井宗十郎
 佐野十代子
 湯口千代
 堀はるゑ
 山路虎吉
 福井熊夫
 田中正明
 上田きぬ

農業保險(兼務)

技師 山路虎吉
 書記 福井熊夫
 同 田中正明
 同 上田きぬ

各都市農會派遣技師、同駐在技師技師、各町村農會派遣地方技師、同駐在地方技師等は省略す。

農會歌に就いて

1110

農會の使命、皇國農民道を謳歌してゐる我が農會歌は昭和四乃至六年の農村不況、農家經濟大破綻の時代に生れた。當時農會は改造論乃至廢止論まで飛出した受難時代で、何とかして農會に活を入れ農會意識を昂揚させようと、時の帝農庶務部長増田昇一幹事は色々苦慮した揚句農會歌を制定して氣勢を挙げようと思ひ付き、昭和四年四月の道府農會幹事主任技師協議會の協議事項

一、農家ニ對シ農會意識ヲ一層旺盛ナラシムル方策ノ件

の一方として「農會歌の制定」を提案し、次いで昭和五年一月の道府農會會長會議にも同案を提出、帝農一任と決つたので、同年八月帝國農會報、農會時報等によつて廣く天下に歌詞の懸賞募集を行つた。

斯くして集つた歌詞九百八十二通、之れを當時調査課長であつた東浦庄治氏（現帝農幹事長、本縣出身）と會報及時報の編輯係長であつた石井牧夫氏とが豫選を行ひ、更に文部省圖書監修官井上尙、同編輯長青木存義兩氏を中心とする選定委員會にかけて嚴選した結果一等該當者なく、二等當選者岡山市松本一太氏（東大農學部實科獸醫學科出身）の歌詞を採用し、上記諸氏によつて推敲修正されたものである。

次に作曲を當時東京上野音樂學校教授であつた信時潔氏に依頼したが昭和六年四月の第一回農會記念日に成り、同年四月二十日に開かれた道府農會幹事主任技師協議會で試聽し、茲に發案以來約二ケ年にして制定を見たのである。

此の會歌の地方普及のため同音樂學校教授澤崎定之氏の獨唱及東京富士見小學校女生徒の合唱をレコードに吹込んだが、非常に人氣がよく注文殺到といふ有様であつた。

尙農會歌の選定に關して忘れてならぬのは當時の文部省圖書局長芝田徹心氏（現東京美術學校長、本縣出身）で、氏は増田幹事の八高時代の先生であつたといふ關係から一方ならぬ盡力をされ、井上、青木兩氏は勿論、信時、澤崎の兩教授も皆芝田局長の推薦によつたものであつた。ところが農會側で信時氏が作曲の第一人者、澤崎氏が唱歌の大權威者といふことが判らなかつたので、よう大々的に宣傳せず、後日之れを知つて大に後悔したといふ挿話もある。

伊勢の三つ穂（廣益碑々文）

我國の四大代表稻種たる神力、關取、竹成、伊勢錦の中で、神力を除く三種までが本縣人によつて發見されたことは農業三重の大きな誇りであるが、從來之れを「伊勢の三つ穂」と稱へてゐる。

關取米は三重郡菰野村（現菰野町）の人佐々木惣吉氏の發見に係る。同地方は氣候寒冷のため早生、中生は適するも收量少きため苦心研究の結果「千本」と稱する中生種より土地に適する一變種を發見した。嘉永元年、氏が四十八歳の時のことである。其後二三年増殖に努めた結果、もとの青黒色が抜けて白くなり、光澤もあり、穀も薄く、年來の目的は達せられた。そこで「關取」と名づけ郷里にひろめ、各地に普及し、遂に全國に喧傳せられるに至つた。

竹成米は三重郡竹成村（現在の竹永村大字竹成）の人松岡直右衛門氏の發見に係る。氏は夙に稻作の改良に意を注ぎ、明治七年「千本選」と稱する品種より一變種を發見し、翌年之を試作して一步に米七升五合を得、更に翌年村人に分與して播種させたところ成績益々良好で、在來種に比し玄米優に一俵餘の増收を得た。そこで其の地名を冠して「竹成」と名付け、廣く世間に出したのが明治十年のこと、遂に全國に其の名を知らるゝに至つた。

伊勢錦米は江戸時代の末期、多氣郡朝柄村（現在の五ヶ谷村）の岡山友清氏の發見で、氏も夙に稻作の改良に努め、苦心三年、萬延元年三月優良種を選出して之れを「伊勢錦」と名づけ、其の種子を村人に頒ち、又松阪に出て參宮道

者に預つて其の普及を計り、或は大坂地方へ出て普及に努め遂に廣く全國に知らるゝに至つた。

(附記) 本縣は著名の米産地であるだけに以上三氏の他に須賀一本種の発見者戸田小兵衛氏(一〇二八頁参照)、古市與一郎氏はじめ稲作に關する老農、篤農家は非常に多い。尙本記事は外編の本縣農界功勞者及篤農家の中に入れる筈であつたのを編輯の都合上附録とした。

左に佐々木、松岡、岡山三氏の廣益碑の碑文を掲げて參考に供し、併せて農界に增收其他の發明發見者の輩出せむことを待望して本史を終ることとする。

(題額) 佐々木惣吉紀念碑

關取米廣益碑

大日本農會幹事長 從三位勳二等 田中芳男 題額

伊勢米之輪東京占高價者關取號是也始選其稻種遂至廣此公益者此爲佐々木惣吉翁之功矣翁伊勢國三重郡菰野村人家世農勤儉修德爲肝煎役廉正執務勸業賑窮衆望歸之夫菰野之爲鄉也山岳聳西早寒降霜晚稻不能熟農家頗多貧困嘉永元年翁按富村策自謂莫如選稻種也仍拔中稻千本號之優種播種耘耘大得豐稔米質益佳收穫益多禾莖最健不爲風雨所倒翁稱其強健名曰關取鄰里欣羨請頒種者每歲加多明治十四年十月十五日翁病歿年八十二嫡喜兵衛嗣有子男五女克繼先志力積起家於是關取米之名廣傳于世間請頒種者逐年增加至頒數十石東京米穀市場貴伊勢米爭付高價三十一年有第四東海農區聯合共進會農商務大臣特賞翁之選種廣益賜金三重郡農會慕翁德建碑請文於予乃敘事繫銘曰

冠岳 蒼蒼 聳在西方 斐兮田峻 選種去積
鎌岳 濯濯 並在厥傍 振兮孫子 頒種神興
人蹟富壽 家有餘慶 利澤攸及 萬人莫忘

明治三十四年四月

農事試驗場長 從五位勳六等 農學博士

澤野 淳 撰

洞 津 市川 進 書

(題額) 竹成米廣益碑

農商務大臣 從三位勳二等 仲小路廉閣下 題字

古來稱老農者指不違僕吾視其所爲廣務農事而無一不成者有焉專一事而不及其他其事亦不至成功者有焉農人多沒文字故其苦心勞作之狀亦不錄而傳其人亡則其業與事雲散霧消不復留跡矣豈不惜耶松岡君直右衛門三重郡竹永村竹成人家世業農夙致志于作稻之事殊專意于選種明治七年偶得稱千本種者播之得優稻三株其粒一穗及三百翌年播之于三處乃一步各得穀七升五合爾來每歲試之皆得良績遂及隣里以至一國今也全國農家皆藝之抗夫關取米無遜色名之曰竹成取其鄉名也又呼倒十以其莖傾倒則一反得米十俵也此豈非專一事而成功者耶而增益農家生產得因以起百業則所謂本立而道生者天下之福利何以若之其種子生百世益稠竹成之名與君之盛名豈待錄而傳哉明治三十一年三重縣知事賞以木盃三十四年當開五縣聯合共進會農商務大臣追褒之世以爲榮君以是歲十一月二日病歿距其生天保七年二月九日得年六十又六葬于竹成共有墓地君父曰吉原友右衛門母某氏諱壽惠出嗣松岡氏配内田氏諱絹學二男二女長男曰直吉先歿次曰榮太郎長女曰葉與次曰與野歿直吉長男某克家今茲三重郡諸氏皆謀欲立碑以不朽其功業請余文乃據狀敘其梗概且係以銘銘曰

農國之基 稻農之本 嘉禾穰穰 民乃飽飯 竹成之鄉
有若老農 其名直右 終年鞠躬 選種惟精 天下周利
嗚呼斯人 豐姬之使

大正七年六月 農事試驗場技師兼東京帝國大學農科大學教授 從四位勳三等 農學博士 古在 由直 撰

三重縣師範學校教諭 古川平三郎 書

(題額) 岡山友清翁紀念碑

岡山友清翁紀念碑

瑞穗之洲以農建國農業起原遠在天照大神之時 天孫瓊杵尊臨此土甯稻種歷代天皇即位乃設悠紀主基齋殿 親修大
 嘗祭誠贖古盛典也伊勢者 神宮所在氣候中正土壤膏腴老農岡山友清翁出焉翁伊勢多氣郡五箇谷村人幼而喪父家貧年甫
 十四出營商于江戶稍得利潤即歸養其母翁為人精敏以耒耜易牙籌專力耕稼會安政饑饉施與米粥者七十日衆皆德之翁常銳
 意農事撰擇稻種良否竟得優品名曰伊勢錦且曰播種宜疎蒔苗宜密而一莖九穗收穫倍蓰試數一繼結實三百五十粒乃至四百
 二十粒較諸從前他種每段增獲三斗反減種一斗種少獲多庶幾厚生利用之道乎哉近鄉有一部落每戶窮困翁往說諭共濟部民
 感悟頓復生意翁又自作伴歌四十八闕遠邇傳唱頗資風教翁以寬政元年己酉八月八日生明治十一年戊寅十月八日病歿享壽
 九十頃者諸有志胥謀建碑彰德來請余作文乃敘梗概係銘其詞曰

奉教不二 誠實誓志 勸勉農事 殷收嘉穧 民生得遂

且興國利 衆報其施 勒石高義

貴族院議員 侯爵 德川賴倫 題額 前衆議院議員 矢土 勝之 撰書

大正七年三月建

三重縣農會史終

昭和

種 目	高 (反 當)			
	主 收	副 收	副 收	副 收
玄米				
...				

大正七年三月建

二十粒較諸從前他種每段增種三斗反減種一斗種少種多應機厚生利用之遺乎設近種有一... 九十月頃者諸有志皆謀建碑彰德來請余作文乃敘梗概係銘其詞曰... 奉教不二 誠實警志 勸勉農事 股收嘉糧 民生得遂 且興國利 衆報其施 勸石高義 前衆議院議員 矢土勝之 撰書

昭和十四年產米生產費調查成績

Table with columns for survey area (調査地), production height (生産高), direct production costs (直接的生産費), indirect production costs (間接的生産費), and total production costs (反當生産費). Rows include various villages like 桑名郡城南村, 員辨郡三里村, etc., and summary rows for averages.

調査説明 (1) 本調査ハ本縣ノ昭和十四年産米生産費ノ概要ナリ (2) 調査ハ縣下各郡ニ互リ米生産高ヲ參照シテ自作15戸小作7戸ヲ指定シテ所定ノ調査等ニ米生産ニ要スル必要事項ヲ記載セシメ之ヲ縣農會及關係郡町村農會ニ於テ取調メテトス(但シ内小作3戸ハ旱害ニ依リ減收者キモ本成績ヨリ除外セリ) (3) 調査上ノ取扱ハ次ノ如シ (イ) 生産物ノ評價ハ調査當時ノ産米相場ニヨリ (ロ) 種子ハ精選シタルモノヲ評價ス (ハ) 自給肥料ハ市價アルモノハ之ニヨリ市價ナキモノハ肥料成分ニヨリ評價ス (ニ) 勞力ハ男子一人前ノ能力ニ換算シ家長ハ勞賃ハ作業別ニ其ノ地方ノ日雇賃錢ヲ以テ計算シ雇入ハ資源支拂額ヲ計上ス (ホ) 諸材料ハ債、種、機械油、病虫鳥獸害防除材料其ノ他ノ費用ヲ計上ス (ヘ) 農具費及建物費 耕作ノ負擔スベキ部分ヲ算定計上ス (ト) 租稅諸負擔ハ地租及其ノ附加稅、戸數割、雜種稅、社會費、水利費、部落費等シテ耕作ノ負擔ニ屬スベキモノヲ算出(地租中ニハ農舍敷地及耕作田場ノ諸負擔ヲ含ム)計上ス (チ) 自作者ニアリテハ土地資本利子(田地、農舍敷地、耕作田場ノ賣買價格ニ利率三分ヲ乘ジタルモノ)小作者ニアリテハ小作料ノ夫々耕作ノ負擔部分ヲ計上ス

概評 (1) 本年度ノ反當生産費ハ昨年ニ比シ總平均ニ於テハ15圓62錢(2割2分4厘)ノ増加ヲナシ之ヲ自小作別ニ見レバ自作者15圓31錢(2割2分5厘)小作者20圓10錢(2割7分7厘)ノ増加ヲナス此等増加ノ主キモノハ直接生産費(總平均)ニアリテハ肥料費3圓(2割6分)勞賃10圓70錢(4割9分1厘)畜力費1圓51錢(6割2分7厘)間接生産費(總平均)ニアリテハ農具費1圓20錢(5割2分7厘)建物費2圓3錢(3割8分2厘)租稅諸負擔7圓(2割4分1厘)等ニシテ何レモ昨年ニ比シ増高ヲナス土地資本利子ハ自作者ニアリテハ2圓3錢(1割7厘)ヲ減シ小作者ニアリテハ3圓56錢(1割1分)ノ増加ヲナス 自作者ノ土地資本利子低減ノ原因ハ前年ニ於テハ利率4分ニヨリ換算シタルモノ低金利ノ情勢ニ鑑ミ利率3分ニ引下ケ換算セルニヨリ小作者ノ増加ハ米價ノ騰貴ニヨリ小作料金額ノ増加ヲシテトモ數量(小作米)ニ於テハ前年ノ同様ナリ (2) 玄米收穫量自小作平均ニ於テハ前年ニ比シ2斗2升2合(2分9厘)ノ増收ニシテ自作者ハ1斗8升9合(8分3厘)小作者ハ3斗1升2合(1割4分)ノ夫々増收ヲナス (3) 石當生産費自小作平均ニ於テハ前年ニ比シ(副收入ヲ差引カザルモノ)3圓57錢(1割1分5厘)増加ヲナシ自作者ハ4圓17錢(1割3分9厘)小作者ハ3圓50錢(1割5厘)ノ増高ヲ示ス



昭和十五年產米生產費調查成績

自作 小作	農家 番號	種 目	生産額(反當)		直接の生産費(反當)										間接の生産費(反當)					生産費 合計 (反當)	參 考 資 料										農家 番號						
			玄米收入	玄米以外 の収入	種子代		肥料費		勞 賃		畜力費		諸材		土地 改良費	農具費	建物費	租 稅	諸負擔		合計	耕作機業者 反別	水田 經營 反別	反當土地價格 又ハ小作料 反別	日 當 賃	雇 賃	畜 賃										
					数量	金額	数量	金額	日數	金額	日數	金額	日數	金額														日數	金額								
自 作	1	桑名郡 城南村	2,419	103.97	6.81	110.48	23.6	0.71	4.99	15.85	20.84	16.7	30.72	—	—	16.7	30.72	1.3	4.55	2.45	59.27	—	2.73	1.64	4.67	25.02	34.06	93.33	35.77	4.3	10.600	1,100.00	—	1.81	3.50	1	
	2	員辨郡 三里村	2,300	98.78	9.62	108.40	30.3	0.72	6.76	26.64	33.40	18.7	31.89	0.6	1.38	19.3	33.18	2.3	6.40	1.21	74.91	—	3.62	1.19	2.63	18.59	26.03	100.94	39.70	3	2.6	8.200	750.00	—	1.70	2.73	2
	3	三重郡 三重村	2,107	90.88	14.12	105.00	21.2	0.64	5.25	21.81	27.06	18.7	42.76	1.2	3.39	19.9	46.15	1.1	5.42	2.37	81.64	—	6.07	5.28	5.96	17.27	24.58	116.22	48.46	4	3.6	8.426	800.00	—	2.31	5.00	3
	4	鈴鹿郡 國府村	2,433	105.11	10.32	115.43	20.6	0.62	5.21	14.44	16.65	20.0	37.67	0.3	0.63	20.3	38.20	0.1	0.52	2.63	58.71	104	2.04	1.12	3.13	21.24	28.57	87.28	31.63	4	3.2	9.700	800.00	—	1.87	5.00	4
	5	河藤郡 稻生村	2,367	102.89	9.49	112.38	23.5	0.70	3.27	20.09	23.61	18.8	33.43	0.5	1.44	19.3	34.87	0.8	2.64	3.06	64.87	—	5.62	1.82	5.69	22.98	36.11	100.98	30.91	4	3.6	13.500	900.00	—	1.80	3.50	5
	6	安濃郡 明合村	2,219	95.74	11.31	107.05	24.4	0.73	3.37	12.15	15.50	13.2	26.01	0.8	3.22	14.0	29.23	1.6	5.55	2.51	53.52	—	2.35	0.45	3.77	19.82	26.39	70.91	38.62	4	3.2	12.301	800.00	—	2.09	3.50	6
	7	一志郡 墨田村	2,687	116.51	11.02	127.53	17.2	0.49	6.37	14.28	20.65	13.6	25.97	2.4	5.38	16.0	31.35	1.1	3.46	2.72	58.74	—	3.31	0.62	7.26	22.40	33.59	92.33	30.26	3	2.8	15.622	850.00	—	1.91	3.13	7
	8	飯沼郡 松尾村	2,785	110.65	9.84	120.49	20.0	0.63	15.06	14.32	29.38	11.1	19.79	2.9	6.79	11.0	26.38	0.8	1.59	3.42	61.40	—	6.76	0.79	5.90	21.73	24.98	96.33	31.09	2	1.8	14.004	500.00	—	1.62	2.00	8
	9	多氣郡 上御糸村	2,278	99.20	12.12	111.32	21.2	0.67	3.50	14.76	18.26	14.9	25.54	1.1	2.02	19.0	27.56	1.1	4.33	2.76	53.58	—	2.19	1.31	3.70	22.73	30.01	83.50	31.37	3	2.7	9.404	900.00	—	1.73	4.00	9
	10	度會郡 有田村	2,407	103.06	9.35	112.41	15.7	0.46	24.53	17.63	42.16	20.1	30.78	0.5	1.18	20.6	31.96	1.4	3.85	3.47	81.90	—	4.81	1.32	6.86	22.23	35.22	117.12	44.77	5	4.3	19.021	900.00	—	1.53	2.78	10
	11	阿山郡 山田村	2,517	124.10	10.61	134.71	27.1	0.80	6.09	18.21	24.33	15.7	31.65	—	—	15.7	31.65	0.8	3.43	2.77	62.98	—	2.65	0.81	3.61	25.67	33.74	96.72	34.21	5	4.1	14.325	1,000.00	—	2.01	4.40	11
	12	名賀郡 依那古村	2,863	122.72	9.52	132.24	18.7	0.57	6.38	14.32	20.70	24.3	45.39	0.7	1.70	27.0	47.09	1.3	3.87	3.01	75.21	—	4.17	1.14	7.69	21.55	34.55	109.79	35.02	3	2.7	12.428	800.00	—	1.87	3.00	12
	13	志摩郡 加茂村	2,047	88.05	9.14	98.05	33.7	1.00	10.44	9.03	19.47	26.7	34.24	2.5	3.98	29.2	38.22	1.6	5.63	2.11	66.46	—	5.76	1.02	7.10	19.02	32.90	99.36	44.07	3	2.8	10.406	800.00	—	1.33	3.75	13
	14	北牟婁郡 相賀町	1,608	69.05	7.92	76.98	27.8	0.89	11.50	12.43	23.93	10.0	16.91	8.4	9.48	18.4	29.40	0.7	2.04	0.83	54.12	—	1.53	0.23	6.97	17.79	29.58	80.70	45.26	3	2.8	9.700	650.00	—	1.69	3.30	14
	15	南牟婁郡 有井村	2,335	98.93	6.74	105.67	24.0	0.53	4.30	13.78	18.08	22.2	35.92	1.0	1.59	23.2	37.51	6.0	9.92	2.66	63.70	—	4.33	0.41	4.40	24.61	33.75	102.45	40.97	2	2.0	12.500	900.00	—	1.62	2.00	15
以上平均(15戸)			2,358	102.62	9.86	112.48	23.3	0.68	7.32	15.78	23.60	17.6	31.22	1.5	2.81	19.1	34.03	1.4	4.22	2.54	65.07	0.07	3.83	1.23	5.34	21.52	32.07	97.14	37.47	3.5	3.1	12.009	856.67	—	1.76	3.44	—
前年度平均(15戸)			2,471	108.04	11.25	119.29	25.1	0.57	4.17	10.38	14.55	17.2	29.82	1.7	2.80	18.9	32.69	1.4	4.15	2.13	54.09	—	3.22	1.18	4.92	19.63	23.25	83.34	29.48	3.4	2.9	11.928	782.00	—	1.75	2.89	—
前年度比本年増減割合			-4.6%	-5.0%	-12.4%	-5.7%	-7.2%	+19.3%	+87.5%	+52.0%	+62.2%	+2.0%	+4.4%	-11.7%	+0.4%	+1.1%	+4.1%	0	+1.7%	+19.2%	+20.3%	—	+19.9%	+8.5%	+8.5%	+8.0%	+9.6%	+16.6%	+27.1%	+2.9%	+9.6%	+0.3%	+9.5%	—	+2.3%	+19.0%	—
小 作	1	三重郡 三重村	2,162	93.16	9.65	102.81	22.7	0.98	2.23	16.00	18.23	14.4	33.67	0.6	1.69	15.0	35.36	0.3	1.37	2.27	58.27	—	1.99	0.52	2.07	33.23	37.87	96.14	40.00	5	4.0	17.600	1,000	—	2.36	5.00	1
	2	鈴鹿郡 井田川村	2,347	100.92	8.99	109.91	23.8	0.70	3.85	19.82	23.67	15.5	30.36	0.5	1.15	16.0	31.51	1.7	8.32	2.81	67.04	—	4.97	1.63	0.70	31.11	38.41	105.45	41.10	3	2.5	8.900	920.00	—	1.96	4.87	2
	3	河藤郡 榮村	2,600	111.67	9.63	121.30	12.7	0.34	4.14	15.53	19.70	15.9	27.79	0.2	0.42	16.1	28.21	0.5	2.46	1.22	51.93	—	2.65	0.72	2.37	38.36	44.10	96.03	33.23	3	2.6	11.800	1,105	—	1.76	5.00	3
	4	一志郡 中原村	2,296	94.33	12.60	106.93	16.9	0.50	7.43	16.73	24.16	14.2	27.53	0.7	1.50	14.9	23.03	0.8	2.85	2.16	58.70	—	2.34	0.41	1.21	37.37	41.35	100.05	38.60	2	1.8	12.400	1,070	60.00	1.94	3.40	4
	5	飯沼郡 松尾村	2,081	90.42	12.31	102.73	31.1	0.92	5.08	6.79	11.87	19.8	23.70	2.2	3.83	19.0	30.76	1.8	3.51	2.33	49.19	—	1.84	1.61	0.13	45.73	49.31	98.59	41.42	2	1.8	5.900	1,227	—	1.59	2.00	5
	6	度會郡 田丸町	2,481	107.95	9.19	117.14	22.3	0.52	5.65	12.53	18.18	16.2	30.94	—	—	16.2	30.94	0.7	2.67	1.58	52.99	0.25	4.10	0.48	0.53	38.17	43.53	96.52	35.20	3	2.7	14.905	974	—	1.86	3.86	6
	7	阿山郡 中瀬村	2,523	108.58	9.76	118.34	18.1	0.55	2.77	14.71	17.48	12.7	24.41	1.9	3.49	14.6	25.93	1.2	4.02	2.52	52.40	—	3.42	1.05	0.69	44.31	49.47	101.87	36.51	3	2.7	13.000	1,177	—	1.85	4.00	7
	8	名賀郡 美濃波多村	2,393	108.93	10.91	119.84	24.3	0.72	8.74	13.73	22.47	19.8	49.92	2.8	6.99	22.6	46.99	2.4	7.33	2.99	89.50	—	4.25	1.85	1.35	23.91	35.36	116.86	44.27	2	1.9	14.003	970.00	—	2.00	3.00	8
以上平均(8戸)			2,357	102.25	10.38	112.63	22.7	0.65	4.99	14.49	19.48	15.7	29.95	1.1	2.38	15.8	32.33	1.2	4.18	2.21	58.83	0.03	3.20	1.03	1.14	37.15	42.55	101.43	38.79	2.9	2.5	12.116	1,019	60.00	1.92	3.89	—
前年度平均(8戸)			2,514	114.50	10.38	124.88	21.6	0.55	5.03	9.57	14.60	16.9	38.35	1.5	2.95	17.5	31.89	1.2	3.10	2.43	52.43	0.06	2.79	0.59	0.89	35.89	40.22	92.70	32.62	3.0	2.6	13.501	1,059	50.00	1.80	3.39	—
前年度比本年増減割合			-7.4%	-10.0%	0	-9.8%	+5.1%	+18.2%	+8%	+51.4%	+33.4%	-1.9%	-3.8%	-23.7%	-19.3%	-4.0%	+1.7%	0	+34.8%	+7.8%	+12.2%	-50.0%	+14.7%	+74.6%	+23.1%	+3.5%	+5.8%	+9.4%	+18.9%	-3.3%	-3.8%	-13.3%	-3.8%	+20.0%	+6.7%	+14.7%	—
本年度總平均(23戸)			2,368	102.49	10.01	112.50	23.7	0.67	6.34	15.31	23.17	17.0	30.78	1.4	2.66	18.4	33.44	1.3	4.20	2.44	62.92	0.06	3.63	1.20	3.87	29.95	35.71	98.63	37.93	3.6	2.9	12.023	—	60.00	1.84	3.61	—
前年度總平均(19戸)			2,485	108.55	11.07	119.62	24.4	0.57	4.37	10.21	14.59	19.9	29.67	1.6	2.83	18.5	32.50	1.4	3.92	2.20	53.75	0.02	3.13	1.05	4.07	23.29	31.56	85.31	30.24	3.3	2.8	12.421	—	50.00	1.77	3.06	—
前年度比本年増減																																					

生 産 費 ノ 比 較 表

品 目	年 度	生 産 額			生 産 費																		勞 働 日 數	家 族 勞 働 費 用 率 (男 子)	男 子 一 日 當 勞 働 報 酬	三 重 縣 二 次 位 於 縣 平 均 未 償 債 額	備 考					
		主 産 物 收 量	副 收 入 金 額	計	種 子 費	肥 料 費	勞 賃	畜 力 費	諸 材 料 費	土 地 改 良 費	農 具 費	建 物 費	租 稅 公 課	土 地 資 本 利 子	反 當 生 産 費 計	單 位 當 生 産 費 (部 位 當 取 引 率)	農 家 單 位 當 取 引 率	單 位 當 生 産 費 上 限 額 下 限 額 比 較	家 族	雇 傭	計	平 均 勞 働 日 數										
米 (百 作)	大正8年	2,400	110.28	18.04	128.32	0.77	10.80	13.90	24.70	29.15	—	29.15	1.50	1.80	—	2.17	2.60	7.33	48.00	118.02	41.66	45.95	—	4.29	19.6	—	19.6	1.51	2.01	46.86	土地資本利子ハ年6米ノ割、農業好況、戦亂平和、米價最高石5圓マテ昇ル	
	昭和5年	2,746	48.91	6.34	55.25	0.44	3.73	6.99	10.72	19.23	1.76	20.99	2.34	1.54	—	1.45	1.19	8.21	23.11	72.00	23.90	17.70	—	6.20	16.2	1.6	17.8	1.19	0.24	25.00	自作23戸平均 大連作米價大崩落世界的ニ財界不況トナル	
	昭和6年	2,130	36.09	5.59	41.68	0.31	2.67	5.08	7.75	10.58	1.91	15.49	1.82	0.80	—	1.40	1.08	6.31	22.74	57.70	24.85	16.94	—	7.91	14.9	1.8	16.7	0.91	0.03	18.26	自作23戸平均 農業不況時ノ絶頂、滿洲、上海事變突發、官吏減俸	
	昭和7年	2,450	49.93	4.92	54.85	0.32	2.81	4.28	7.09	14.32	1.37	15.69	1.66	1.19	—	1.43	1.06	5.15	22.54	56.09	21.03	20.38	—	0.65	15.3	1.5	16.8	0.94	0.86	22.06	自作23戸平均 米穀法改正、基準米價ノ決定、日滿議定書調印、世界の財界動搖	
	昭和8年	2,680	58.58	5.26	63.84	0.35	3.59	5.08	8.67	16.31	1.81	18.12	2.04	1.31	—	1.55	1.08	4.99	24.67	62.78	21.55	21.86	+	0.31	16.2	1.6	17.8	1.01	1.08	21.99	自作23戸平均 米穀法改正、基準米價ノ決定、日滿議定書調印、世界の財界動搖	
	昭和9年	1,778	49.84	6.37	56.23	0.40	3.22	5.31	8.23	13.39	2.38	15.77	2.11	0.93	—	1.90	1.08	5.00	22.40	58.12	29.35	28.04	—	1.31	14.3	2.5	16.8	0.94	0.83	25.19	自作22戸平均 大連作、糠岩藏、米穀統制法制定、國際聯盟脱退	
	昭和10年	2,140	64.80	5.43	70.23	0.44	3.37	5.89	9.25	15.72	1.77	17.49	2.28	0.88	—	1.81	0.86	5.29	23.53	61.85	26.47	30.27	+	3.80	15.5	1.5	17.0	1.18	1.52	30.27	自作10戸平均 關西一帶未曾有ノ嵐風豪雨ニ被害甚大、凶作、内地穀6百万石解除、米價ハ統制法ト凶作ニ益々昇ル	
	昭和11年	2,466	76.88	6.31	83.19	0.45	3.71	6.57	10.28	16.79	1.67	18.46	2.46	1.20	—	1.83	0.89	5.58	23.23	64.38	23.83	31.18	+	7.35	15.1	1.4	16.5	1.11	2.26	31.50	自作21戸平均 天候不順米作不良、前年ノ凶作ト本年ノ不作トニ依リ米價益々昇ル	
	昭和12年	2,255	78.13	6.89	85.02	0.46	2.99	6.85	9.84	17.58	1.92	19.50	2.35	1.13	—	1.71	0.81	4.98	20.63	61.41	24.45	34.65	+	10.20	15.1	1.6	16.7	1.16	2.58	32.67	自作23戸平均 平年作、米價稍昇ル	
	昭和13年	2,282	78.49	7.99	86.48	0.50	3.54	7.97	11.51	19.17	2.76	21.93	2.66	1.38	0.01	2.16	0.81	4.75	23.32	68.03	26.36	34.40	+	8.03	13.1	2.1	15.5	1.43	2.61	34.95	自作15戸平均 日支事變突發ス、米價昇ル	
	昭和14年	2,471	108.04	11.25	119.29	0.57	4.17	10.38	14.55	29.89	2.80	32.69	4.15	2.13	—	3.22	1.18	4.92	19.93	83.34	29.48	43.72	+	14.24	1.72	1.7	18.9	1.74	3.63	43.72	自作14戸平均 諸物價次第ニ昇ル	
	昭和15年	2,358	102.62	9.86	112.48	0.68	7.82	15.78	23.60	31.22	2.81	34.03	4.22	2.54	0.07	3.86	1.28	5.34	21.52	97.14	37.47	43.52	+	6.05	17.6	1.5	19.1	1.77	2.58	43.46	自作15戸平均 自由經濟ヨリ統制經濟體制ニ移ル、支米最高販賣價制定ナル	
	小 麥	昭和12年	1,803	36.55	2.49	39.04	0.74	8.38	4.40	12.78	17.39	—	17.39	2.50	0.62	—	0.73	0.50	1.10	3.98	40.34	23.98	22.80	—	1.18	19.8	—	19.8	0.88	0.88	23.47	5 戸 平 均
		昭和13年	1,515	35.56	2.90	38.46	0.73	4.85	6.62	11.47	17.23	0.46	17.69	2.25	0.49	—	0.67	0.82	1.33	7.39	42.84	26.39	23.47	—	2.92	17.8	0.4	18.2	0.97	0.71	24.81	5 戸 平 均
		昭和14年	1,677	46.08	3.35	49.43	0.74	5.63	6.98	12.61	20.44	1.15	21.59	1.62	1.07	—	0.68	0.57	1.32	11.19	51.39	28.99	27.48	—	1.51	16.0	0.8	16.8	1.28	1.17	26.04	5 戸 平 均
昭和15年		1,835	54.71	3.65	58.36	1.06	9.39	8.66	18.55	32.01	1.23	33.24	5.11	1.42	—	1.56	0.53	0.78	12.13	74.48	38.06	30.41	—	7.65	18.4	0.7	19.1	1.73	0.95	33.41	5 戸 平 均	
稻 類	昭和12年	36,502	28.22	1.31	29.53	0.03	4.06	6.12	10.18	11.53	—	11.53	1.28	0.50	—	0.68	0.33	1.62	4.56	30.70	14.78	12.34	—	2.44	13.3	—	13.3	0.87	0.78	10.02	5 戸 平 均	
	昭和13年	40,020	28.54	2.20	30.74	0.02	5.79	7.22	13.01	11.53	0.13	11.66	1.10	0.75	—	0.59	0.26	1.46	3.56	32.40	12.53	11.41	—	1.42	11.3	0.1	11.4	1.03	0.88	10.94	4 戸 平 均	
	昭和14年	53,293	43.18	1.97	45.15	0.04	4.87	8.55	13.42	16.47	0.09	16.56	1.78	1.22	—	0.71	0.23	1.68	8.60	44.24	13.74	12.96	—	0.78	11.4	0.1	11.5	1.44	1.52	14.26	5 戸 平 均	
	昭和15年	44,643	45.70	2.76	48.46	0.01	7.33	8.95	16.28	21.86	0.25	22.11	2.85	1.37	—	0.69	0.43	1.27	5.70	52.34	17.81	16.38	—	1.43	12.7	0.2	12.9	1.72	1.41	16.36	7 戸 平 均	

割價時正概未米突第

昭和十七年九月二十五日 印刷
昭和十七年九月三十日 發行

【非賣品】

編輯兼 發行者 三重縣農會

三重縣津市東橋校町一八五九番地

印刷者 六田 次夫

三重縣津市東橋校町一八五九番地

印刷所 六田印刷所

(中三43)

937
277

終